

第34条

言語

1. 欧州経済共同体⁽³⁾で使用する言語を決定した規則（1958年4月15日付）No 1に定められた条件は、植物品種庁に関しても適用される。
2. 植物品種庁への申請は、そのような申請を処理するために必要な記録文書およびその他のすべての提出文書は、欧州共同体の公用語の1つで提出されるものとする。
3. 第114条に従って実施規則に明記されている植物品種庁に対する訴訟手続きを行う当事者は、手続きを行うその他の当事者が選択したその他の公用語に翻訳、又は公聴会であれば同時通訳により、欧州共同体の公用語のいずれかの書面および口頭で手続きを行う資格を有する。これらの権利の行使は、当事者が手続きを行うための特別な費用を意味しない。
4. 植物品種庁の機能に必要となる翻訳サービスは、原則として、欧州連合諸機関翻訳センターが提供するものとする。

第35条

植物品種庁の決定

1. 植物品種庁の決定は、第72条に基づいて審判部が下す必要がない場合は、長官の権限により、あるいはその権限の下で決定される。
2. 第1項に従うことを条件に、第20条、第21条、第29条、第59条、第61条、第62条、第63条、第66条、又は第100条(2)に基づく決定は、植物品種庁職員3人からなる委員会が行う。このような委員会の構成員の資格、決定準備段階での個々の構成員の権限、投票条件、およびこのような委員会に関する長官の役割は、第114条に従って実施規則によって決定される。それ以外は、このような委員会の構成員は、決定を下すにあたって、いかなる指示にも拘束されない。
3. 長官の決定は、第2項で規定したものを除き、長官が決定しない場合には、第42条(2)(h)に従って権限を委任された植物品種庁職員の構成員が決定することができる。

第II章

管理理事会

第36条

任命と権限

1. 植物品種庁に付属して管理理事会を設置する。本規則の他の条項によって、あるいは第113条および第114条で定められた条項によって管理理事会に与えられた権限に加え、植物品種庁に関連する下記の

(3) OJ No 17, 6.10.1958, p. 385/58. Regulation as last amended by the 1985 Act of Accession.

権限も持つものとする。

- (a) 植物品種庁が責任を持つ事柄について助言する、又はこれに関して一般ガイドラインを公表する。
- (b) 長官の運営報告書を分析し、さらにはその分析およびその他から入手した情報をもとに、植物品種庁の行為を監視する。
- (c) 植物品種庁からの申し出により、第35条で言及した委員会の人数の決定、各機能の作業配分および期間の決定、あるいはこれに関して一般ガイドラインの公表を行う。
- (d) 植物品種庁の作業方法について規則を定める。
- (e) 第56条(2)に従って試験ガイドラインを公表する。

2. その上に、管理理事会は、

- 必要と思われる場合に、植物品種庁又は委員会に対し意見を述べ、情報提供を求めることができる。
- 第42条(2)(g)に従って提出された草稿を、あるいは本規則や第113条および第114条で言及される条項、もしくは欧州植物品種権に関連するその他の規則への独自の修正案を、修正の有無にかかわらず、委員会に対し送付することができる。
- 第113条(4)および第114条(2)に従って顧問を務める。
- 第109条、第111条および第112条に従って、植物品種庁の予算に関連した機能を遂行する。

第37条

構成

- 1. 管理理事会は、各加盟国の代表1名および委員会の代表者1名とその代理人から構成される。
- 2. 管理理事会の構成員は、手続規則の規定により、アドバイザー又は専門家の支援を受けることができる。

第38条

議長の任務

- 1. 管理理事会は、構成員の中から議長および副議長を選出する。副議長は、議長の職務遂行を妨げられた場合に、議長を更迭する。
- 2. 議長又は副議長の任期は、それぞれの管理理事会のメンバーシップ終了とともに終了する。この規定に影響を及ぼすことなく、議長又は副議長の任期は、この期限終了以前に別の義朝又は副議長が選出されない限り、3年とする。任期は更新可能とする。

第39条

会合

- 1. 管理理事会の会合は、議長により招集される。
- 2. 長官は、管理理事会がそうでないことを決定しない限り、評議に参加する。長官は投票権を持たない。

3. 管理理事会は、年1回、定例会を開くほか、議長の主導又は委員会あるいは加盟国の3分の1の要請により、会合を開く。
4. 手続規則を採択し、またこれらの規則に従って、その権限の下に委員会を置くことができる。
5. 管理理事会は、その会合にオブザーバーを招くことができる。
6. 管理理事会の事務局は、植物品種庁が準備する。

第40条

会合の場所

管理理事会は、欧州委員会又は植物品種庁もしくは審査局オフィスのある場所で会合を行う。詳細は手続規則で決定する。

第41条

投票

1. 管理理事会は、第2項で規定する場合を除き、加盟国代表の単純過半数によって決定する
2. 管理理事会に権限を持たせることになる第29条、第36条(1)(a)、(b)、(d)、(e)、第43条、第47条、第109条(3)、第112条に基づく決定については、加盟国代表の4分の3以上が必要なものとする。
3. 各加盟国は1票を有する。
4. 管理理事会の決定は、条約第189条の意味の範囲内で、何ら拘束力を持たない。

第III章

植物品種庁の運営

第42条

長官の職務および権限

1. 植物品種庁は長官が運営する。
2. このために、長官は、特に、以下の職務および権限を有する。
 - (a) 長官は、第36条(1)に従って管理理事会が制定した規則又は公表したガイドラインとともに、本規則の各条項、第113条および第114条で規定された条項に従って、植物品種庁の機能を果たすべく、内部の実施細則の採択および通知の公表を含め、すべての必要な対策を講じる。
 - (b) 長官は、毎年、欧州委員会および管理理事会に運営報告書を提出する。
 - (c) 長官は、職員に対し、第31条(2)で規定される権限を行使する。
 - (d) 長官は、第36条(1)(c)および第47条(2)で規定される提案書を提出する。
 - (e) 長官は、第109条(1)に従って植物品種庁の収支の見積もりを作成し、第110条に従ってその予算を執行する。

(f) 長官は、第36条(2)最初のインデントに従った管理理事会の求めに応じて、情報を提供する。

(g) 長官は、管理理事会に対し、本規則、第113条および第114条に定められた規定、又は欧州植物品種権に関連するあらゆる規則の改正案を示すことができる。

(h) 長官は、植物品種庁のその他の職員にその権限を委譲することができ、また第113条および第114条に定められた規定の対象となりうる。

3. 長官は、1人以上の副長官が補佐する。長官が不在又は不調の場合、第36条(1)にしたがって管理理事会が制定した規則又は公表したガイドラインに定められた手続きに従って、副長官もしくは副長官の1人が代行する。

第43条

幹部職員の任命

1. 植物品種庁長官は、管理理事会の意見を得たうえで委員会が提案した候補者の一覧から評議会によって任命される。長官を罷免する権限は、管理理事会の意見を得たうえで、委員会からの提案に基づき、評議会に置く。

2. 長官の任期は、5年を超えてはならない。この任期は更新可能とする。

3. 副長官は、長官と相談のうえで、第1項および第2項に従って任命又は罷免される。

4. 評議会は、第1項および第3項に定められた職員に対し、懲戒権限を行使する。

第44条

適法性の管理

1. 委員会は、共同体法が別の機関による適法性の管理を提供していない長官の行為、および植物品種庁の予算に関する管理理事会の行為の適法性を管理する。

2. 委員会は、第1項で言及したいかなる不法行為についても、変更又は取り消しを要求する。

3. 加盟国、管理理事会の構成員、又は直接かつ個人的に関わりを持つその他の者は、第1項で言及したいかなる行為についても、その行為の適法性の検証について、明示又は黙示を問わず、委員会に問い合わせることができる。照会は、当事者が問題の行為を認識したと考える日から2か月以内に、委員会に対して行われる。委員会は、2か月以内に決定を行い、通知する。

第IV章

審判部

第45条

設置と権限

1. 植物品種庁内に、1つ以上の審判部を設ける。
2. 審判部は、第67条に定められた決定からの不服申し立ての決定に責任を負う。
3. 審判部は、必要に応じて招集される。審判部の人数および作業配分は、第114条に従って、実施規則で決定される。

第46条

審判部の構成

1. 審判部は、議長とその他2名の構成員で構成する。
2. 議長は、各案件について他の構成員を選出し、第47条(2)に従って任命された適格者の一覧からそれぞれの代理人を選出する。
3. 審判部が、訴えの性質からそれが必要と判断した場合には、前述の一覧からさらに2名の構成員を招集することができる。
4. 決定の予備段階および投票条件において各審判部の構成員に求められる資格要件、個々の構成員の権限は、第114条に従い、実施規則により決定される。

第47条

審判部構成員の独立

1. 審判部の議長およびそれぞれの代理人は、管理理事会の意見を得たうえで委員会から提案される議長候補者および代理人候補者一覧から、評議会によって任命される。任期は5年とし、更新可能とする。
2. 審判部の他の構成員は、植物品種庁の提案で確定された適格者の一覧から第46条(2)に従って管理理事会に選出された者とし、5年間任命される。この一覧は、5年間にわたって設定される。一覧の全部又は一部は更新可能とする。
3. 審判部構成員は、独立しているものとする。決定を下すにあたっては、いかなる指示にも拘束されない。
4. 審判部構成員は、第35条で定められた委員会の構成員であってはならず、また植物品種庁で他のいかなる職務も遂行してはならない。審判部構成員の職務は、非常勤でもよい。
5. 審判部構成員は、重大な理由がない限り、それぞれの任期中に解任されてはならず、一覧から排除されてはならず、欧州共同体の司法裁判所は、管理理事会の意見を得たうえで委員会の申請により、

この趣旨で決定を下すものとする。

第48条

排斥と異議

1. 審判部構成員は、個人的関心がある場合、あるいは以前に当事者の1人の代理人として関与した場合、もしくは抗告の決定に参加した場合、抗告の手続きに参加してはならない。
2. 第1項で言及した理由の1つ、又はその他の理由により、審判部構成員が抗告手続きに参加すべきでないと考える場合は、適切な方法で審判部に告知するものとする。
3. 審判部構成員は、第1項で言及した理由の1つにより、あるいは不公平の疑いがある場合に、抗告手続きの当事者から反対されうる。異議の理由を認識していながら、抗告の当事者が手続きをふんだ場合、異議は許容されない。異議は、構成員の国籍に基づくものであってはならない。
4. 審判部は、関係する構成員が参加することなく、第2項および第3項に規定する場合に取られる措置について決定する。この決定を下すために、辞退した、又は反対を受けた構成員は、代理人と交代するものとする。

第4部

植物品種庁に対する手続き

第I章

申請

第49条

申請書類の提出

1. 欧州植物品種権の申請は、申請者が下記のいずれかの方法を選んで届け出るものとする。
 - (a) 植物品種庁に直接申請する、又は
 - (b) 第30条(4)に従って設立又は委任されたいずれかの支局もしくは官公庁に申請し、申請者は申請から2週間以内にこの申請に関する情報を植物品種庁に転送することとする。

上記(b)で言及された送付すべき情報の詳細は、その方法を第114条に従って実施規則で定めることができる。上記(b)に従って申請に関する情報を植物品種庁に転送するのを省略することは、その申請が支局もしくは官公庁になされてから1か月以内に植物品種庁に到達していれば、申請の正当性に影響を与えない。
2. 第1項(b)で言及されたいずれかの官公庁に申請がなされた場合、官公庁は申請から2週間以内に植物品種庁に申請を転送するためのすべての措置をとるものとする。官公庁は、申請者に対し、申請を受理して転送するための管理費用を超えない範囲で、手数料を請求することができる。

第50条

申請を管理する条件

1. 欧州植物品種権の申請には、最低限、以下の条件が含まれる。
 - (a) 欧州植物品種権付与の請求、
 - (b) 植物学的分類群の識別、
 - (c) 申請者又は必要に応じて共同申請者の身元確認情報、
 - (d) 育成者の氏名及び申請者が知るかぎりにおいて、該当品種の育成若しくは発見と育種に他の者がかかわっていないことの確認、申請者が育成者又は唯一の育成者ではない場合は、欧州植物品種権を所有するに至った経緯に関連する証拠書類の提出、
 - (e) 当該品種の仮名称、
 - (f) 当該品種の技術的説明、
 - (g) 当該品種の地理的起源、
 - (h) 手続き代行者の資格、
 - (i) 当該品種の過去の商品化の詳細、
 - (j) 当該品種について、これ以外の申請に関する詳細。
2. 詳細情報の提供を含む、第1項で言及された条件の詳細は、第114条に基づく実施規則に定めることができる。
3. 申請に当たっては、その申請に付随する品種名称を提案するものとする。

第51条

申請の日付

欧州植物品種権の申請日は、有効な申請が、第50条(1)に準拠しており、第83条に従い支払うべき手数料を植物品種庁が指定した期限までに支払った場合に、第49条(1)(a)に従って植物品種庁に受理された日、又は第49条(1)(b)に従って支局又は官公庁に受理された日とする。

第52条

優先権

1. 申請の優先権は、申請した日付によって決定される。申請日が同じ日である場合、その優先順位は、それが立証できるのであれば、受理された順序に従って決定される。そうでない場合は、同じ優先順位を持つものとする。
2. 申請者又はその前権利者が、加盟国又は植物新品種保護国際同盟加盟国において、すでにその品種の財産権を申請していた場合、かつ今回の申請日が先の申請から12か月以内の場合、先の申請が今回の申請日にまだ存在しているのであれば、欧州植物品種権の申請に関して、申請者は先の申請について優先権を持つものとする。
3. 優先権は、先の申請が提出された日付を、第7条、第10条および第11条の目的による欧州植物品種

権の申請日として数える効力を持つものとする。

4. 第2項および第3項は、別の国で提出された先の申請についても適用される。
5. 第2項に規定されるよりも早い優先権の請求は、そのような申請に関与する官庁によって証明された先の申請の写しの日付から3か月以内に申請者が植物品種庁に提出しない場合は、これを無効とする。先の申請が、欧州共同体の公用語のいずれかで行われなかった場合、植物品種庁は、先の申請のこれらのいずれかの言語への翻訳を要請することができる。

第II章

審査

第53条

申請の形式審査

1. 植物品種庁は、以下について審査を行う。
 - (a) その申請が第49条に従って有効な申請であるか、
 - (b) 第50条に定められた条件および第50条に従って実施規則に定められた条件を遵守しているか、
 - (c) 必要に応じて、優先権の申し立ては第52条(2)(4)および(5)に定められた規定を遵守しているか、
および
 - (d) 第83条に従って、植物品種庁が指定した期限内に手数料が支払われたか。
2. 第51条で言及された条件を遵守している場合でも、第50条に定められた他の条件を遵守していない場合は、植物品種庁は、申請者に対し、特定され得たどのような不備であれ、訂正する機会を与える。
3. その申請が第51条で言及された条件を遵守していなかった場合、植物品種庁は、申請者にその旨を伝えるか、それが不可能であれば、第89条に従って情報を公開する。

第54条

実質的な審査

1. 植物品種庁は、第10条に従ってその品種が欧州植物品種権の対象になりうるか、申請者は第12条に従って申請する資格を有するか、第82条で定められた条件が遵守されているかを審査する。また、提示された品種名称が第63条に従って適切であるかも審査する。そのような目的のため、植物品種庁は、他の機関のサービスを利用することができる。
2. 第11条に従って、最初の申請者が、欧州植物品種権の資格を有するものと見なされる。これは、この申請の決定がなされるより前に、最初の申請者が資格を有していない、あるいはこの者だけが資格を有しているのではないことを、植物品種庁が認識している、もしくは第98条に基づく資格の請求について最終判決が示された場合には、適用されない。唯一の、あるいは資格を有するその他の者の身元が判明した場合、その者らは申請者として手続きに入ることができる。

第55条 技術的審査

1. 植物品種庁は、第53条および第54条に従った審査に基づいて、欧州植物品種権付与の障害となるものが発見されなければ、第7条、第8条および第9条で定められた条件の遵守に関連する技術的審査が、関連する種の品種の技術的審査を行う責任を管理理事会から委託された加盟国の少なくとも1つにある管轄官庁（以下「審査局」）によって行われるよう、手配する。
2. 審査局が対応できない場合、植物品種庁は、管理理事会の同意を得たうえで、他の適切な機関にその責任を委託することができる。又は、同じ目的により、独自に支所を設立することができる。本章の条項の目的により、そのような機関又は支所は審査局と見なされる。それらは、申請者によって利用可能となった施設を利用することができる。
3. 植物品種庁は、第114条に定められた実施規則に基づく要求に応じて、申請の複写を審査局に送付する。
4. 植物品種庁は、一般規則又は個別事例の要求を通じて、技術的審査および参照のためのサンプルとして、いつ、どこに、どんな質と量の素材を提出すべきかを決定する。
5. 申請者が第52条(2)又は(4)に従って優先権を請求する場合、申請者は、第51条で定められた申請の日付から2年以内に、必要な素材および請求された追加資料を提出する。先の申請が取り下げられた場合、又は2年の期限よりも前に拒絶された場合、植物品種庁は、指定された日時までに素材又は追加資料を提出することを、申請者に要求することができる。

第56条 技術的審査の実施

1. 第7条から第9条で定められた条件の遵守に関連した技術的審査で、異なる方法が手配された場合を除き、審査局は、技術的審査の目的で、その品種を育成する、又はその他の必要な調査を行うものとする。
2. 技術的審査の実施はすべて、管理理事会が公表する試験ガイドラインおよび植物品種庁によるすべての指示に沿って行われる。
3. 技術的審査の目的により、審査局は、植物品種庁の許可を得たうえで、他の技術的資格を有する機関のサービスを利用し、かつそのような機関の調査結果を考慮に入れることができる。
4. 各審査局は、植物品種庁が別の方法を提供する場合を除き、遅くとも、植物品種庁が送付した申請が審査局に受理された日付に提出された国家の財産権の申請に基づいて技術的審査を開始するはずの日付までに、技術的審査を開始する。
5. 第55条(5)に該当する場合は、植物品種庁が別の方法を提供する場合を除き、必要な素材および請求されたその他の追加資料がその日付までに提出されていれば、各審査局は、遅くとも、国家の財産権の申請に基づいて審査を開始するはずの日付までに、技術的審査を開始する。
6. 管理理事会は、ブドウおよび樹木種品種の技術的審査を後日開始してもよいことを決定することができる。

第57条 審査報告書

1. 審査局は、植物品種庁の要求により、又は技術的審査の結果が品種を評価するのに適切であると見なす場合に、植物品種庁に審査報告書を送付し、さらに、第7条から第9条に定められた条件が遵守されていると見なす場合は、その品種の説明を送付する。
2. 植物品種庁は、技術的審査の結果及び品種説明を申請者に通知し、それについてコメントする機会を与えるものとする。
3. 植物品種庁が、審査報告書が決定の根拠として十分ではないと見なした場合は、申請者と協議の後、あるいは申請者からの補完審査の請求により、植物品種庁自体が申請をすることができる。結果の評価を目的として、第61条および第62条に従って決定がなされるまでに行われ最終決定される補完審査は、第56条(1)で定義された審査の一部とみなされる。
4. 技術的審査の結果は、植物品種庁の独占処分権の対象となり、これを植物品種庁が承認した場合に限り、審査局のみが使用してもよい。

第58条 技術的審査の費用

植物品種庁は、第114条に準じた実施規則に従って、審査局に手数料を支払うものとする。

第59条 権利付与に対する異議

1. 誰でも、欧州植物品種権の付与に対する書面による異議を植物品種庁に申し立てることができる。
2. 異議申立人は、申請者に加えて、欧州植物品種権の付与手続きの当事者となる。第88条に影響を及ぼすことなく、異議申立人は、第57条(2)で言及された技術的審査の結果および品種説明を含む文書にアクセスできる。
3. 異議申立は、以下の論点のみに基づくことができる。
 - (a) 第7条から第11条に定められた条件が遵守されていない、
 - (b) 第63条(3)又は(4)に基づき、提案された品種名称に障害となるものがある。
4. 異議は、以下の期限までに申し立てることができる。
 - (a) 第3項(a)に関する事例では、申請後かつ第61条および第62条に従って決定される前、
 - (b) 第3項(b)に基づく異議の事例では、第89条に従って提案された品種名称の公表から3か月以内。
5. 異議申立への決定は、第61条、第62条、第63条に従う決定と同時に下してもよい。

第60条

異議申立に関する新規申請の優先順位

第11条に定められた条件が満たされないことを根拠とする異議申立が欧州植物品種権申請の取り下げ又は拒絶につながる場合、および、異議申立人がその取り下げから1か月以内又は同一品種に関して拒絶が最終決定した日付から1か月以内に欧州植物品種権を申請する場合、異議申立人は取り下げ又は拒絶の日付を申請日と見なすことを要求することができる。

第III章

決定

第61条

拒絶

1. 植物品種庁は、申請者が以下のような状態であることが判明した場合、ただちに欧州植物品種権の申請を拒絶する。
 - (a) 第53条の意味する範囲内において、訂正する機会を与えられた不備を、通知された期限内に改善しなかった、
 - (b) 植物品種庁が提出しないことに同意した場合を除き、第55条(4)又は(5)に従った規則若しくは請求を、指定された期限内に遵守しなかった、又は
 - (c) 第63条に従って、適切な品種名称を提示しなかった。
2. 植物品種庁は、次のような場合にも、欧州植物品種権の申請を拒絶する。
 - (a) 第54条に従って確認を求められた条件が満たされなかったことが判明した、
 - (b) 第57条に従った審査報告書に基づき、第7条、第8条および第9条に定められた条件が満たされなかったという見解に達した。

第62条

付与

植物品種庁が、審査の結果がその申請について決定するのに十分であり、かつ第59条および第61条に基づく支障がないと判断した場合には、欧州植物品種権を付与するものとする。決定には、品種の公式な説明を含むものとする。

第63条

品種名称

1. 欧州植物品種権が付与される場合、植物品種庁は、問題の品種について、第54条(1)の第2文に従っ

て実施された審査に基づき、その名称が適切であると判断した場合に、第50条(3)に従って申請者が提示した品種名称を承認する。

2. 本63条第3項又は第4項に従って、支障がない場合、品種名称は適切である。

3. 品種名称の指定の支障となるのは以下のような場合である。

- (a) 第三者の優先権により、共同体の領域における使用が認められていない、
- (b) 認識又は再生に関連して、一般に使用者に困難をもたらす恐れがある、
- (c) 同種あるいは関連の近い種の別品種として植物品種の公式登記簿に記入されている品種名称、もしくは加盟国内又は植物新品種保護同盟の加盟国内において流通している別の品種の素材の品種名称と、同一又は混乱を招きかねない、ただし、他の品種がもはや存在しておらず、その名称が特に意味を獲得していない場合を除く、
- (a) 市場取引に一般に使われている他の商品の名称と同一である、又は混乱を招きかねない、若しくは他の法律により独占してはならないことになっている、
- (b) 加盟国のいずれかにおいて怒りを買う、又は公序良俗に反する恐れがある、
- (c) その特徴、品種の価値又は同一性、あるいは育成者又は手続の当事者の身許について、誤解を招いたり混乱の元となったりしがちである。

4. 別の支障があるのは、以下のような条件ですすでに登録されている品種の場合である。

- (a) 加盟国のいずれかにおいて、又は
- (b) 植物新品種保護国際同盟の加盟国のいずれかにおいて、又は
- (c) 品種が、共通カタログに関する指令で定められたものと同等の規則のもとで評価されることが、共同体法で規定されている別の国において、植物品種又は素材の正式登記簿に登録されている、および商業目的で市場取引されている、また提示された品種名称がそこで登録又は使用されているものとは異なっている。ただし後者については、第3項で定められた支障の対象となっている場合を除く。

5. 植物品種庁は、第3項(c)の意味する範囲で「密接に関連する種」と思われる種を公表する。

第IV章

欧州植物品種権の維持

第64条

技術的検証

1. 植物品種庁は、保護された品種が変わりなく継続的に存在していることを検証する。
2. この目的のため、第55条および第56条に従って、技術的検証を行う。
3. 所有者は、品種の不変かつ継続的存在を評価するために必要なすべての情報を、品種の技術的検証を委託された植物品種庁及び審査局に提供することが求められる。所有者は、植物品種庁からの指示に従って、品種の素材を提出し、品種の不変かつ継続的存在を確実にするために適切な措置が取られているかどうかの検証を許可することが求められる。

第65条

技術的検証報告書

1. 植物品種庁の要求により、又は品種が均一ではない若しくは安定していないことが立証された場合に、技術的検証を委託された審査局は、その発見について報告書を植物品種庁に送付する。
2. 第1項に従い、技術的検証によってなんらかの欠陥が発見された場合、植物品種庁は、技術的検証の結果を所有者に通知し、それについて意見を述べる機会を与える。

第66条

品種名称の修正

1. 植物品種庁は、品種名称が第63条に定められた条件を満たしていない、又はもはや満たしていないことが確認され、またこれに先行する第三者の権利に相反する場合に、所有者が修正に同意した、もしくはこの理由により所有者ないし品種名称の使用を要求された者が最終判決によって品種名称の使用を禁止された場合、第63条に従って指定された品種名称を修正する。
2. 植物品種庁は、所有者に修正した品種名称を提案する機会を与え、第63条に従って手続きを進める。
3. 第59条(3)(b)に従って提案された修正した品種名称に対して、異議を申し立てることができる。

第V章

不服申し立て

第67条

不服申し立ての対象となる決定

1. 不服申し立ては、第20条、第21条、第59条、第61条、第62条、第63条、第66条に従って植物品種庁が下した決定に基づくものとする。第83条に定められた手数料に関する決定、第85条に定められた費用に関する決定、第87条に定められた登記簿への情報の登録又は削除に関する決定、および第88条に定められた一般閲覧に関する決定も同様とする。
2. 第1項に従って申し立てられた不服は、猶予効果を有する。しかし、そのような状況が必要であると考えた場合、植物品種庁は、申し立てを受けた決定が猶予されないことを命令することができる。
3. 不服申し立ては、第74条に従って直接行動がとられる場合を除き、第29条および第100条(2)に従った植物品種庁の決定に基づいたものとする。不服申し立ては猶予効果を持たないものとする。
4. 当事者のいずれかに関して手続きを終了しない決定に対する不服申し立ては、決定が別の不服申し立てを規定する場合を除き、最終決定に対する不服申し立てと併せてのみ行うことができる。

第68条

不服申し立てする資格を有し、不服申し立て手続きの当事者となることのできる者

自然人又は法人は、第82条に従って、その者に宛てられた決定に対して、あるいは別の者に宛てられた決定の形式であっても、前者に関して直接かつ個別の決定に対して、不服申し立てすることができる。手続きの当事者は、訴訟手続きの当事者になることができ、植物品種庁は訴訟手続きの当事者となる。

第69条

期限および形式

不服申し立ての通知は、不服申し立て人に宛てられた決定の送達から2か月以内に、不服申し立て人が不在の場合は決定の公表から2か月以内に、書面により植物品種庁に提出される。また、不服申し立て理由を明記した書面は、前述の送達又は公表から4か月以内に提出されるものとする。

第70条

中間補正

1. 決定を下した植物品種庁の機関が、この不服申し立てが許容できるものであり、かつ根拠が十分であると見なす場合、植物品種庁は、その決定を是正する。これは、不服申し立て人が不服申し立て手続きに関わる別の当事者に反対される場合には適用されない。
2. 不服申し立て理由を明記した書面の受理から1か月以内に決定が是正されない場合、植物品種庁はただちに、その不服申し立てについて、
 - 第67条(2)第2文に従って行動をとるかどうかを決定する、又は
 - 不服申し立てを審判部に付託する。

第71条

不服申し立て審査

1. 不服申し立てが許容できるものである場合、審判部はその不服申し立ての根拠が十分なものであるかどうかを審査する。
2. 不服申し立てを審査する場合に、審判部は必要に応じて、不服申し立て手続きの当事者に、審判部が発行した通知、又は他の不服申し立て手続きへの当事者からの伝達に対する見解を、指定された期限までに提出することを要請する。不服申し立て手続きの当事者は、口頭により表明する権利を有する。

第72条

不服申し立て上の決定

審判部は、第71条に従って行われた審査に基づいて不服申し立てを決定する。審判部は、植物品種庁の権限内にある権限を行使することができる。又は、その案件を植物品種庁の管轄部署に付託してさらなる措置をとることもできる。後者は、事実が同一であれば、審判部の判決理由によって拘束される。

第73条

審判部の決定に対する措置

1. 不服申し立てに対する審判部の決定に対し、裁判所に訴訟を提起することができる。
2. 本規則又は申請に関連する法の支配における能力の欠如、不可欠な手続き要件の違反、規約違反、あるいは権限の誤用を理由に、訴訟を提起することができる。
3. 裁判所は、争点となった決定を取り消す又は変更する権限を持つ。
4. この訴訟は、提起したうちの全部又は一部が不成功であった訴訟手続きの当事者すべてに開かれて
いるものとする。
5. この訴訟は、審判部の決定が送達された日付から2か月以内に、裁判所に提起される。
6. 植物品種庁は、裁判所の判決に従うために必要な措置をとることが求められる。

第74条

直接行動

1. 第29条および第100条(2)に従って、植物品種庁の決定に対して、裁判所に直接行動を起こすことができる。
2. 第73条に規定された条項は、変更すべきところを変更して適用される。

第VI章

手続きに影響する諸条件

第75条

決定の根拠となる理由の記述、法廷弁論権

植物品種庁の決定には、その根拠となった理由の記述を添付する。決定は、手続きの当事者が口頭又は書面によって意見を表明する機会を得ることとなった理由又は証拠のみを根拠とする。

第76条

植物品種庁が自発的に行う事実の審査

それ以前の手続きにおいては、植物品種庁は、第54条及び第55条に従って審査を受ける範囲内で、自発的に事実の調査を行う。植物品種庁が指定した期限までに提出されなかった事実又は証拠品目は、無視するものとする。

第77条

口頭弁論

1. 口頭弁論は、植物品種庁自身の発議権又は手続き当事者からの要求によって行われる。
2. 第3項に影響を及ぼすことなく、植物品種庁の口頭弁論は公表されない。
3. 決定の送達を含む審判部への口頭弁論は、訴訟を起こされた審判部が、公表を認めることで、特に訴訟手続きの当事者にとって重大かつ不当な不利益が生じる可能性がある状況で別の決定をしない限り、公表される。

第78条

証拠の採用

1. 植物品種庁に対する訴訟では、証拠の提供又は取得の方法として次のようなものがありうる。
 - (a) 訴訟当事者からの聞き取り調査、
 - (b) 情報請求、
 - (c) 書類又はその他の証拠の開示、
 - (d) 証人への聞き取り調査、
 - (e) 専門家の意見、
 - (f) 視察、
 - (g) 宣誓供述書。
2. 植物品種庁が集合体組織を通じて決定する場合、その組織は、メンバーの1人に提出された証拠の調査を委託することができる。
3. 植物品種庁が、訴訟の当事者、証人、専門家が口頭で証拠を提出する必要があると見なす場合、以下のどちらかとする。
 - (a) 関係者に出頭を要請する召喚状を発行する、又は
 - (b) 第91条(2)に定められている証拠を入手するために、関係者の住所がある国の管轄司法機関又はその他の権威を要請する。
4. 植物品種庁に召喚された訴訟の当事者、証人、専門家は、住所のある国の管轄の司法機関もしくはその他の機関に、その証拠を聴取するよう要請することができる。そのような要請を受理したとき、あるいは召喚状に反応がなかった場合に、植物品種庁は、第91条(2)に従って、管轄の司法機関もしくはその他の機関に、その者の証拠を聴取するよう求めることができる。

5. 訴訟の当事者、証人、専門家が植物品種庁に証拠を提出した場合に、その証拠が誓約の下又は拘束力のある形式で提出されるのが望ましいと見なしたときは、植物品種庁は、関係者の住所がある国の管轄の司法機関もしくはその他の機関に対し、必要な条件の下でその証拠を聴取するよう求めることができる。
6. 植物品種庁が、管轄の司法機関もしくはその他の機関に証拠を採用するように求める場合は、拘束力のある形式でその証拠を採用するように求めることができる。また、植物品種庁のメンバーが聴取の場に出席し、訴訟の当事者、証人、専門家に対して、その司法機関もしくはその他の機関を通して、あるいは直接、質問することを認めるように求めることができる。

第79条

送達

植物品種庁は、それによって期限を計算し、又は本規則の他の条項もしくは本規則に従って採択された条項、あるいは植物品種庁長官の命令のいずれかに従って出されるべき、すべての決定および召喚状、ならびに通知や伝達を、自ら送達するものとする。送達は、加盟国の管轄品種庁が行うことができる。

第80条

原状回復

1. 特定の状況においてすべての適切な配慮をしたにもかかわらず、欧州植物品種権の申請者又は所有者、その他植物品種庁に対する訴訟の当事者が、植物品種庁への期限を順守することができなかった場合、期限を順守できなかったことが直接的に権利又は救済手段の喪失につながったのであれば、その権利は、その旨申請があれば、本規則により回復される。
2. 期限が過ぎた場合には、違反の原因から2か月以内に、書面で申請するものとする。順守されなかった行為は、この期間内に完了するものとする。申請は、順守されなかった期限の終了後1年以内に限り認められる。
3. 申請には、そのもとになった根拠及び依存する事実に関する記述を添付するものとする。
4. この第80条の条項は、第2項で言及された期限および第52条(2)(4)(5)に定められた期限には適用されない。
5. 加盟国内で、欧州植物品種権の付与に関して公開された申請の対象となっている、又は欧州植物品種権が付与された品種を、その申請又は付与された欧州植物品種権について第1項に従って権利を喪失してからそれらの権利が回復されるまでの間に、誠実に使用した、又は使用するために有効かつ正当な手配をした者は誰でも、その事業の過程又はその必要性において、支払うことなくそのような使用を継続することができる。

第81条

一般原則

1. 本規則又は本規則に従って採択された条項に手続きに関する条項がない場合、植物品種庁は、加盟国で一般に認められた手続法の原則を適用する。
2. 第48条は、第67条で定められた種類の決定に関わっているのであれば植物品種庁職員に、そのような決定の準備措置に関わっているのであれば審査局職員に、準用する。

第82条

手続き代理人

共同体の領域内に居住していない、又は住宅もしくは施設を持っていない者は、共同体の領域内に居住している、又は住宅もしくは施設を持っている手続き代理人を指定した場合に限り、植物品種庁に対する訴訟の当事者になることができる。

第VII章

手数料、費用決済

第83条

手数料

1. 植物品種庁は、本規則に基づいて行われる公式行為に対し、第113条に従って本規則が採択した手数料に準じて、欧州植物品種権の期間中の各年の料金と同様に、手数料を請求する。
2. 申請に際してのみ行われる、第113条(2)に定められた公式行為、又は手数料規則に定められた公式行為に関して支払われるべき手数料が支払われなかった場合に、手数料支払いに必要な行為が、植物品種庁が支払い不履行のこれらの結果を示した新たな手数料支払い請求を送達した日付から1か月以内に行われなければ、その申請は満たされていない、又は申請はなされなかったものと見なされる。
3. 欧州植物品種権の付与に関して申請者が提供したなんらかの情報が、該当する分類群の品種の技術的審査のために制定された枠組みを越える技術的審査によってのみ検証されうる場合、手数料支払いの責任を負う人に話を聞いたのちに、技術的審査の手数料は、最大で実際に発生した支出額まで増加しうる。
4. 不服申し立てが成功した場合はその控訴料、不服申し立ての一部が成功した場合はそれに対応する分の控訴料が、払い戻される。ただし、不服申し立ての成功が、元々の決定の時点では入手不可能であった事実に基づいたものであった場合、払い戻しの全部又は一部は拒絶される。

第84条

金銭的債務の終了

1. 植物品種庁が手数料の支払いを請求する権利は、手数料の支払い期限が過ぎた年の年末から4年後に失効する。
2. 植物品種庁に対する手数料又は植物品種庁により過剰請求された総額の払い戻しの権利は、権利が発生した年の年末から4年後に失効する。
3. 手数料の支払い請求は、第1項で指定された期限を中断する効果を持ち、書面で理由を記載した払い戻し請求は、第2項で指定された期限を中断する効果を持つ。中断の後、期限は直ちに再開され、その間に権利を行使する司法手続きが制定された場合を除き、元々の開始日の年末から遅くとも6年で終了する。その間に権利を行使する司法手続きが制定された場合は、その判決が最終決定の権限を獲得してから1年経過した後に、期限は終了する。

第85条

費用の割当て

1. 欧州植物品種権の撤回又は取り消しの申し立て、あるいは不服申し立て手続きで敗者となった当事者は、旅費、生活費、代理人や助言者、支援者への報酬を含む、自身が負った訴訟に不可欠なすべての費用と同様に、相手方が負った費用を、第114条に従って実施規則に定められた条件のもとで各カテゴリーの費用に対して設定された尺度の範囲内で、負担する。
2. ただし、手続きの各当事者がある争点では勝ち、他の争点では負けた場合、あるいは要求の正当な根拠が記述されている場合、植物品種庁又は審判部が、別の費用割当てを決定する。
3. 欧州植物品種権の申請、権利の撤回又は取り消しの申請、あるいは不服申し立てを取り下げ、もしくは欧州植物品種権を放棄することで手続きを終了させた手続きの当事者は、相手方当事者が第1項および第2項の規定により負った費用を負担する。
4. 手続きの当事者が、植物品種庁又は審判部に対して、前出の条項で規定したのとは異なる費用の支払いの結論に達した場合、その合意について覚書をつけるものとする。
5. 請求により、植物品種庁又は審判部は、前出の条項に従って支払われるべき費用の総額を確定する。

第86条

費用の総額を確定する決定の執行

1. 費用の総額を確定する植物品種庁の最終決定は、執行可能なものとする。
2. 執行は、それが起きた加盟国内で適用される民事手続き規則によって管理される。関連文書が確実なものであることの検証のみを条件に、強制条項又は裏書条項は、各加盟国の政府によってその目的のために任命された国内当局によって追加されるものとする。
3. 執行を求める当事者からの申請があれば、これらの手続きが完了した時点で、管轄する機関に直接、執行を提起することにより、国内法のもとで裏書条項に進む権利を得る。

4. 執行は、欧州共同体の司法裁判所の決定による場合を除き、延期されてはならない。ただし、執行措置の規則性の管理については、国内裁判所に属するものとする。

第VIII章

登録

第87条

登録の確立

1. 植物品種庁は、欧州植物品種権の申請登記簿を保持するものとし、それには以下の項目を含むものとする。
 - (a) 欧州植物品種権の申請書、分類群の記述および品種の仮名称、申請の日付および申請者、育成者、ならびに関係する手続き代理人らの住所氏名を含む、
 - (b) 欧州植物品種権の申請に関連する手続き終了の場合には、副段落(a)に提示された情報を含む、
 - (c) 品種名称の提案、
 - (d) 申請者又はその手続き代理人の身許の変更、
 - (e) 請求があれば、第24条および第26条で言及された履行の差押え。
2. 植物品種庁は、欧州植物品種権の登記簿を保持し、欧州植物品種権の付与後、それには以下の項目を記載する。
 - (a) 品種の種および品種名称、
 - (b) 品種の正式な記述、又は品種の正式な記述が登記簿の一部として含まれる植物品種庁が所有する文書の参照資料、
 - (c) 材料生産のために特定の構成物の材料を繰り返し使用しなければならない品種の場合、その構成物の参照資料、
 - (d) 所有者、育成者、その他関係する手続き代理人の住所氏名、
 - (e) 欧州植物品種権の開始および終了の日付、ならびに権利終了の理由、
 - (f) 請求により、利用の権利を享受する者の住所氏名を含む、契約上の排他的開発利用権又は強制的開発利用権、
 - (g) 請求により、第24条に定められた執行中の差押え、
 - (h) 原品種の所有者および本質的に原品種に由来する品種の育成者がともに請求した場合は、品種名称を含め初期および本質的な由来としての品種の同一性、ならびに関係当事者の氏名。第99条に従って他の当事者からの異論のない同意を得ている、又は本規則の各条項に従った初期および本質的な由来としての関連品種の同一性を含めた最終決定もしくは最終判決を得ているのであれば、関係当事者の1人からの請求のみで十分とする。
3. 両方の登記簿への記載に関するその他の詳細又はその他の条件は、第114条に従って実施規則で規定することができる。
4. 植物品種庁は、自発的かつ所有者との協議のうえで、特徴の数と種類又はそれらの特徴の特定の発

現に応じて、必要な場合に、関連する分類群の品種記述を管理する現行の規則に照らして、関連する分類群の他の品種記述と比較可能な品種記述を表すために、品種名称を変更することができる。

第88条

一般閲覧

1. 第87条で言及された登記簿は、一般に閲覧可能とする。
2. 正当な理由があれば、第114条に従って実施規則に定められた条件に従い、以下の項目を一般閲覧とする。
 - (a) 欧州植物品種権付与の申請に関連する文書、
 - (b) すでに付与された欧州植物品種権に関連する文書、
 - (c) 技術的審査の目的のための品種の育成、
 - (d) 継続的存在を検証する目的のための品種の育成。
3. 素材の生産のために特定の構成物を持つ素材を繰り返し使用しなければならない品種の場合は、欧州植物品種権の申請者の請求により、構成物に関連するすべてのデータを、その栽培も含め、閲覧の対象外とする。閲覧の対象外とするそのような請求は、欧州植物品種権付与の申請に対する決定がなされた後には提出することができない。
4. 第55条(4)、第56条、および第64条に基づく審理に関連して提出又は取得された素材は、資格を持つ者が同意するか、審理する目的のために本規則によって規定される協力又は法規定に関連してそのような譲渡が請求される場合を除き、本規則に基づいて管轄する機関から他の当事者に渡されてはならない。

第89条

定期刊行物

植物品種庁は、少なくとも2か月に1度、第87条(1)および(2)(a)、(d)、(e)、(f)、(g)、(h)に従って登記簿に記入されたがまだ公表されていない情報を掲載した刊行物を発行する。植物品種庁はまた、植物品種庁が目的にかなうと見なした情報を含み、最低でも有効な欧州植物品種権、その所有者、付与および期間終了の日付、認可された品種名称の一覧を掲載した年間報告書を発行する。これらの刊行物の詳細は管理理事会が指定する。

第90条

情報および刊行物の交換

1. 植物品種庁および加盟国で植物品種権を管轄する事務局は、請求により、また技術的審査の結果送付のために設定された条件に影響を及ぼすことなく、各自の刊行物その他申請又は付与された所有権に関する有益な情報を1部以上、自家用として無料で相互に送付しあうものとする。
2. 第88条(3)で言及されたデータは、以下の場合を除き、除外される。

- (a) その情報が、第55条および第64条に従って審理を行うために必須である、又は
- (b) 欧州植物品種権の申請者又は所有者が同意した。

第91条

行政および法的協力

1. 本規則又は国内法で別に規定しない限り、植物品種庁、第55条(1)に定められた審査局、および加盟国の裁判所ならびに官庁は、請求により、審理の目的のために、情報のやり取りのほか品種に関するファイルやそのサンプル又は育種の開示をすることで、互いを援助する。植物品種庁および審査局が、裁判所又は検察庁による審理のためにファイルやサンプル、育種を公開する場合、審理は第88条に定められた制限の対象とならないものとする。また、審査局が行う審理は、同じく第88条に従って植物品種庁が決定を行う対象とならないものとする。
2. 植物品種庁から嘱託書を受領した後、加盟国の裁判所又はその他の管轄機関は、植物品種庁の代理として、かつ各自の司法権の範囲内で、必要な審理又はその他の関連する措置を行うものとする。

第5部

その他の法律への影響

第92条

重複保護の禁止

1. 欧州植物品種権の対象となる品種は、その品種の国の植物品種権又はいかなる特許の対象となつてはならない。第1文に反して付与されたいかなる権利も無効とする。
2. 所有者が、欧州植物品種権よりも先に同一品種に対して第1項で言及された別の権利を付与された場合は、所有者は、欧州植物品種権が有効である限り、そのような保護によってその品種に与えられた権利を行使することができない。

第93条

国内法の適用

欧州植物品種権のもとの賠償請求は、本規則で明示的に言及されている場合に限り、加盟国の法によって課せられる制限の対象となる。

第6部

民法の賠償請求、違反、司法権

第94条

違反

1. 誰であろうと、

- (a) 欧州植物品種権が付与された品種について、その資格を持たないにもかかわらず、第13条(2)で規定された行為の1つに影響を与えた場合、又は
- (b) 第17条(1)で言及された品種名称の使用を省略、又は第17条(2)で言及された関連情報を省略した場合、又は
- (c) 第18条(3)に反して欧州植物品種権が付与された品種の品種名称又はそれと紛らわしい名称を使用した場合、そのような違反行為の禁止、あるいは妥当な賠償金の支払い、もしくはその両方を求める所有者から告訴されうる。

2. 誰であろうと、意図的もしくは不注意で行う者は、これに加えて、問題の行為から生じたさらなる損害について、所有者に対し賠償する責任を負う。軽微な過失の場合には、そのような軽微な過失の程度に応じて、そのような賠償請求を軽減することができる。ただし、違反を犯した者がそこから得た利益よりも少ないとは限らない。

第95条

欧州植物品種権の付与に先行する行為

所有者は、欧州植物品種権申請の公表からその付与までの間に、そのことによって禁止される行為を行った者から、妥当な賠償金を請求することができる。

第96条

時効

第94条および第95条に従った賠償請求は、欧州植物品種権が最終的に付与され、責任を負うべき当事者の行為および身許を所有者が知った時点から3年後を時効とする。所有者がそれを知りえなかった場合には、関連する行為の終了から30年後を時効とする。

第97条

違反に関する国内法の補足的適用

1. 第94条に従って責任を負うべき当事者が、その違反の内容によって、所有者又は開発利用権を有する者の負担によって利益を得た場合、第101条又は第102条に従って管轄となる裁判所は、賠償に関し

て、民間国際法を含む国内法を適用する。

2. 第1項はまた、欧州植物品種権付与の申請が公表された時点から請求の取り下げまでの間に、第95条に従い、行為の実行又は不作為に関連して生じる可能性のあるその他の賠償請求に関しても適用される。
3. その他すべての点で、欧州植物品種権の効力は、本規則のみによって決定される。

第98条

欧州植物品種権の資格の請求

1. 第11条のもとでその資格を持たない者に欧州植物品種権が付与された場合、資格を持つ者は、加盟国の法の下で道が開かれているその他の救済手段に影響を及ぼすことなく、欧州植物品種権が譲渡されるように請求することができる。
2. 欧州植物品種権の一部にのみ資格を持つ場合、その者は、第1項に従い、共同所有者にするよう請求することができる。
3. 第1項および第2項に従った請求は、欧州植物品種権付与の公表から最大5年の期限の間にのみ行使できる。本条項は、所有者が権利を付与された、又は取得した時点で、その権利を得る資格がないこと、又は資格を単独で持っていないことを知っていた場合には、適用されない。
4. 資格を持つ者は、その資格のない者又は単独では資格を持たない者が提出した欧州植物品種権の付与申請について、第1項および第2項に従い、請求を続行する資格が準用される。

第99条

品種の同一証明の取得

原品種の所有者および、原品種から本質的に由来した品種の育成者は、初期又は本質的な由来に該当する品種の同一証明の承認を取得する資格を有する。

第100条

欧州植物品種権の所有権変更の結果

1. 第98条(1)の下での資格請求の目的により、第101条又は第102条に従って下された最終判決の結果として、欧州植物品種権の所有権に完全な変更があった場合に、利己的な利用又はその他の権利は、欧州植物品種権の登記簿への有資格者の記入をもって消滅するものとする。
2. 所有者又は開発利用権を享受する者が、第13条(2)に規定された行為の1つを行使した場合、又は第101条又は第102条に従った手続き開始に先立って、そうするための効果的かつ誠実な取り決めをした場合、欧州植物品種権の登記簿に記入された新しい所有者からの非排他的開発利用権を請求するという条件で、その行為を続行又は実行することができる。そのような請求は、実施規則に定められた期限内に行われなければならない。開発利用権は、当事者間の合意がない場合に、植物品種庁から付与される。第29条(3)から(7)が準用される。

3. 第2項は、所有者又は開発利用権を享受する者が、その行為を行う、又は取り決めにしようとするに際して、悪意を持って行動した場合には、適用されない。

第101条

民法の賠償請求に関連する法的行為における管轄および手続き

1. 本第101条の補完条項および本規則の第102条から第106条と同じく、ルガノ条約が、第94条から第100条で言及された賠償請求に関する行為に関連する手続きに適用される。
2. 第1項で言及された種類の手続きは、以下の通りに裁判となるものとする。
 - (a) 被告人が居住する、又は被告人が住宅もしくはそれらが不在の場合には施設を所有している加盟国又は別のルガノ条約締約国の裁判所、又は
 - (b) この条件がどの加盟国又は締約国で満たされない場合は、原告が居住する、又は原告が住宅もしくはそれらが不在の場合には施設を所有している加盟国の裁判所、又は
 - (c) この条件もまたどの加盟国でも満たされない場合は、植物品種庁が所在する加盟国の裁判所。
 管轄する裁判所は、加盟国内で犯されたとされる違反に関して司法権を持つものとする。
3. 違反に対する賠償請求に関する行為に関連する手続きも、有害事象が起きた場所で裁判にすることができる。そのような場合、裁判所は、それが属する加盟国の領域内で犯されたとされる違反についてのみ、司法権を有するものとする。
4. 法的手続きおよび管轄裁判所は、第2項又は第3項に従って決定される国の法律に基づいて運営されるものとする。

第102条

補足規定

1. 本規則第98条に従った資格請求訴訟は、ルガノ条約第5条(3)および(4)の条項に該当するとは見なされない。
2. 本規則第101条にかかわらず、ルガノ条約第5条(1)、第17条、第18条は適用する。
3. 本規則第101条および第102条を適用する目的のために、当事者の居住地又は住所は、ルガノ条約第52条および第53条に従って決定される。

第103条

適用可能な手続規則

第101条および第102条に基づく司法権が国内裁判所にある場合、当該国内財産権に関連して同種の訴訟を管轄する関係国の手続規則が、第104条および第105条に影響を及ぼすことなく適用される。

第104条

違反に対して訴訟を提起する資格

1. 違反に対する訴訟は、所有者が提起することができる。開発利用権を享受する者は、排他的開発利用権について所有者との合意又は第29条もしくは第100条(2)に従って植物品種庁により明示的に排除されている場合を除き、そのような訴訟を提起することができる。
2. 開発利用権を享受する者は、その者が被った損害に対する補償金を受け取る目的で、所有者が提起した違反に対する訴訟に介入する資格を有するものとする。

第105条

国内裁判所およびその他の組織の義務

欧州植物品種権に関連する訴訟を審理する国内裁判所又はその他の組織は、欧州植物品種権を有効なものとして扱う。

第106条

手続きの延期

1. 訴訟が第98条(4)に基づく賠償請求に関連する場合、および決定が第6条に基づく品種の保護可能性による場合、この決定は、植物品種庁が欧州植物品種権の申請を決定する前に下されてはならない。
2. 付与された欧州植物品種権に関連する訴訟、およびそれについて第20条および第21条に基づいて撤回又は取り下げの手続きが始まった場合、決定が欧州植物品種権の有効性に依存するものである限り、手続きは継続することができる。

第107条

欧州植物品種権の違反に対する罰金

加盟国は、該当する国内の権利違反に適用されるのと同じく、欧州植物品種権違反を必ず処罰するために、同一の条項が適用されるように、あらゆる適切な手段をとるものとする。

第7部

予算、財務管理、共同体実施規則

第108条

予算

1. 植物品種庁の全収入および全支出は、会計年度ごとに見積書を作成し、植物品種庁予算のなかで公

表される。各会計年度は暦年に該当する。

2. 予算で示される収入および支出は、均衡のとれたものとする。
3. 収入には、その他の種類の収入に影響を及ぼすことなく、第113条に規定される手数料規則のもとで第83条に従って支払われるべき総手数料、および必要な範囲内で、欧州共同体の総予算からの補助金が含まれる。
4. 支出には、その他の種類の支出に影響を及ぼすことなく、植物品種庁の固定費、および審査当局に支払われる金額を含む植物品種庁の通常の機能から生じる経費が含まれる。

第109条

予算編成

1. 長官は、毎年、翌年の植物品種庁の収入および支出の予算を編成し、ポストの一覧および、第108条(3)で言及された補助金を予算の規定とする場合はその説明とともに、それを毎年3月31日までに管理理事会に伝達する。
2. 予算が第108条(3)で言及された補助金を規定とするかどうかは、管理理事会が直ちにポストの一覧および説明文とともに予算を欧州委員会に転送する。そこに管理理事会の意見を添付することができる。欧州委員会は、それらを共同体の予算局に転送するが、代替予算案とともに意見書を添付することができる。
3. 管理理事会は、植物品種庁のポスト一覧を含む見積書を承認する。見積りに第108条(3)で言及された補助金を含めるかどうかについては、必要であれば、欧州共同体の総予算の割当てに適応する。

第110条

予算の実施

長官は植物品種庁の予算を実施する。

第111条

監査および管理

1. 内部監査機能は、植物品種庁の中に設置するものとし、関連する国際基準に準拠して実施される。長官によって任命された内部監査人は、植物品種庁の予算実施システムおよび手続きの適切な運用を検証する責任を負う。
内部監査人は、管理および統制システムの質に独立した意見を出し、業務に実施状況を改善し健全な財務管理を促進するために提案を出すことで、長官にリスク対応に関する助言を行うものとする。
業務を遂行するのに適した内部統制システムおよび手続きを導入する責任は、権限を与えられた役員が負う。
2. 毎年3月31日までに、長官は、委員会、管理理事会ならびに欧州共同体の監査役裁判所に、前年度分の植物品種庁の総収入および総支出の報告書を伝達する。監査役裁判所は、欧州共同体の総予算に

適用される関連条項に従ってそれらを検証する。

3. 管理理事会は予算の実施に関して植物品種庁長官に免責を与える。

第112条

財政規則

管理理事会は、監査役裁判所と相談のうえで、特に植物品種庁予算を確定し実施するための手続きを規定する内部財政規定を採択する。財政規定は、可能な限り、欧州共同体の総予算に適用される財政規則の条項に対応するものでなければならないが、植物品種庁の個々の業務の特定の要件がそのように指示する場合は、その限りではない。

第113条

手数料規則

1. 手数料規則では、特に、第83条(1)に基づいて手数料が支払われるべき案件、その額および支払われる方法を定める。

2. 手数料は、少なくとも下記案件に関して課される。

(a) 欧州植物品種権申請の処理。これに含まれるのは、

- 形式審査（第53条）、
- 実体審査（第54条）、
- 品種名称の審査（第63条）、
- 決定（第61条、第62条）
- 関連する刊行物（第89条）、

(b) 技術的審査の手配および実行

(c) 決定を含む不服申し立ての処理、

(d) 欧州植物品種権の期間中の毎年

3. (a) (b) 又は(c)に影響を及ぼすことなく、手数料の額は、原則的に、植物品種庁予算のバランスをとるのに十分な収益となることを確保するようなレベルで固定される。

(b) ただし、第108条(3)に規定される補助金は、第118条(2)に定められた日付から4年目の12月31日に終了する移行期間においては、植物品種庁の初期運用段階に関連する支出を補うことができる。第115条に定められた手続きに関しては、この期間は、必要であれば、1年を超えない範囲で延長することができる。

(c) さらに、上述した移行期間中に限り、第108条(3)で言及された補助金は、申請の処理、技術的審査の手配と実施、不服申し立ての処理を除く、特定の行為に関連する植物品種庁の特定の支出も補うことができる。これらの行為は、本規則の採択後の最新の1年においては、第114条に基づく実施規則で規定する。

4. 手数料規則は、とるべき措置の草案について管理理事会と相談のうえで、第115条に定められた手続きに従って採択される。

第114条

その他の実施規則

1. 詳細な実施規則は、本規則を適用する目的で採択される。特に、以下の条項が含まれるものとする。
 - 植物品種庁と審査局、第30条(4)および第55条(1)並びに(2)で言及された機関又はその支局との関係の定義、
 - 第36条(1)および第42条(2)で言及された事柄、
 - 審判部の手続き。
2. 第112条および第113条に影響を及ぼすことなく、本規則で言及されたすべての実施規則は、第115条に定められた手続きに関連して、とるべき措置の草案について管理理事会と相談のうえで、採択される。

第115条

手続き

1. 欧州委員会は、1つの委員会が支援するものとする。
2. 本115条が参照される場合、決定1999/468/EC ⁽¹⁾の第5条および第7条を適用する。
決定1999/468/EUの第5条(6)で定められた期間は、3か月とする。
3. 委員会は、委員会の手続規則を採択する。

第8部

暫定および最終条項

第116条

特例

1. 第10条(1)(a)にかかわらず、また第10条(2)および(3)の規定に影響を及ぼすことなく、品種構成物又は収穫物が、本規則の効力が発生する前の、4年以上前に、樹木又は蔓植物の場合は6年以上前に、共同体の領域内において、品種の開発利用を目的として、その育成者又はその同意を得た者によって、他人に処分あるいは譲渡されていない場合で、その申請日が本規則発効日から1年以内である場合にも、その品種は新しいものと見なされる。
2. 第1項の条項は、本規則が発効する以前に、1つ以上の加盟国の国内植物品種権が付与されていた場合にも、その品種に適用される。
3. 第55条および第56条にかかわらず、これらの品種の技術的審査は、国内植物品種権の付与に関する手続きの結果として得られた知見をもとに、それらの手続きがとられた機関の合意を得たうえで、植

(1) OJ L 184, 17.7.1999, p. 23.

物品種庁に可能な限りにおいて実施される。

4. 第1項および第2項に従って欧州植物品種権が付与された場合、

- 第13条(5)(a)は、本規則の発効日より以前にその存在が共同体内で一般に知られていた、本質的に由来する品種と関連して適用されてはならない。
- 第14条(3)第4段落は、本規則が発効する以前に、第14条(1)で記述された目的で、報酬を支払うことなくすでにその品種を使用していた場合は、第14条(1)の許可に従って確立された品種の使用を続ける農業従事者に適用されてはならない。本条項は、本規則の発効後7年目の6月30日まで適用される。その日までは、委員会は、個々の品種について、その確立された品種の状況に関する報告書を提出する。委員会の報告書がそれをうらづけるかぎり、この期間は、第114条に従って採択された実施規定によって、延長することができる。
- 国内の保護法によって与えられる権利に影響を及ぼすことなく、第16条の各条項は、育成者から、あるいは育成者の同意を得て、本規則の発効日より前に他者に譲渡された材料に関わる行為で、またその日より前にすでにそのような行為を行った者、又はそうするための効果的かつ誠実な手配をした者が行った行為に準用される。
そのような先行する行為が、第16条(a)で示した意味の範囲内の意図でさらなる繁殖をとまっていた場合、本規則の発行日に続く2年目の満了後、蔓植物品種および樹木種では4年目の満了後のそれ以上の繁殖には所有者の許可を必要とする。
- 第19条にかかわらず、欧州植物品種権の期間は、最長で次の期間、短縮される。
- 第1項にあてはまる場合、品種構成要素又は収穫物が、育成者又はその同意を得た者によって、欧州植物品種権付与のための手続きの結果として得られた知見に基づく品種の開発利用を目的として、共同体の領域内で販売もしくは他者に譲渡された期間。
- 第2項にあてはまる場合、いずれかの国内の植物品種権が有効だった期間。
ただし、5年を超えないものとする。

第117条 暫定条項

植物品種庁は、本規則に従って、1995年4月27日から現行業務を完全に引き継ぐため、適切な時期に設置される。

第118条 発効

1. 本規則は、欧州委員会官報の発行日をもって発効する。
2. 第1条、第2条、第3条、第5条から第29条、および第49条から第106条は、1995年4月27日から適用する。

本規則は、その全体が拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用される。

(4) 委員会規則(EC) No 874/2009 2009年9月17日付

本テキストは、文書化ツールとしての目的のみを意図したもので、法的な効力は持たない。連合の機関は、その内容について一切の責任を負わない。関連の法律の正式なバージョンは、その前文を含め、欧州連合の官報で公開されているほか、EUR-Lexでも入手可能である。公式なテキストには、本ドキュメントに組み入れられているリンクを通じて直接アクセスすることができる。

欧州植物品種庁に対する
手続きについての理事会規則No 874/2009
の適用についての施行規則を定めた、
2009年9月17日の委員会規則(EC) No 874/2009

(改正)
(OJ L 251, 24.9.2009, p. 3)

修正者：

	番号	官報 ページ	日付
2016年9月1日の委員会施行規則(EU) 2016/1448	L 236	1	2.9.2016

欧州植物品種庁に対する
手続きについての理事会規則No 874/2009
の適用についての施行規則を定めた、
2009年9月17日の委員会規則(EC) No 874/2009

(改正)

第 I 編
手続き当事者、品種庁および審査機関

第 I 章
手続き当事者

第 1 条
手続き当事者

1. 以下の者が欧州植物品種庁（以下、「品種庁」という）に対する手続き当事者となることができる。
 - (a) 欧州植物品種権の申請者

- (b) 規則(EC) No 2100/94 (以下、「基本規則」という) 第59条 (2) に定められている異議申立人
 - (c) 欧州植物品種権の単数又は複数の保有者 (以下、「権利保有者」という)
 - (d) 品種庁の下す決定の前提条件となっている申請又は請求を行っている者
2. 品種庁は、書面での要請があれば、直接のおよび個人的に関係している、上記1項で言及されている者以外の者の手続きへの参加を許可することができる。
3. 自然人又は法人ならびに適用される法律に基づき法人としての資格を持つ機関は、上記1項および2項の意味する者とみなされるものとする。

第2条

手続き当事者の名称

1. 手続き当事者は、指名、住所、ならびに電子メールを使用する場合は電子メールによって指定されなければならない。
2. 自然人は、姓と名が示されなければならない。法人ならびに企業又は事務所は、それぞれの加盟国又は第三国で記録されている、正式な名称で示されなければならない。
3. 住所には、手続き当事者が在住する、あるいはその居住地又は所在地がある国の名前などの管理情報がすべて含まれていなければならない。手続き当事者それぞれに単一の住所が示されるのが望ましいが、複数の住所が示されている場合、最初に言及された住所のみが考慮されるものとする。ただし、当該の手続き当事者が送達のための住所として他の住所のいずれかを指定した場合は、この限りではない。
- 品種庁の長官は、その他のデータ通信のリンクについての詳細を含め、住所に関する詳細を確定させなければならない。
4. 手続き当事者が法人の場合、かかる法人も、その国の法令に従って当該手続き当事者を合法的に代理する自然人の氏名および住所を指定しなければならない。上記2項の規定は、かかる自然人に準用されるものとする。
- 品種庁は、本条1項の最初の文にある規定からの逸脱を許可することができる。
5. 委員会又は加盟国が手続き当事者である場合、手続きごとに関与する代理人を伝えなければならない。

第3条

手続き当事者の言語

1. 最初に品種庁に提出され、提出のための署名が付される書類で使用するものとして、欧州連合の公用語の言語のなかから手続き当事者が選択した言語は、品種庁が最終決定を下すまで、当該の当事者によって使用されなければならない。
- ただし、基本規則の第23条(1)に示されている権利の継承者は、将来の手続きで欧州連合の他の公用語を使用するように要求することができる。その場合、かかる要求は、欧州植物品種権の移動が欧州植物品種権の登録簿に登録される際に提出されるものとする。

2. 手続き当事者が、上記1項に従って使用されるものとは違う、他の欧州連合の公用語で本人が手続き目的で署名した文書を提出した場合、その文書は、品種庁が、別途送付された、その翻訳を保有している場合に受理されたとみなされるものとする。
3. 口頭手続きにおいて、当事者が、品種庁の担当職員、他の手続き当事者あるいはその双方が使用する欧州連合の公用語ではなく、本人が使用している言語を使用する場合、その当事者は、当該の公用語への同時通訳の用意をしなければならない。かかる用意がない場合、口頭手続きは、品種庁の担当者および他の手続き当事者が使用する言語で継続することができる。

第4条

口頭手続きおよび証拠調べの言語

1. 手続き当事者、ならびに口頭手続きで証拠を提出する証人又は専門家は、欧州連合のあらゆる公用語を使用することができる。
2. 上記1項で言及されている証拠調べが当事者の要求により許可され、その際に手続き当事者、証人又は専門家が欧州連合のいずれの言語によっても自分自身を適切に表現できないとき、要求を行った当事者は、全ての手続き当事者又は品種庁の職員が使用している欧州連合の公用語への通訳を用意した場合にのみ、聴取を受けることができる。
 手続き当事者、証人又は専門家、ならびに品種庁の職員又は審判部は、口頭手続き中に使用される欧州連合の公用語を1つに限定することに同意することができる。
 品種庁は、本条1項からの逸脱を許可することができる。
3. 品種庁の職員、手続き当事者、ならびに証人又は専門家が、口頭手続き又は証拠調べにおいて欧州連合の公用語の1つで行った陳述は、使用されたその言語で議事録に記録されなければならない。他の言語でなされた陳述は、品種庁の職員が使用する言語で記録されなければならない。

第5条

手続き当事者の文書の翻訳

1. 手続き当事者が欧州連合の公用語とは異なる言語の文書を提出した場合、品種庁は、当事者又は品種庁の職員又は審判部が使用している欧州連合の公用語の1つにその文書を翻訳するように、当該の当事者に求めることができる。
2. 文書の翻訳が手続き当事者から提出された場合、品種庁は、その翻訳がオリジナルのテキストに対応していることを示す証明書を、品種庁が指定する所定の期間内に提出するように求めることができる。非常に長い文書を翻訳する場合は、抜粋又は要約に留めることができる。ただし、品種庁又は審判部は、いつでも、自らの判断又は手続き当事者の申し立てのいずれかにより、かかる文書のより詳細なあるいは完全な翻訳を求めることができる。
 手続き当事者および品種庁の職員は、欧州連合の公用語のうちの1つの言語だけに文書を翻訳することに同意できる。
3. 上記1項で言及されている翻訳および上記2項で言及されている証明書を提出できない場合、当該

の文書が受理されていないとみなされる可能性があるものとする。

第II章

品種庁

第1節

品種庁の委員会

第6条

委員会委員の資格

1. 基本規則第35条(2)で言及されている委員会は、品種庁長官の裁量により、技術面又は法律面での資格を有する委員、あるいはその両方の委員で構成されるものとする。
2. 技術委員は、植物学の学位を持っているか、あるいは豊かな知識を有していると認められなければならない。
3. 法律面での資格を有する委員は、知的財産権、植物品種権又は植物品種登録の分野での豊かな知識を持ち、法律の学位を持っていないなければならない。

第7条

委員会の決定

1. 委員会は、基本規則第35条(2)で言及されている意思決定とともに、以下を処理しなければならない。
 - 基本規則第67条(2)に定められている決定の継続
 - 基本原則第70条に定められている途中修正
 - 基本規則第80条に定められている原状回復
 - 基本規則第85条(2)および本規則の第75条に定められている費用裁定
2. 委員会の決定は、委員の過半数をもって決定されるものとする。

第8条

委員会の各委員の権限

1. 委員会は、委員のなかの1名を委員会の代表となる審査官として任命しなければならない。
2. 審査官は主に以下を行うことができる。
 - (a) 25条で定められた責務の遂行、第13条および14条で言及されている、審査機関によるレポート提出の監視
 - (b) 手続き当事者が修正すべき不備および期限の設定を含む、品種庁内での手続きの追跡
 - (c) 手続き当事者との緊密な協議および情報の交換の実現

第9条

長官の役割

品種庁の長官は、自らの許可のもとで下される決定に一貫性を持たせるようにしなければならない。長官はとりわけ、基本規則の第59条に基づく異議申立についての決定、ならびに同規則の61条、62条、63条又は66条に基づく決定を下すための条件を整備しなければならない。

第10条

協議

品種庁の職員は、手続き当事者および第三者との定期的な協議日のために、基本規則第30条(4)で言及されている官公庁の施設、ならびに本規則の第13条および第14条でそれぞれ限定されている審査機関および審査代理機関の施設を無料で使用することができる。

第2節

審判部

第11条

審判部

1. 基本規則第67条で言及されている審判請求についての決定を下す目的で、審判部が設立されている。必要な場合には、品種庁からの提案があれば、管理理事会が追加の審判部を設立することができる。その場合、管理理事会は、複数の審判部の業務の割り振りを決定しなければならない。
2. それぞれの審判部は、技術面および法律面での資格を有する委員で構成されなければならない。本規則の第6条(2)および(3)が準用されなければならない。委員長は、法律面での資格を有する委員とする。
3. 審判請求の審査では、審判部の部長が部員の1人に業務を割り当て、その委員が審査官となるものとする。かかる割り当てには、必要な場合、証拠調べを含めることができる。
4. 審判部の決定は、委員の過半数をもって決定されるものとする。
5. 審判部の部長および部員は、割り当てられた業務の遂行に対する報酬を得るものとする。その報酬は、品種庁長官の提案に基づき、品種庁の管理理事会が決めるものとする。

第12条

審判部への登録の委任

1. 品種庁の長官は、審判部に登録を委ねなければならない。請求審判に関わる手続きに参加している品種庁職員がいる場合、その職員は登録から排除されなければならない。
2. 登録担当の職員は、とりわけ以下に対する責任を負わなければならない。

- 本規則の第63条に基づく、口頭手続きおよび証拠調べの議事録作成
- 基本規則の第85条(5)および本規則の第76条に基づく、費用の分配
- 本規則の第77条で言及されている、費用清算の確認

第III章 審査機関

第13条

基本規則第55条(1)で言及されている審査機関の指定

1. 管理理事会が、加盟国内の適切な機関に特定の属又は種の技術的審査に対する責任を委任する場合、品種庁の長官は、かかる機関（以下、「審査機関」という）にその事実を通知しなければならない（以下、「審査機関の指定」という）。その指定は、その通知の日より効力を生ずるものとする。この規定は、本規則の第15条(6)による、審査機関の指定の変更又は取り消しに準用されるものとする。
 - 1a. 管理理事会は、関連の要件、ガイドラインおよび品種庁の手順に従っている場合には、審査機関の指定ならびに審査機関の既存の指定範囲の拡大を行うことができる。

審査機関が基本規則の第56条(3)に言及されている技術的な資格を有する機関を利用する場合、審査機関は、関連の要件、ガイドラインおよび品種庁の手順に従っていることを確認しなければならない。

品種庁は、審査機関が関連の要件、ガイドラインおよび品種庁の手順に従っているかどうかを確認するための監査を実施しなければならない。監査後、品種庁は監査レポートを作成しなければならない。

管理理事会は、品種庁が作成した監査レポートに基づいて、審査機関を決定しなければならない。
 - 1b. 品種庁が審査機関の既存の指定の範囲を拡大する場合、管理理事会は、監査レポートなしで、関連の要件、ガイドラインおよび品種庁の手順に従っているかどうかを査定した、品種庁作成のレポートに基づいて決定を下すことができる。

品種庁が審査機関の既存の指定の範囲を拡大する場合、管理理事会は、品種庁が作成したレポートに基づいて決定を下さなければならない。
 - 1c. 監査レポートに基づき、管理理事会は、審査機関の既存の指定の取り消し、又は指定範囲の縮小を行うことができる。

品種庁が同意した場合、審査機関の要求に基づき、審査機関の既存の指定の範囲を縮小することができる。本規則の第15条(1)で言及されている同意に基づき、品種庁はその縮小を実施しなければならない。
2. 技術審査に参加する品種庁の職員は、技術審査を通じて、あるいは技術審査に関連して自身の知るところとなった事実、文書および情報の不正使用あるいは不正な者への開示を行ってはならない。かかる職員は、関係する技術審査の終了後、退職後および関係する審査機関の取り消し後も、この義務に引き続き拘束されるものとする。
3. 本条の2項は、申請者が審査機関に提供した植物品種材料に準用されるものとする。

品種庁は、欧州植物品種権申請の枠組みのなかで、区別性、均一性および安定性についての検査のために提出された種苗の審査機関による使用についての指針を策定することができる。かかる指針には、かかる種苗が審査機関のあいだで移動される場合の条件を含めることができる。

4. 品種庁は上記 2 項および 3 項の順守状況を監視し、基本規則の第 81 条 (2) に基づいて、審査機関の職員の排除あるいは職員への異議申立を決定しなければならない。

第 14 条

基本規則第 55 条 (2) で言及されている、代理機関の指定又は支所の設立

1. 品種庁が基本原則の第 55 条 (2) に基づいて品種の技術的審査に対する責任を代理機関に委任しようとする場合（以下、「代理機関の指定」という）、品種庁は、その代理機関の審査機関としての技術面での適合性についての説明陳述を管理理事会に送り、承諾を得なければならない。本規則の第 13 条 (1a)、(1b) および (1c) が準用されるものとする。
2. 品種庁が、基本原則の第 55 条 (2) に基づいて品種の技術的審査を行う、自らの支所を設立しようとする場合、品種庁は、その目的のために支社を設立すること、ならびにかかる支所を設置することの技術的および経済的妥当性についての説明陳述を管理理事会に送り、承諾を得なければならない。
3. 管理理事会が上記 1 項および 2 項で言及されている説明陳述を承諾した場合、品種庁の長官は、代理機関の指定を当該の代理機関に通知するか、あるいは支社の設立を *欧州連合の官報* で発表しなければならない。かかる指定又は設立は、管理理事会の承諾がある場合に限り、取り消すことができる。本規則の第 13 条 (2) および (3) は、本条の 1 項で言及されている代理機関の職員に準用されるものとする。

第 15 条

指定の手続き

1. 審査機関又は代理機関の指定は、特定の属又は種の品種についての技術的審査で審査機関又は代理機関が行う業務、ならびに基本規則の第 58 条で言及されている、品種庁による支払いが規定されている、技術的審査品種庁と審査機関又は代理機関とのあいだの書面による契約によって効力を生ずるものとする。本規則の第 14 条 (2) で言及されている支所の場合は、品種庁が公開している作業方法についての内部規則に基づいて設立されるものとする。
2. 上記 1 項で言及されている書面による契約は、その契約の締結後になされる、あるいはその契約に基づいて審査機関の職員が行う活動は、第三者が関係する限り、品種庁の行動とみなされなければならないということを約したものとなっていなければならない。
3. 基本規則の第 56 条 (3) に基づいて、審査機関が他の技術面での資格を有する機関のサービスを利用しようとする場合、かかる機関は品種庁との書面による契約で明示されていなければならない。基本規則の第 81 条 (2) および本規則の第 13 条 (2) および (3) が関係する職員に準用されるものとし、かかる職員は機密を守る旨を記した誓約書に署名しなければならない。
4. 品種庁は、発生した費用の全額に充当させることを前提として、技術審査の実施料を審査機関に支払わなければならない。管理理事会は、共通の費用計算方法ならびに共通の費用構成要素を定め、指

定されたすべての審査機関に適用されるようにしなければならない。

5. 要求があれば、審査機関は、実施された技術的審査の費用と必要なレファレンスコレクションの維持費の内訳を品種庁に定期的に提出しなければならない。本条の3項で示されている状況では、当該機関の独自の監査レポートが、審査機関より品種庁に提出されなければならない。

本条の3項で示されている状況では、品種庁は、かかる機関が負担した費用を考慮しなければならない。品種庁は、費用内訳のフォーマットを作成しなければならない。品種庁から2度の要求があったにもかかわらず、審査機関が品種庁の設定した期限までに費用内訳を品種庁に提出できない場合、本条4項で言及されている料金が20%減額される場合がある。

6. 審査機関又は代理機関の指定の取り消し又は変更は、本条1項で言及されている書面による契約の取り消しが効力を生じる日までは、効力を生じないものとする。

第II編

品種庁に対する具体的な手続き

第I章

欧州植物品種権の申請

第1節

申請行為

第16条

申請の提出

1. 欧州植物品種権の申請は、品種庁、指定されている国の機関、あるいは基本規則の第30条(4)に基づいて設立された支所に提出されなければならない。

申請が品種庁に提出される場合は、紙の形式又は電子的な手段のいずれでも申請することができる。国の機関又は支所に提出される場合は、正副2通の紙の形式で提出されなければならない。

2. 基本規則の第49条(1)(b)に基づいて品種庁に送られる情報には、以下が含まれていなければならない。

- 申請者、ならびに適切な場合には申請者の手続き上の代理人を確認するための項目
- 欧州植物品種権の申請が提出された、国の機関又は支所
- 関係する品種の仮の名称

3. 品種庁は、以下の書式を無料で利用できるようにしなければならない。

- (a) 欧州植物品種権の申請提出のための申請書と技術質問票
- (b) 本条2項で言及されている情報を伝えるための書式で、情報が伝えられなかった場合に起こりうる結果が示されているもの

4. 申請者は、本条3項で規定されている書式に記入および署名しなければならない。申請が電子的な手段で提出される場合は、署名に関する本規則の第57条(3)の2つめの項目に準拠しなければならない。

第17条

申請の受領

1. 基本規則30条(4)で言及されている、特定の管理機能を果たす国の機関又は支所が申請を受け取る場合、かかる機関又は支所は電子的な手段で受領確認を品種庁に送り、基本規則49条(2)に基づいて申請を転送しなければならない。受領確認には、当該の国家機関又は支所の整理番号、転送された文書の特徴と番号、ならびにその国の機関又は支所で受け取られた日が記載されていなければならない。国家機関又は支所は、電子的な手段又は他の手段で、品種庁に送られた受領確認のコピーを申請者に送らなければならない。
2. 品種庁が、申請者から申請を直接、あるいは国の機関又は支所を通じて受け取ると、品種庁は、他の規定に影響を与えることなく、申請のために送られて来た文書に整理番号と受領日を記し、申請者に受領確認を発行しなければならない。受領確認には、品種庁の整理番号、受領された文書の特徴と番号、品種庁で受け取られた日、および基本規則第51条の規定に基づいた申請日が記載されていなければならない。受領確認のコピーは、品種庁に申請を転送した、国の機関又は支所を通じて送られるものとする。
3. 品種庁が、申請者による提出から1か月以上過ぎてから、支所又は代理機関を通じて申請を受理した場合であっても、基本規則の第51条の意味の範囲内にある「申請日」は、品種庁が書面による十分な証拠によって、申請者が基本規則の第49条(1)(b)および本規則の第16条(2)に基づいて情報を提出していたことを立証しない限り、品種庁での受理日より前にすることはできない。

第18条

基本規則第50条(1)に定められている条件

1. 申請が基本規則の第50条(1)に定められている条件を満たしていないことを品種庁が発見した場合、品種庁は、発見された不備を申請者に通知し、基本規則第51条の目的となる申請日として取り扱われる日は、不備部分を修正したという十分な情報が受け取られた日に限られることを記さなければならない。
2. 基本規則の第10条(1)の意味の範囲内にある、最初の処分の日付と国が明示されている場合、あるいはかかる処分がないときに、処分がなかったという宣言がなされている場合に限り、その申請は基本規則の第50条(1)(i)に定められている条件を満たしているとする。
3. 申請者の知る限りにおいて、その品種の以前の申請で示されている日付と国が、以下に関係して示されている場合に限り、その申請は基本規則の第50条(1)(i)に定められている条件を満たしているとみなされる。
 - (a) 加盟国又は植物新品種保護国際同盟（以下、「UPOV」という）での品種についての知的財産権申請
 - (b) 証明およびマーケティングのために品種の正式受け入れを求める申請で、かかる正式受け入れに品種の正式な表示が含まれている場合

第19条

基本規則第50条(2)で言及されている条件

1. 申請が本条の2項、3項および4項あるいは本規則の第16条に定められている条件を満たしていないことを品種庁が発見した場合、品種庁は本規則の第17条(2)を適用しなければならないが、指定の期限までに発見された不備を修正するよう申請者に求めるものとする。その不備が期限内に修正されない場合、品種庁は、基本規則の61条(1)(a)に従って、遅延なく、申請を拒否しなければならない。
2. 該当する場合、申請者は、申請書又は本規則の第16条(3)(a)で言及されている技術質問票に以下の情報を記入しなければならない。
 - (a) 申請者の身元と連絡先、本規則の第2条に言及されている手続き上の代理人の指定、必要な場合には、手続き代理人の氏名と住所
 - (b) 申請者が育成者ではない場合は、育成者の氏名と住所、ならびに欧州植物品種権を申請する権限
 - (c) 品種が属する属、種又は亜種の学名、ならびに一般名
 - (d) 品種名称、又は名称が記入されない場合は仮の名称
 - (e) 品種が育成又は発見され、開発された場所、ならびに特徴、他の品種の栽培、品種の生産のために繰り返し使用されなければならない材料の情報を含めた、品種の維持と管理についての情報。品種の生産のために繰り返し使用される材料については、申請者は、自ら要求することで、本規則の第86条に定められている書式でかかる材料についての情報を提出することができる。
 - (f) 本規則の第16条(3)(a)で言及されている技術質問票に基づく特徴の発現状況を含めた、品種の特徴
 - (g) 必要な場合には、当該品種に類似の品種で別のもので、技術的審査に関係すると申請者が考えるもの
 - (h) 当該種の代表的なカラー写真、ならびに技術的審査中に審査される種苗についてのその他の情報など、品種の識別に役立つと思える追加情報
 - (i) 当該の品種が、欧州議会ならびに欧州理事会の指令2001/18/ECの第2条(2)(1)の意味の範囲内にある遺伝子組換え生物体を代表している場合、必要であるのなら、遺伝子が組換えされた特徴⁽¹⁾
 - (j) 欧州連合の領土内あるいは1つ以上の第三国で品種を利用するために、あるいは品種が基本規則の第10条に言及されている新規に該当するのかどうかを評価するために、品種の構成要素又は収穫物を他者に販売又は処分した日、あるいはかかる販売又は処分は行っていないという宣言
 - (k) 本規則の第18条(3)で言及されている、申請に適用される機関の名称と整理番号
 - (l) その品種に付与されている、国又は地域の既存の植物品種権
 - (m) 当該の品種の申請がリスティング又は登録されているかどうか、あるいは欧州理事会の指令68/193/EEC⁽²⁾の第5条、欧州理事会の指令2002/53/EC⁽³⁾の第5条、欧州理事会の指令2002/55/EC⁽⁴⁾の第10条および欧州委員会実施指令2014/97/EU⁽⁵⁾に基づいた決定が下されているかどうか
3. 品種庁は、指定の期限までに技術的審査を実施するのに必要な、あらゆる必要な情報と文書、ならびに必要な場合には、十分な図面又は写真を要求することができる。
4. 当該の品種が、指令2001/18/ECの第2条(2)の意義の範囲内にある遺伝子組換え生態を代表している場合、品種庁は申請者に対して、基本規則の第55条および56条に基づいた品種の技術的審査が、その

指令の基準となっている環境にリスクをもたらさないという旨を記した、責任ある機関の陳述書のコピーを送付するように要求することができる。

第20条

優先権の主張

申請者が基本規則の第52条(2)の意義の範囲内において申請の優先権を主張し、その申請が本規則の第18条(3)の最初の文に準拠して示されている申請のなかでもっとも先行しているわけではない場合、品種庁は、優先権を決定する日付は、かかる先行の申請にのみ与えることができるという旨を声明しなければならない。品種庁が、表示されるべき申請のうち、もっとも先行しているわけではない提出日を記載した、受け取り通知を発行した場合、優先権に関わる、通知された日付は無効とみなされなければならない。

第21条

手続き中の欧州植物品種権の権利

1. 基本規則第98条(4)で言及されている主張に関して、申請者に対する訴えが開始された旨が欧州植物品種権の申請登録簿に記載された場合、品種庁は、申請手続きを延期させることができる。品種庁は、手続きの停止予定期間を事前に設定することができる。
2. 本条の1項で言及されている訴えの最終決定又はその他の理由による終了が欧州植物品種権の申請登録簿に記載されたとき、品種庁は手続きを再開しなければならない。品種庁は手続きをさらに早い段階で再開することができるが、本条1項に基づいてすでに定められた日より前に再開してはならない。
3. 欧州植物品種権の権利が、品種庁の目的のために他の者に有効に譲渡される場合、その者は、最初の申請者の申請を自身のものであるとして追求することができる。ただし、その者は、欧州植物品種権の最終判断が記録されてから1か月以内にその旨を伝える通知を品種庁に通知しなければならない。

(1) 遺伝子組換え生物の意図的な環境放出と指令90/220/EECの廃止に関する、2001年3月12日の欧州議会ならびに欧州理事会の指令2001/18/EC (OJ L 106, 17.4.2001, p. 1)

(2) 蔓植物の栄養繁殖用材料の販売に関する、1968年4月9日の欧州理事会指令68/193/EEC (OJ L 93, 17.4.1968, p. 15)

(3) 農作物種品種の共通目録に関する、2002年6月13日の欧州理事会指令2002/53/EC (OJ L 193, 20.7.2002, p. 1)

(4) 野菜種子の販売に関する、2002年6月13日の欧州理事会指令2002/55/EC (OJ L 193, 20.7.2002, p. 33)

(5) サプライヤーおよび品種の登録および品種の共通リストに関する欧州理事会指令2008/90/ECの実施を定めた、欧州委員会実施指令2014/97/EU (OJ L 298, 16.10.2014, p. 16)

基本規則の第83条に基づいて支払われるべき料金が最初の申請者によってすでに支払われている場合、かかる料金は、その後の申請者によって支払われたものとみなされるものとする。

第2節

技術的審査の実施

第22条

検査ガイドラインの決定

1. 品種庁長官の提案により、管理理事会は検査ガイドラインについての決定を下さなければならない。
かかる決定の日付と対象となる種は、本規則の87条の定めに従い、官報に掲載されなければならない。
2. 検査ガイドラインについての管理理事会の決定がない場合、品種庁の長官は、仮決定を下すことができる。この仮決定は、管理理事会の決定の日に失効するものとする。品種庁長官の仮決定が管理理事会の決定と乖離している場合、管理理事会の決定前に開始された技術的審査は、効力を有しないものとする。管理理事会は、状況によっては、他の決定を下すことができる。
3. 品種庁が確定する検査ガイドラインについての管理理事会の決定、又は本条の2項で言及されている品種庁長官の仮決定がない場合、UPOVの当該の属および種についてのガイドラインが適用されるものとする。かかるガイドラインがない場合は、植物品種の技術的審査を担当する所轄官庁が策定した、国のガイドラインを使用することができる。ただし、かかる使用についての品種庁長官の同意がなければならない。当該の所轄官庁は、そのガイドラインを品種庁に提出しなければならない、品種庁はかかるガイドラインをウェブサイトで公開しなければならない。

第23条

品種庁長官の職務権限

1. 管理理事会が試験ガイドラインについての決定を下す場合、ガイドラインには、品種庁長官が、品種についての追加の特性および表現を追加できる権限を持つ旨が記載されなければならない。

第24条

審査機関による通知

基本規則の第53条(3)に基づき、品種庁は、品種に関する以下の文書を電子的なフォーマットで審査機関に送信しなければならない。

- (a) 申請書、技術質問票、ならびに技術審査の実施に必要な情報を含んだ、申請者から提出された個々の追加文書
- (b) 本規則の第86条に従って申請者が提出した書式
- (c) 基本規則第7条、8条および9条に規定されている条件が満たされていないという反論に基づいた異議申立に関係する文書

第25条

審査機関と品種庁の協力

技術的審査を担当する審査機関の職員ならびに本規則の第8条(1)で指定されている審査官は、技術的審査のあらゆる段階において協力しなければならない。協力には、少なくとも以下の事柄が含まれるものとする。

- (a) 試験地の位置および審査官が採用している試験方法の点検を含む、技術的審査の実施状況の監視
- (b) 品種庁の他の調査に影響を与えることがない状態での、当該品種の過去の処分の詳細についての審査機関からの情報提供
- (c) 各生育期間についての中間レポートの審査機関から品種庁への提出

第26条

審査レポートの書式

1. 基本規則の第57条で言及されている審査レポートは、審査機関の責任ある職員の署名が付され、さらに同規則の第57条(4)に基づく品種庁の処分についての排他的な権利が明示的に認められていなければならない。
2. 上記1項は、品種庁に提出される、あらゆる中間レポートに準用されるものとする。審査機関は、申請者に送られる、それぞれの中間レポートのコピーをとらなければならない。

第27条

その他の審査レポート

1. 加盟国において、基本規則の第55条(1)に関係する種について責任を有する機関の1つが公的な目的のために審査を実施している場合、あるいは実施段階にある技術的審査の審査レポートが以下の規定を満たしている場合、品種庁は、かかるレポートが決定の十分な根拠になるとみなすことができる。
 - (a) 技術審査用に提出された材料が、質的にも量的にも基本規則の第54条(4)に提示されている条件を満たしている。
 - (b) 技術審査が、基本規則の第55条(1)に基づく管理理事会の指定および本規則の第13条(1a)で言及されている条件に一致した方法で実施されており、さらに基本規則の第56条(2)および本規則の第22条および23条に基づいて発行された試験ガイドラインならびに下された一般的指示にしたがって行われている。
 - (c) 品種庁が、該当の技術的審査の実施状況を監視する機会を得ていた。
 - (d) 最終レポートを直ちに入手できない場合、それぞれの生育期間についての中間レポートが、審査レポートより前に品種庁に提出される。
2. 審査レポートが本条の1項に言及されているような決定の十分な根拠になっていないと品種庁がみなした場合、品種庁は、申請者および該当の審査機関との協議を経て、基本規則の第55条に記されている手順に従うことができる。

3. 品種庁および同様の権限を有する加盟国それぞれの植物品種機関は、品種の区別性、均一性および安定性を評価するために、要請があった場合には当該品種の審査レポートを提供することによって、他方への管理上の支援を行わなければならない。かかるレポートの提出には、品種庁又は同様の権限を有するより料金が請求されなければならない、かかる料金は関係の機関の合意によるものとする。
4. 第三国又はUPOVに加盟している地域組織の領地又は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS」と言う）の当事国において、公的な目的のために実施された、あるいは実施段階にある、技術的審査の審査レポートについては、品種庁は決定の根拠になるとみなすことができる。ただし、当該の技術審査は、品種庁とかかる第三国又は地域組織のあいだで交わされた書面での契約で示されている条件を満たしていなければならない。かかる条件には、少なくとも以下が含まれていなければならない。
- (a) 本条1項の(a)号に言及されている、材料に関する条件
 - (b) 技術審査が基本規則の第56条(2)および本規則の第22条に基づいて発行された試験ガイドラインならびに与えられた一般的指示にしたがって行われているという条件
 - (c) 品種庁が、上記の第三国又は地域組織の領土内で当該の種の技術的審査を実施するための施設の適性を評価する機会を得ているという条件
 - (d) 上記1項の(d)号で示されている、レポートの入手可能についての条件
 - (e) 当該の第三国が、当該の属又は種の試験を実施するのにふさわしい経験を有しているという条件
 - (f) 管理理事会の承諾が書面での契約に記載されているという条件
5. 品種庁は、第三国又はUPOVに加盟している地域組織又はTRIPSの当事国において同様の権限を有する機関に、技術審査を実施するように依頼することができる。ただし、その場合、品種庁と同様の権限を有する上記機関とのあいだで書面での契約が交わされており、さらに以下の条件のいずれかが満たされていない。
- (a) 欧州連合の審査機関で該当の種を対象とした技術的審査が行われる可能性がなく、上記4項で言及されている技術審査の結果についての審査レポートが入手できない、あるいは入手できる見込みがない。
 - (b) 上記4項で言及されている技術審査の結果についての審査レポートが入手できる見込みはないが、上記4項で定められている、技術的審査実施のための条件が満たされていない。
6. 上記5項で言及されている、書面での契約には、以下の条件についての管理理事会の承諾が記載されていなければならない。
- (a) 本条1項の(a)号に言及されている、材料に関する条件
 - (b) 技術審査が、基本規則の第56条(2)および本規則の第22条に基づいて発行された試験ガイドラインならびに与えられた一般的指示にしたがって行われているという条件
 - (c) 品種庁が、上記の第三国又は地域組織の領土内で当該の種の技術的審査を実施するための施設の適性を評価する機会ならびに当該の技術審査を監視する機会を得ているという条件
 - (d) 上記1項の(d)号で示されている、レポートの入手可能についての条件
 - (e) 当該の第三国が、当該の属又は種の試験を実施するのにふさわしい経験を有しているという条件

第3節 品種名称

第28条 品種名称の提案

品種名称の提案は署名が付された上で、品種庁に提出されなければならない。

品種庁は、品種名称の提出用の書式を無料で入手できるようにしなければならない。

品種名称の提案が電子的な手段で提出される場合、かかる提案は、書面に関する本規則の57条(3)の2つめの項目に準拠していなければならない。

第29条 提案の審査

1. 提案が欧州植物品種権の申請に添えられていない場合、あるいは提案された品種名称を品種庁が承認できない場合、品種庁はその旨を遅延なく申請者に通知し、提案又は新提案の提出を求め、さらにそれができない場合の措置を知らせなければならない。
2. 基本規則の第57条(1)に定められている技術的審査の結果の受領時に、申請者が品種名称の提案を提出していないと品種庁が判断した場合、品種庁は、基本規則の第61条(1)(c)に基づいて、欧州植物品種権の申請を遅延なく拒否しなければならない。

第30条 品種名称のガイドライン

管理理事会は、基本規則第63条(3)および(4)で言及されている、品種名称の総称への妨げとなるものを判断するための、不変かつ最終的な基準を定めたガイドラインを採択しなければならない。

第II章 異議申立

第31条 異議申立の提出

1. 基本規則第59条に基づく異議申立には、以下が含まれていなければならない。
 - (a) 申請者の氏名ならびに異議申立の対象となっている申請の整理番号
 - (b) 本規則の第2条において手続き当事者として定められている、異議申立人の名称
 - (c) 異議申立人が手続き代理人を任命している場合は、その代理人の氏名と住所
 - (d) 基本規則の第59条(3)で言及されている、異議申立の根拠となっている反論、さらに異議申立を裏

付けるために提出される詳細情報、証拠および議論についての陳述

2. 同一の欧州植物品種権に複数の異議申立が提出されている場合は、品種庁は、それらの異議申立を一連の手続きとして処理することができる。

第32条

異議申立の拒絶

1. 異議申立が基本規則の第59条(1)および(3)又は本規則の第31条(1)(d)に適合していない、あるいは異議申立の対象となっている申請が明確に示されていないと品種庁が判断した場合、品種庁は、かかる不備が品種庁の定める期限内に修正されない限り、その異議申立を受け入れ不可として拒絶しなければならない。
2. 異議申立が基本規則又は本規則の他の規定に適合していないと品種庁が判断した場合、品種庁は、かかる不備が異議申立期間の満了までに修正されない限り、その異議申立を受け入れ不可として拒絶しなければならない。

第III章

欧州植物品種権の維持

第33条

基本規則第64条(3)による権利保有者の義務

1. 権利保有者は、基本規則の第64条(3)に基づき、品種の不変状態の維持を評価するのに必要となる情報を提供するために、当該品種の材料および品種の独自性が保たれている場所の視察を許可しなければならない。
2. 権利保有者は、基本規則の第64条(3)で言及されている、適切な措置の確認が容易にできるようにするために、書面の記録を残さなければならない。

第34条

保護品種の技術的検証

基本規則の第84条(4)に影響を与えることなく、保護品種の技術的検証が、当該品種の欧州植物品種権が付与されたときの試験ガイドラインに基づいて実施されなければならない。本規則の第22条および24条から27条が、品種庁、審査機関および権利保有者に準用されるものとする。

第35条

技術的検証に使用される、その他の材料

権利保有者が基本規則の第64条(3)に基づいて品種の材料を提出したとき、審査機関は、品種庁の承諾

があれば、権利保有者が材料を生産している保有地で採取された他の材料、又は権利保有者の承諾があれば、権利保有者が販売している他の材料、又は権利保有者の承諾があれば、加盟国の公的機関が自らの権限で採取した他の材料を点検し、提出された材料を検証することができる。

第36条

品種名称の修正

1. 基本規則の第66条の定めにより、品種名称を修正する必要がある場合、品種庁は、その理由を権利保有者に知らせ、権利保有者が修正された品種名称の適切な提案を提出しなければならない期限を設定し、さらに、権利保有者が提出できない場合には、基本規則の第21条の規定により、欧州植物品種権が取り消される場合があるという旨を声明しなければならない。
2. 修正された品種名称の提案を品種庁が承認できない場合、品種庁は、遅延なく権利保有者に連絡し、権利保有者が適切な提案を提出しなければならない権限を改めて定め、さらに、権利保有者がこれに従わない場合には、基本規則の第21条の規定により、欧州植物品種権が取り消される場合があるという旨を声明しなければならない。
3. 本規則の第31条および32条は、基本規則の第66条(3)に基づいてなされた異議申立に準用されるものとする。
4. 品種庁名称の修正の提案が電子的な手段で提出される場合は、署名に関する本規則の第57条(3)の2つめの項目に準拠しなければならない。

第IV章

品種庁より付与される共同体実施権

第1節

基本規則第29条に基づく強制実施権

第37条

強制実施権の申請

1. 基本規則の第29条(1)、(2)および(5)に基づく強制実施権の申請には、以下が記載されていなければならない。
 - (a) 申請者、ならびに手続き上の代理人となる、当該品種権の敵対する権利保有者の名称
 - (b) 当該の品種の品種名および植物種
 - (c) 強制実施権によってなされる、特定の行為についての提案
 - (d) 公共の利益という主張を裏付ける詳細な事実、証拠品目および議論を含む、関連の公共の利益を明らかにした声明
 - (e) 基本規則の第29条(2)で言及されている申請の場合、強制実施権が付与される自身のカテゴリーについての提案で、状況が許すのであれば、この提案にはその者のカテゴリーに関係する、固有の要

件が記載されているもの

(f) 公平となりえる報酬の提案と報酬計算の根拠

2. 基本規則の第29条(5a)で言及されている強制実施権の申請には、以下が記載されていなければならない。

(a) 特許権を有している申請者、ならびに手続き上の代理人となる、当該品種権の敵対する権利保有者の名称

(b) 当該の品種の品種名および植物種

(c) 生物工学的発明についての特許の番号と請求の範囲、ならびにその特許の付与機関を示す特許証の電子コピー

(d) 強制実施権によってなされる、特定の行為についての提案

(e) 公平となりえる報酬の提案と報酬計算の根拠

(f) 当該の生物工学的発明が、保護品種に比べて、相当な経済的利益を伴ったかなりの技術的發展を生み出す理由を明らかにした声明で、この声明には主張を裏付ける詳細な事実、証拠品目および議論が記載されているもの

(g) 実施権の適用される地理的範囲の提案で、上記(c)号で言及されている特許の地理的範囲を超えていないもの

3. 基本規則の第29条(5a)の2つめの項目で言及されているクロスライセンスの申請には、以下が記載されていなければならない。

(a) 特許権を有している申請者、ならびに手続き上の代理人となる、当該品種権の敵対する権利保有者の名称

(b) 当該の品種の品種名および植物種

(c) 生物工学的発明についての特許の番号と請求の範囲、ならびにその特許の付与機関を示す特許証の電子コピー

(d) 特許権を有する生物工学的発明に対する強制実施権が植物品種権の保有者に付与されたことを示す公的な文書

(e) 強制実施権によってなされる、特定の行為についての提案

(f) 公平となりえる報酬の提案と報酬計算の根拠

(g) クロスライセンスの適用される地理的範囲の提案で、この提案は上記(c)号で言及されている特許の地理的範囲を超えてはいないという記載のあるもの

4. 強制実施権の申請には、申請者が植物品種権の保有者より契約に基づく実施権を得るための申請が不成功であったことを示す文書が添付されなければならない。委員会又は加盟国が、基本規則第29条(2)に基づく強制実施権の申請者である場合、品種庁は、強圧的な力があれば、この条件を放棄することができる。

5. 契約に基づく実施権の要請は、以下のいずれかの場合には、上記4項の意味において不成功であったとみなされなければならない。

(a) 敵対する権利保有者が、正当な期間内にかかる権利を求める者に対して最終的な返答をしていない場合

(b) 敵対する権利保有者が、その権利を求める者に契約に基づく実施権を付与することを拒否した場

合

- (c) 敵対する権利保有者が権利を求める者に対して、ロイヤリティの支払いなどを含む、明らかに不当な基本的条件、又は全体として明らかに不当な条件に基づいた実施権を提案している場合

第38条

強制実施権申請の審査

1. 口頭手続きおよび証拠調べは、原則として、1回の審問でまとめて行われるものとする。
2. さらに審問の要求は、審問中あるいは審問後の状況の変化を理由とする要求を除き、受け入れ不可として拒絶されるものとする。
3. 決定を下す前に、品種庁は、契約に基づく実施権について和解に至るように当事者を招かなければならない。適切な場合には、品種庁はかかる和解を提案しなければならない。

第39条

手続き中の欧州植物品種権の保有期間

1. 基本規則98条(1)で言及されている、権利保有者に対する主張についての提訴が始まったことが欧州植物品種権の登録簿に記録された場合、品種庁は、強制実施権の付与についての手続きを中断することができる。品種庁は、かかる提訴の最終審判又は他の方法での終了が登録簿に記録されるまでは、手続きを再開してはならない。
2. 欧州植物品種権の移動が品種庁を拘束しており、さらに新しい権利保有者の氏名が欧州植物品種権の登録簿に記録されているという品種庁からの連絡の受け取りから2か月以内に、申請者がその新しい権利保有者に対して権利の付与を求める要求をして不成功に終わった場合、その申請者からの要求があれば、新しい権利保有者は当事者として手続きを開始しなければならない。申請者からの要求には、試みが無駄であったことを示す、さらに場合によっては、新しい権利保有者が試みを行ったことを示す、文書での十分な証拠が添付されなければならない。
3. 基本規則の第29条(2)で言及されている申請の場合、新しい権利保有者は当事者として手続きを開始しなければならない。本条の1項は適用されないものとする。

第40条

申請の決定内容

決定書には、品種庁長官の署名が付されなければならない。この決定書には、以下が記載されていなければならない。

- (a) 決定は品種庁によって下されたという声明
- (b) 決定がなされた日付
- (c) 手続きに参加した委員会委員の氏名
- (d) 手続き当事者および手続き代理人の氏名

- (e) 管理理事会の意見への言及
- (f) 決定された事柄についての声明
- (g) 事実の要約
- (h) 決定の理由
- (i) 品種庁の命令。必要な場合、この命令には、強制実施権によってなされると想定される行為、その行為に関する具体的な条件、ならびに者のカテゴリーおよび適切な場合にはそのカテゴリーの具体的な要件が記されていなければならない。

第41条

強制実施権の付与

1. 基本規則の第29条(1)、(2)および(5)に基づく強制実施権付与の決定には、関係する公共の利益を記した声明が含まれていなければならない。
2. とくに、以下の事柄は公共の利益になりえるものとする。
 - (a) 人類、動物又は植物の生命又は健康の保護
 - (b) 具体的な利点を提供する材料を市場に供給する必要
 - (c) 改良品種の継続的な育成のためのインセンティブを維持する必要
3. 基本規則の第29条(5a)に基づく強制実施権付与の決定には、発明が相当な経済的利益を伴ったかなりの技術的發展を生み出す理由を明らかにした声明が含まれていなければならない。とりわけ、以下の事柄は、発明が保護植物品種にくらべて、経済的利益を伴ったかなりの技術的發展を生み出す理由になり得るものとする。
 - (a) 栽培手法の改善
 - (b) 環境の改善
 - (c) 遺伝的生物多様性の活用を推進する手法の改善
 - (d) 品質の改善
 - (e) 生産量の改善
 - (f) 抵抗力の改善
 - (g) 特定の気候学および/又は環境的条件の採用促進
4. 強制実施権は、非排他的でなければならない。
5. 強制実施権は、その強制実施権を利用する企業の一部を伴って、あるいは基本規則の29条(5)に示されている状況において、本質的に由来した品種の権利の譲渡を伴って移動されてはならない。

第42条

強制実施権が付与される者の条件

1. 基本規則の第29条(3)で言及されている他の条件に影響を与えることなく、強制実施権が付与される者は、強制実施権を利用するための適切な財務的および技術的能力を持っていなければならない。
2. 強制実施権に関係する、ならびに決定書に示されている条件への適合は、基本規則第29条(4)の意味

における「状況」とみなされるものとする。

3. 強制実施権が付与される者は、欧州植物品種権の権利侵害に対する法的措置をとってはならない、という規定を設けなければならない。ただし、法的措置の要求から2か月以内に権利保有者が拒否した、あるいは無視した場合は、この規定はこの規定は適用されないものとする。

第43条

基本規則第29条(2)に定められている要件を満たしている者のカテゴリー

1. 強制実施権を利用する意図を持ち、基本規則の第29条(2)で言及されている要件を満たした者というカテゴリーに入る、あらゆる者は、配達証明書付きの書留郵便によって、自らの意思を品種庁および権利保有者に宣言しなければならない。この宣言には、以下が含まれていなければならない。
 - (a) 本規則の第2条に基づく手続き上の代理人として示されている、その者の氏名と住所
 - (b) 所定の要件を満たしている事実についての声明
 - (c) 実施される行為を示した声明
 - (d) その者が、強制実施権を利用するのに適切な財務力を有しているという保証、ならびにその者の技術的な能力についての情報
2. その者が上記1項で言及されている宣言に関する条件を満たしている場合、品種庁は、要請に応じ、その者を欧州植物品種権の登録簿に記録しなければならない。かかる者は、その記録前には強制実施権を利用する権限は持たないものとする。かかる記録は、その者および権利保有者に連絡されなければならない。
3. 本規則の第42条(3)は、本条2項に規定されている、欧州植物品種権の登録簿に記録される者に準用されるものとする。侵害行為に関する法的措置についての判決又は他の種類の終結は、登録簿に記録されている、あるいは記録される予定の他の者にも適用されるものとする。
4. 上記2項で言及されている登録簿への記録は、強制実施権の付与についての決定書で示されている具体的な要件又は上記2項に基づいて保証された財務的および技術的能力が、強制実施権の付与から1年より後で、付与で定められている期限内に変更されたという理由があれば削除することができる。記録の削除は、記録されている者および権利保有者に連絡されなければならない。

第2節

基本規則第100条(2)に基づく利用権

第44条

基本規則第100条(2)に基づく利用権

1. 基本規則の第100条(2)で言及されている、新しい権利保有者からの契約に基づく非排他的な利用権についての要求は、新しい権利保有者の氏名が欧州植物品種権の登録簿に記録されたという品種庁からの通知の受領後、前の権利保有者の場合は2か月以内、利用権を有している者の場合は4か月以内に行われなければならない。

2. 基本規則の第100条(2)に基づいて付与される利用権の申請には、本条1項で言及されている要求が不成功に終わったことを裏付ける文書が添付されていなければならない。本規則の第37条(1)(a)、(b)、(c)および(5)、第38条、第39条(3)、(f)号を除く第40条、第41条(3)および(4)、および第42条の規定が準用されるものとする。

第III編

審判部に対する手続き

第45条

審判請求書の内容

審判請求書には、以下が記載されていなければならない。

- (a) 本規則の第2条に基づく、抗告手続きの当事者としての上诉人の名称、ならびに上诉人が手続代理人を任命している場合には、その代理人の氏名と住所
- (b) 抗告の対象となっている決定の整理番号ならびに決定の修正又は取り消しが求められている範囲についての声明

第46条

審判請求書の受け取り

品種庁は審判請求を受け取ると、その抗告手続きの整理番号と品種庁での受取日を示す印を付け、抗告の理由提示の期限を上诉人に通知しなければならない。かかる通知の省略は抗弁の根拠とはなりえない。

第47条

上訴手続き当事者としての参加

- 1. 品種庁は、整理番号と受取日が記された審判請求書のコピーを、品種庁に対する手続き参加している手続き当事者に速やかに送らなければならない。
- 2. 上記1項で言及されている手続き当事者は、審判請求書のコピーの送付から2か月以内であれば、抗告手続きの当事者として介入することができる。

第48条

品種庁の役割

- 1. 基本規則の第70条(1)で言及されている品種庁としての組織および審判部の部長は、内部の予備的措置を通じて、差し戻し後すぐに審判部が案件の審査ができるようにしなければならない。とくに、審判部部長は、基本規則の第46条(2)に基づいて他の部員2名を選び、案件の差し戻し前に審査官1人を任命しなければならない。

2. 案件の差し戻し前には、基本規則の第70条(1)で言及されている品種庁としての組織は、抗告手続きの当事者が受け取った文書のコピーを、抗告手続きのもう一方の当事者に速やかに送らなければならない。
3. 品種庁の長官は、案件の差し戻し前に、本規則の第89条で言及されている情報の公開を行わなければならない。

第49条

受け入れ不可としての抗告の拒否

1. 抗告が基本規則の規定、とりわけ第67条、68条および69条又は本規則の規定、とりわけ第45条に合致していない場合、審判部はその旨を上訴人に伝え、さらに、可能であれば、品種庁が定める期限内に発見された不備を修正することを上訴人に求めなければならない。上訴人が期限内に修正ができない場合、審判部は抗告を受け入れ不可として拒否しなければならない。
2. 品種庁の決定に対する抗告がなされ、さらに基本規則74条に基づいた措置に対しても同様に抗告がなされた場合、審判部は、上訴人の承諾を受け、その抗告を訴訟として欧州司法裁判所に送らなければならない。上訴人が承諾しない場合、審判部は抗告を受け入れ不可として拒否しなければならない。司法裁判所に抗告を送る場合、かかる抗告は、本規則の第46条に基づき、品種庁での受取日に司法裁判所に送られたとみなされるものとする。

第50条

口頭手続き

1. 案件の差し戻し後、審判部の部長は、基本規則の第77条規定に定められている口頭手続きに抗告手続きの当事者たちを遅延なく召喚し、本規則の59条(2)の内容に当事者たちの注意を向けなければならない。
2. 口頭手続きと証拠調べは、原則的には、1回の審問で行われなければならない。
3. さらなる審問の要求は、審問中あるいは審問後の状況の変化を理由とする要求を除き、受け入れ不可として拒絶されるものとする。

第51条

抗告の審査

他に規定がない限り、品種庁に対する手続きに関する規定は、抗告手続きに準用されるものとし、その場合、手続き当事者は上告手続きの当事者として取り扱われるものとする。

第51条a

複数の抗告

1. 1つの決定に対して複数の抗告が提出された場合、これらの抗告は同一の手続きで考慮することができる。
2. 決定に対する抗告が、同じ構成の審判部によって審査される場合、その審判部は、それらの抗告を共同の手続きで処理することができる。

第52条

抗告についての決定

1. 口頭手続きの終了から3か月以内に、抗告についての決定が、本規則の第64条(3)で規定されている手段によって、抗告手続きの当事者に書面で送られなければならない。
2. 決定には、審判部部長および本規則第48条(1)に基づいて指定された審査官の署名が付されていなければならない。決定書には、以下が記載されていなければならない。
 - (a) 決定は品種庁によって下されたという声明
 - (b) 決定がなされた日付
 - (c) 審判部の部長ならびに抗告手続きに参加した他の審判部部員の氏名
 - (d) 抗告手続きの当事者および手続き代理人の氏名
 - (e) 決定された事柄についての声明
 - (f) 事実の要約
 - (g) 決定の理由
 - (h) 必要な場合には、費用裁定又は料金の払い戻しを含めた、審判部の命令
3. 審判部の決定書には、さらなる抗告が可能であるという声明が、かかるさらなる抗告の期限とともに添付されていなければならない。抗告手続きの当事者は、その声明の省略を申し立てることはできない。

第IV編

手続きに関する一般規定

第I章

決定、通信および文書

第53条

決定

1. 品種庁のあらゆる決定には、基本規則の第35条に基づいて、品種庁長官によって正式に認可された職員の署名が付され、それら職員の氏名が声明される。

2. 品種庁に対する口頭手続きが行われる場合、決定は口頭で伝えることができる。その後、本規則の第64条に基づき、決定書が手続き当事者に送達されるものとする。
3. 基本規則の第67条に基づく抗告又は同規則の74条に基づく直接的な法的措置が可能な、品種庁の決定には、そのような抗告又は直接的な法的措置が可能であるという声明と、かかる抗告又は直接的な法的措置の期限が添付されていなければならない。手続き当事者は、その声明の省略を申し立てることはできない。
4. 品種庁の決定の言語上の誤り、書き起こしの際の誤り、ならびに特許の誤りは、訂正されなければならない。
5. 品種庁は、不注意を理由とする、手続き上の明らかな誤りを含む決定については、欧州植物品種権の登録簿への登録の取り止め、又はかかる決定の取り消しの措置をとらなければならない。

第53条a

無効および取り消しのための手続き

1. 権利の有効性について重大な疑義がある場合、品種庁は、基本規則の第20条および第21条で言及されている、無効および取り消しについての手続きを行うことができる。かかる手続きは、品種庁自らの意思で、あるいは要求に応じて開始することができる。
2. 基本規則の第20条および21条で言及されている、無効又は取り消しについての手続きの開始を求める品種への要求には、権利の有効性に重大疑義があることを示す、以下を含む証拠および事実が添付されていなければならない。
 - (a) 無効および取り消しが求められている登録に関して
 - (i) 欧州植物品種権の登録番号
 - (ii) 欧州植物品種権の所有者の氏名と住所
 - (b) 要求の理由に関して
 - (i) 無効および取り消しの手続き開始要求の理由についての声明
 - (ii) それらの理由の裏付けとなる、事実、証拠および議論の開示
 - (c) 要求を行っている者の氏名と住所、ならびに手続代理人が任命されている場合には、その代理人の氏名と住所
3. 上記2項で言及されている要求を拒否するという品種庁の決定は、その要求を行った者および欧州植物品種権の所有者に連絡されなければならない。
4. 品種庁は、品種庁の定めた期限内に提出されなかった提出物又は書面、あるいはそれらの一部については考慮しないものとする。
5. 欧州植物品種権の無効又は取り消しを宣言するという品種庁の決定は、本規則の第87号で言及されている官報に掲載されなければならない。

第54条

欧州植物品種権証明

1. 品種庁が欧州植物品種権を付与する場合、品種庁は、それについての決定書とともに、付与の証拠として欧州植物品種権証明を発行しなければならない。

その証明は、デジタル文書の形式で、品種庁から権利保有者又はその代理人に送られなければならない。

2. 品種庁は、権利保有者が要求する、あらゆる公用語又は欧州連合の言語で欧州植物品種権証明を発行しなければならない。

3. 証明の原本が紛失又は破棄されたと判断した場合、品種庁は、要求があれば、権限を有する者にコピーを発行することができる。

第55条

通信

他に規定がない限り、品種庁又は審査機関による通信には、その資格を有する職員の氏名が記載されていなければならない。

第56条

聴取の権利

1. 求められる期間内に決定が採用されないと品種庁が判断した場合、品種庁は、手続き当事者に発見された不備を知らせ、指定の期限内にその不備を修正するよう手続き当事者に求めなければならない。発見され、連絡された不備が期限内に修正されない場合、品種庁は決定を下すための手続きをとらなければならない。

2. 品種庁が手続き当事者からの所見を受け取った場合、品種庁は、その所見を相手側の手続き当事者に伝え、必要と判断した場合には、品種庁指定の期限内に返答をするようにかかる相手側当事者に求めなければならない。返答が期限内に受け取られない場合、品種庁は、その後に受け取った文書を無視しなければならない。

第57条

手続き当事者より提出された文書

1. 手続き当事者が提出する文書は、郵便、個人による配達又は電子的な手段によって提出されなければならない。

電子的な提出についての詳細は、品種庁長官によって決定されるものとする。

2. 手続き当事者より提出された文書の受取日は、文書が建物内で実際に受け取られた日、あるいは電子的な手段の場合は、文書が品種庁によって電子的に受け取られた日とみなされるものとする。

3. 付属文書を除き、手続き当事者より提出されたすべての文書には、その当事者又は手続代理人の署名が付されていなければならない。

文書が電子的な手段によって品種庁に提出される場合、送り主の氏名の表示とログインIDとパスワードの入力成功によって成り立つ電子署名が、署名に匹敵するとみなされるものとする。

4. 文書に正式な署名が付されていない場合、あるいは受け取られた文書が不完全また判読不能である場合、あるいは品種庁が文書の正確性に疑義を抱いた場合、品種庁は、その旨を送り主に知らせ、1か月の期限内に、上記3項に基づいて署名を付された文書の原本を送付するように、あるいは原本のコピーを再送信するように送り主に案内しなければならない。

所定の期限内に要求が満たされた場合、署名が付された文書又は再送信の受取日が最初の文書の受取日とみなされるものとする。所定の期限内に要求が満たされない場合、文書は受け取られなかったとみなされるものとする。

5. 手続き当事者から提出されたかかる文書は、相手の当事者ならびに関係の審査機関に電子的な手段又は紙で送られなければならない。

紙での提出の場合、手続き又は複数の欧州植物品種権の申請又は利用に関する文書は、十分な部数で提出されるものとする。コピーがない場合は、当該当事者の負担でコピーが提出されるものとする。

第58条

文書による証拠

1. 品種庁のものではない、最終の判決又は決定の証拠、又は手続き当事者が提出する、その他の文書による証拠は、デジタル文書又は無認証のコピーの提出によって完了させることができる。
2. 上記1項で言及されている証拠の信憑性に品種庁が疑義を抱いた場合、品種庁は、原本又は謄本の提出を要求することができる。

第II章

口頭手続きと証拠調べ

第59条

口頭手続きへの召喚

1. 手続き当事者は、基本規則の第77条で規定されている口頭手続きに召喚され、その2項に注意を向けなければならない。手続き当事者と品種庁が期間の短縮に同意した場合を除き、当事者への査問通知は少なくとも1か月前に送られなければならない。
2. 品種庁に対する口頭手続きに規定通りに召喚された手続き当事者が被召喚者として姿を現さなかった場合、手続きはその者なしで進めることができる。

第60条

品種庁による証拠調べ

1. 手続き当事者又は証人又は専門家の口証を聞くこと、あるいは捜査を行うことが必要であると品種庁が判断した場合、品種庁をそれについての決定を下し、証拠を得るための方法、証明されるべき事実、ならびに審問又は捜査の日付、時間および場所を声明しなければならない。手続き当事者より証人および専門家の口証を要求された場合、品種庁の決定書において、要求を提出した手続き当事者が口証を求める証人および専門家の氏名と住所を品種庁に知らせるべき期限が声明されていなければならない。
2. 品種庁と手続き当事者が期間の短縮に同意した場合を除き、口証を行う証人および専門家への査問通知は少なくとも1か月前に送られなければならない。召喚状には、少なくとも以下が記載されていなければならない。
 - (a) 命令された審査の日、時間および場所についての明確な記述、手続き当事者、証人および専門家への審問についての事実を記載した、前項1で言及されている決定書の抜粋
 - (b) 手続き当事者の氏名、および本規則の第62条(2)、(3)および(4)の規定に基づいて、証人又は専門家が行使できる権利の詳細
 - (c) 手続き当事者、証人又は専門家がその居住する国の権限を有する司法当局又は他の機関に審問を要請することができるという声明、ならびに審問に臨む準備ができるかどうかの連絡を品種庁の定める期間内にするように求める要請
3. 手続き当事者、証人又は専門家への査問が行われる前に、これら者には、品種庁がそれぞれの居住する国の権限を有する司法当局又は他の機関に審問に対して、宣誓又は他の拘束力を有するかたちで提供された証拠の再調査を依頼できるということが知らされなければならない。
4. 手続き当事者には、権限を有する司法当局又は他の機関による証人又は専門家の審問を知らされなければならない。手続き当事者は、出席し、機関の仲介を通じて、又は直接的に証言を行う手続き当事者、証人および専門家に質問する権利を持つものとする。

第61条

専門家の嘱託

1. 品種庁は、任命した専門家の作成するレポートがどのようなかたちで提出されるのかを決めなければならない。
2. 専門家への委任状には、以下が記載されていなければならない。
 - (a) 専門家の業務についての正確な記述
 - (b) レポート提出のための期限
 - (c) 手続き当事者の氏名
 - (d) 本規則の第62条(2)、(3)および(4)に基づく行使できる権利の詳細
3. 専門家のレポートのために、品種庁は、当該品種の技術的審査を実施している審査機関に対して、指示に応じて材料を提出するように要求することができる。必要な場合には、品種庁は、手続き当事

者又は第三者にも材料を要求することができる。

4. 手続き当事者には、書面のレポートのコピー、および適切な場合にはその翻訳が提出されなければならない。
5. 手続き当事者は、専門家に異議を唱えることができる。基本規則の第48条(3)および81条(2)が準用されるものとする。
6. 本規則の第13条(2)および(3)が、品種庁の任命した専門家に準用されるものとする。専門家を任命する際、品種庁は機密保持要件をその専門家に伝えなければならない。

第62条

証拠調べの費用

1. 証拠調べは、品種庁にあるもの、ならびに、それを要求した手続き当事者が品種庁に預けたものを対象として、費用見積もりを参照して品種庁が定めた金額という条件で実施することができる。
2. 品種庁に召喚され、品種庁を訪れる証人および専門家は、旅費および生計費の適切な払戻を受ける権利を有する。それら者は品種庁による前払いを受けることができる。
3. 上記2項に基づいて払戻を受ける権利を有する証人は、逸失利益に対する適切な補償を受ける権利をも有するものとし、専門家は、審査機関の職員でない限りは、作業の料金を受ける権利を有するものとする。これらの支払いは、証人には証拠調べのあと、専門家には業務又は課題を果たしたあとに支払われるものとする。
4. 前項2および3に定められており、付属文書 I に詳細と基準が示されている額の支払いは、品種庁が行うものとする。

証人又は専門家による口証を要求した当事者は、本規則の第52条に定められている、任命および費用確定についての決定に基づき、当該証拠の費用を品種庁に払い戻さなければならない。

第63条

口頭手続きおよび証拠調べの議事録

1. 口頭手続きおよび証拠調べの議事録には、口頭手続き又は証拠調べの要旨、手続き当事者が行った陳述、手続き当事者、証人又は専門家の証言、および捜査の結果が記録されていなければならない。議事録には、出席の品種庁関係者、当事者、その手続き代理人、ならびに証人および専門家の氏名が記載されていなければならない。
2. 証人、専門家又は手続き当事者の証言議事録は、それら者が確認できるように、読み上げ又は提出されなければならない。この議事録には、正式な手続きを経ている旨、ならびに証言を行った者が当該議事録を承認している旨が注記されていなければならない。上記者の承認が得られない場合、拒絶があった旨が注記されなければならない。
3. 議事録には、それを作成した者、ならびに口頭手続き又は証拠調べを行った者の署名が付されなければならない。
4. 手続き当事者には、議事録のコピー、および適切な場合にはその翻訳が提出されなければならない。

第III章

送達に関する一般規定

第64条

送達に関する一般規定

1. 品種庁に対する手続きにおける、手続き当事者についての文書の品種庁による送達は、電子文書、無認証のコピー、プリントアウト又は文書の原本の形式をとるものとする。他の手付き当事者より提出された文書は、無認証のコピーの形式で送達できる。
2. 手続き代理人が、1つ又は複数の手続き当事者に任命されている場合、その者への送達は前項1の規定に基づいて行われるものとする。
3. 送達は、以下のうちの1つ又は複数の手段で行われるものとする。
 - (a) 本規則の第64条aに基づく、電子的な手段又は他の技術的な手段
 - (b) 本規則の第65条に基づく郵送
 - (c) 本規則の第66条に基づく手渡し
 - (d) 本規則の第67条に基づく公告
4. 基本規則の第79条の規定による送達の対象となる文書又はそのコピーは、品種庁の長官が決める電子的な手段又は配達証明付きの書留郵便による郵送の手段で送達されるものとする。

第64条a

電子的な手段又はその他の技術的な手段による送達

1. 電子的な手段による送達は、通知される文書のデジタル・コピーを送信することによってなされるものとする。送達は、受取人が通信を受信した日をもってなされたとみなされる。品種庁の長官は、電子的手段による送達の詳細を決定しなければならない。
2. 送達が電子的手段によって行われる場合、手続き当事者は、その手続き代理人を含め、すべての公式通信のための電子的なアドレスを提供しなければならない。
3. 品種庁の長官は、その他の技術的な通信手段による送達の詳細を決定しなければならない。

第65条

郵送による送達

1. 共同体内の居住又は定住又は在住の住所を持っておらず、基本規則の第82条に基づく手続き代理人を任命していない場合の送達は、品種庁が最後に知ることとなった住所への、送達されるべき文書の普通郵便での郵送をもって達成されたとみなされるものとする。書簡が配達不可として戻されても、送達はなされたとみなされるものとする。
2. 配達証明の有無に関係なく、送達が書留郵便によってなされる場合は、投函から10日後に受け取り主に配達されたとみなされるものとするが、書簡が受け取り主に届かない場合、あるいは後日に受け

取り主に届いた場合はその限りではない。紛争が生じた場合、品種庁の側が、書簡が目的地に届いていること、あるいは場合によっては、書簡が受け取り主に届けられた日を証明しなければならない。

3. 配達証明の有無に関係なく、書留郵便による送達は、受け取り主が書簡の受け取り又は受け取りの確認を拒否した場合にも、達成されたとみなされるものとする。
4. 郵送に送達が上記1項、2項および3項に該当しない場合、送達がなされる領土をもとにして、その国の法律が適用されるものとする。

第66条

手渡しによる送達

品種庁の建物内の場合は、文書の送達は受け取り主への手渡しによって達成することができるが、受け取り主は受け取りの確認を行わなければならない。受け取り主が文書の受け取り又は受け取りの確認を拒否した場合にも、送達は達成されたとみなされるものとする。

第66条a

手続き代理人への送達

1. 手続き代理人が任命されている場合、あるいは本規則の第73条(5)に基づき、共同申請の1番目に氏名が記されている申請者が手続き代理人であるとみなされる場合には、通知は手続き代理人宛で送られるものとする。
2. 単一の当事者に複数の手続き代理人が任命されている場合、送達の宛先が具体的に示されている場合以外は、それら代理人のいずれかへの通知で足りるものとする。
3. 複数の当事者が同じ手続き代理人を任命している場合、その代理人への文書の通知で足りるものとする。

第67条

公告

受け取り主の住所が明らかになっていない場合、あるいは本規則の第64条(4)に基づく送達が品種庁の再試行後も不可能であると証明された場合、送達は、基本規則の第89条で言及されている定期的な刊行物である公告によって達成されたとみなされるものとする。品種庁長官は、公告の発行についての詳細を決定し、当該の文書が通知されたとみなされるようになるまでの期間を決定しなければならない。

第68条

送達の不備

受け取り主に届けられた文書が正当に送達されたと品種庁が証明できない場合、あるいはその送達に関係する規定が守られていない場合、その文書は、品種庁が受取日と定めた日に送達されたとみなされ

るものとする。

第IV章

手続きの期限と解釈

第69条

期限の計算

1. 期限は、年、月、週および日で表示されるものとする。
2. 期限は、当該のイベントが発生した日の翌日から始まるものとし、イベントとは実際の行為又は他の期限の失効を言う。他に規定がない限り、イベントとみなされるものは、行為が送達に関係する場合の送達された文書の受け取りを言うものとする。
3. 上記2項の規定にもかかわらず、行為が本規則の第67条で言及されている公告である場合、送達が関連の者になされない場合の品種庁の決定である場合、あるいは公開される手続き当事者について行為である場合のいずれかであれば、期限は関連の行為の開示日から15日後から始まるものとする。
4. 期限が1年間あるいは特定の年数として明示されている場合、その期限は、当該のイベントが発生した日と、その後の年の同じ月の同じ日に失効するものとし、翌年以降の月に同じ日数がない場合、期限はその月の最終日に失効するものとする。
5. 期限が1か月あるいは特定の月数として明示されている場合、その期限は、当該のイベントが発生した日のその後の月の同じ日に失効するものとし、その後の月に同じ日数がない場合、期限はその月の最終日に失効するものとする。
6. 期限が1週間あるいは特定の週数で明示されている場合、当該のイベントが発生した日のその後の週の同じ曜日に失効するものとする。

第70条

期限の長さ

基本規則又は本規則のいずれかが品種庁を決める期限を指定している場合、かかる期限は1か月以上で3か月以内でなければならない。特集な事例では、その期限は、かかる期限の失効前に要求が出された場合、延長することができる。

第71条

期限の延長

1. 品種庁が開いていなくて文書の受け取りができない日、あるいは本条の第2項に言及されている以外の理由により、品種庁の所在地の地域事情により普通郵便が配達されない日に期限が失効する場合、期限は、品種庁が開いていて文書を受け取れる日および通常郵便が配達される日の翌日まで延長されるものとする。上記の第1文で言及されている日は、各暦年の開始前に品種庁長官によって声明され

る通りとし、本規則の第87条で言及されている官報で公開されなければならない。

2. 加盟国において、あるいは加盟国と品種庁のあいだで郵便配達が広く滞る事態、あるいはその後に混乱する事態がある日に期限が失効する場合、その期限は、当該の加盟国に在住、居住又は所在する手続き当事者又はその国に所在する手続き代理人への郵便配達 of 混乱又は滞りの期間が終了した日の翌日まで延長されるものとする。加盟国が品種庁の所在する国である場合、

この規定はすべての手続き当事者に適用されるものとする。滞り又は混乱の期間は、品種庁長官によって声明され、連絡されるものとする。

電子的な手段で提出される文書については、本条の1つめの項目が、品種庁の接続あるいはいずれかの手続き当事者の電子的な通信手段が遮断された場合に準用されるものとする。手続き当事者は、電子的なプロバイダーを通じて接続の遮断を実証しなければならない。

3. 本条の1項および2項は、基本規則の第30条(4)に基づいて指定されている国家機関又はその支所、ならびに審査期間に準用されるものとする。

第72条

手続きの中断

1. 以下の場合、品種庁に対する手続きは中断されるものとする。

(a) 欧州植物品種権の申請者又は保有者、又は品種庁より付与される利用権の申請者、又はかかる利用権を行使する権限を持った者、又は上記当事者のいずれかの手続き代理人が死亡した場合、又は法的に無能力となった場合、あるいは

(b) かかる者の財産に対する訴訟により、その者の品種庁に対する手続きの法的な履行障害が発生した場合

2. 当事者として手続きを継承する権限を与えられた者又は訴訟代理人の身元についての必要な詳細情報が関連の登録簿に記録されている場合、品種庁は、かかる者および他の当事者に、品種庁の決めた日をもって手続きが再開される旨を伝えなければならない。

3. 有効な期限は、手続きが再開される日より新たに始まるものとする。

4. すでに品種庁に料金が支払われている場合、手続きの中断が、審査期間による欧州植物品種権の技術的審査又は検証の遂行に影響を与えてはならない。

第V章

手続き代理人

第73条

手続き代理人の指定

1. 手続き代理人の指定は品種庁に伝えられなければならない。その連絡には手続き代理人の氏名と住所が記載されていなければならない。本規則の第2条(2)および(3)が準用されるものとする。

2. 本規則の第2条(4)に与えることなく、上記1項で言及されている連絡では、手続き当事者のかかる

社員の身元も明らかにされなければならない。社員は、基本規則の第82条の意味において、手続き代理人には指定できない。

3. 上記1項および2項に従うことができない場合、連絡が受け取られていないとみなされるものとする。
4. 委任が終了した手続き代理人は、その委任の終了が品種庁に伝えられるまで、引き続き手続き代理人とみなされるものとする。ただし、上記と相反する規定により、委託を行った者が死亡した場合、品種庁に対する委託業務は終了するものとする。
5. 複数の手続き当事者が共同して活動している場合は、1人の手続き代理人を任命し、その旨を品種庁に通知しなければならない。手続き代理人を品種庁に通知しなかった場合、欧州植物品種権の申請又は品種庁より付与される利用権の申請又は異議申立て最初に氏名が記載されている手続き当事者が、1人又は複数の他の当事者の手続き代理人に任命されたとみなされるものとする。
6. 手続きの課程で欧州植物品種権の複数の者への移動があり、さらにかかる者たちが複数の手続き代理人を任命した場合は、上記の5項が適用されるものとする。

第74条

手続き代理人の信任状

1. 他に規定がない限り、手続代理人の任命が品種庁に通知された場合、署名が付された、必要な信任状が提出され、品種庁が指定した期間内、ファイルに加えられなければならない。信任状が所定の期限内に提出されない場合、手続代理人が行った手続きの手順は、行われなかったとみなされるものとする。
2. 信任状は、1つ又は複数の手続きを対象とすることができる。手続代理人が信任状を与えた当事者のすべての手続きで活動を行えるようにする一括信任状を提出することができる。一括信任状を意味する、単一の文書で足りるものとする。
3. 品種庁の長官は、上記2項で言及されている一括信任状を含む、信任状の内容を決め、さらに信任状の書式を無料で提供することができる。
4. 欧州植物品種権の申請の登録簿における手続代理人の記録は、以下の場合に削除されるものとする。
 - (a) 手続代理人が死亡した場合、あるいは法的に無能力となった場合
 - (b) 手続代理人が欧州連合内に居住又は定住又は在住しなくなった場合
 - (c) 手続代理人が手続き当事者より任命を打ち切られ、当事者がその旨を品種庁に伝えた場合

第VI章

費用の分担と決定

第75条

費用裁定

1. 費用についての決定は、欧州植物品種権の廃止又は取り消しの決定、あるいは抗告についての決定のなかで取り扱われるものとする。
2. 基本規則の第85条(1)に基づく費用裁定の場合、品種庁は、欧州植物品種権の廃止又は取り消しの決定、あるいは抗告についての決定の理由陳述で裁定を明らかにしなければならない。手続き当事者は、その表示の省略を申し立てることはできない。

第76条

費用の決定

1. 費用の決定についての要求は、費用の決定が必要であるという決定が下された場合、および、かかる決定に対する抗告の際に、審判部がその抗告についての決定を行った場合にのみ受け入れ可能になるものとする。費用の請求書が、それを裏付ける文書とともに、要求に添付されなければならない。
2. 信頼性が立証され次第、費用を決定することができる。
3. 手続きの一方の当事者が他の手続き当事者の費用を負担した場合、その当事者は、本条4項で言及されている費用を除いて、費用の払い戻しをする必要はないものとする。手続きで勝利した当事者の代理を複数の仲介者、助言者又は擁護者が行っている場合、破れたほうの当事者は、上記の者1人分限り、本条4項で言及されている費用を負担しなければならない。
4. 手続きに欠かせない費用には、以下が含まれるものとする。
 - (a) 費用が証人又は専門家に支払った、証人および専門家の費用
 - (b) 付属文書 I に示されている、証人および専門家に適用される範囲内における、手続きの代理人および品種庁に対する手続き代理人として正当に指名されている仲介者、助言者又は擁護者の旅費および生計費
 - (c) 付属文書 I に示されている範囲内における、手続き当事者の品種庁に対する手続き代理人として正当に指名されている仲介者、助言者又は擁護者の報酬

第77条

費用の清算

基本規則の第85条(4)で言及されている費用清算の場合、品種庁は、手続き当事者への連絡を通じて、かかる清算を確認しなければならない。かかる連絡において費用の支払額も確認されている場合、費用の決定についての要求は受け入れ可能となるものとする。

第V編
一般向けの情報

第I章
登録簿、縦覧および出版

第1節
登録簿

第78条

登録簿に記録される、手続きおよび欧州植物品種権についての記載

1. 基本規則87条(3)で言及されている、以下の「その他の詳細」は、欧州植物品種権申請の登録簿に記録されなければならない。
 - (a) 期限の計算のためのイベントとなる出版の日付
 - (b) 異議申立、ならびにその日付、異議申立人の氏名と住所および手続代理人の氏名と住所^a
 - (c) 本規則の第20条に基づく優先権の主張（当初の申請の日付と場所）
 - (d) 基本規則の第98条(4)および第99条で言及されている、欧州植物品種権の権利についての出訴、ならびにかかる訴えの最終決定又はその他の終了
 - (e) 担保又は他の物権の対象となっている欧州植物品種権の申請から由来する権利の譲渡
2. 基本規則87条(3)で言及されている、以下の「その他の詳細」は、要求があった場合には、欧州植物品種権申請の登録簿に記録されなければならない。
 - (a) 担保又は他の物権の対象となっている欧州植物品種権の譲渡
 - (b) 基本規則の第98条(1)および(2)ならびに第99条で言及されており、欧州植物品種権の権利に関係する主張に関する出訴、ならびにかかる訴えの最終決定又はその他の終了
3. 品種庁の長官は、登録簿に登録されるべき記録の詳細を決定しなければならず、品種庁の管理目的で登録簿にさらに登録されるべき記録の詳細を決定することができる。
 品種庁の長官は、登録簿の書式を決定しなければならない。登録簿は電子的なデータベースの形態で保管することができる。

第79条

欧州植物品種権の移動の登録

1. 欧州植物品種権の移動は、譲渡の文書証拠、又は譲渡を確認する公式文書、又は譲渡を立証するのに十分な上記文書の抜粋の提出があった場合、欧州植物品種権の登録簿に記録されなければならない。品種庁は、それらの文書類のコピーをファイルに保存しなければならない。
 品種庁の長官は、上記の文書証拠を品種庁のファイルに保存するための書式および条件を決めなければならない。

2. 上記1項および基本規則の第23条に示されている条件を満たしていない場合に限り、譲渡の登録を拒否することができる。
3. 上記1項および2項は、申請が欧州植物品種権の登録簿に記録されている、欧州植物品種権のすべての権利の移動に適用されるものとする。欧州植物品種権の登録簿の参照情報は、欧州植物品種権登録の登録簿の参照情報と同一でなければならない。

第80条

登録簿への登録の条件

基本規則および本規則の他の規定に影響を与えることなく、関係者は、登録簿への記録又は削除の要求を行うことができる。その要求は書面にてなされ、それを裏付ける文書が添付されていなければならない。

第81条

登録簿への特殊な登録の条件

1. 申請された、又は付与された欧州植物品種権が倒産又は同様の手続きの影響を受けている場合、このような状況下での欧州植物品種権の登録簿への登録は、権限を有する国家機関の要求があれば、無料で行うことができる。この登録の削除も、権限を有する国家機関の要求があれば、無料で行うことができる。
2. 上記1項は、基本規則の第98条および第99条で言及されている主張に関係する出訴、ならびにかかる訴えのうち上訴の対象となっていない最終決定、又はその訴えのその他の終了に準用されるものとする。
3. 品種がそれぞれ初登録のもの、あるいは本質的に由来する場合、手続きのすべての当事者は、一括と個別のどちらの方法でも登録の要求ができる。唯一の手続き当事者からの要求には、基本規則の第87条(2)(h)で言及されている、他の当事者の要求に取って代わる要素の文書証拠が添付されなければならない。かかる文書証拠には、初登録のもので、基本的に由来物である、当該品種の同定を示すものが含まれていなければならない。
4. 担保又は他の物権の対象となっている、契約に基づく排他的な利用権又は欧州植物品種権の登録が要求された場合、かかる要求には十分な文書証拠が添付されていなければならない。

第82条

登録簿の縦覧

1. 登録簿は、品種庁の建物内において縦覧に供されなければならない。
品種庁にある登録簿および文書の閲覧は、本規則の84条の意味における、品種庁内の文書の閲覧に適用されるものと同じ条件に基づいて認められなければならない。
2. 現地での登録簿の縦覧は無料で行われるものとする。

文書又はその一部の単なる複製とは異なる、データの処理又は操作が必要な形式での登録簿の抜粋の製作および提供には、料金が支払われるものとする。

3. 品種庁の長官は、基本規則第30条(4)に基づき、管理機能の遂行に関与している、国の機関又は支所の建物内で登録簿を縦覧に供することができる。

第2節

文書の保存、文書の縦覧および生育されている品種の視察

第83条

ファイルの保存

1. 分離して保存されなければならない、審判部の部員、あるいは品種庁又は当該の審査機関の職員の除外あるいはそれら者への異議申立に関係する書類を除き、手続きに係する文書は、電子フォーマットの電子的ファイルのなかに保存され、かかる手続きには整理番号が添付されなければならない。
2. 品種庁は、ファイルの真正かつ完全なコピーとみなされる、上記1項で言及されているファイルの電子的コピー（以下、「ファイル・コピー」と言う）を保存しなければならない。審査機関は、かかる手続きに関連する追加の文書のコピー（以下、「審査コピー」と言う）を保存しなければならない。
3. 電子的ファイルのもととなっている、手続き当事者が提供した文書の原本は、品種庁の受け取り後の所定の期間がすぎれば廃棄することができる。
4. 品種庁の長官は、ファイルの保存形式、保存期間ならびに上記3項で言及されている期間を決定しなければならない。

第84条

品種庁が保有する文書の閲覧

1. 管理理事会は、管理簿を含む、品種庁が保有する文書を閲覧するための、実際的な方法を採用しなければならない。
2. 管理理事会は、電子的な手段での出版を含む、出版による方法で一般の人々が直接閲覧できるようにする、品種庁の文書のカテゴリーを採用しなければならない。

第85条

品種の生育状況の視察

1. 品種の生育上の視察についての要求は、書面の形式で品種庁に提出されなければならない。品種庁の承諾により、試験地への訪問が審査機関によって手配されるものとする。
2. 基本規則の第88条(3)に影響を与えることなく、訪問者による試験地への一般的な訪問は本規則の規定に影響されてはならない。ただし、すべての生育品種にはコードが割り振られ、材料の除去に対する適切な措置が委託を受けた審査機関によってとられ、品種庁の証人を受け、さらに欧州植物品種権

の申請者又は保有者の権利を保護するために、あらゆる必要な措置が講じられるものとする。

3. 品種庁の長官は、品種の生育状況の視察のための詳細な手順を定め、上記2項で規定されている保護措置を検討することができる。

第86条

機密情報

機密情報を守るために、品種庁は、欧州植物品種権の申請者が使用する書式を無料で提供し、基本規則の第88条(3)で言及されているコンポーネントに関係する、すべてのデータの公表を差し控えるように要求することができる。

第3節

刊行物

第87条

官報

1. 基本規則の第89条に基づいて、少なくとも2か月ごとに発行される、この刊行物は、欧州植物品種権官報（以下、「官報」という）と呼ばれるものとする。
2. 官報には、本規則の第78条(1)(c)および(d)、第78条(2)および79条に基づいて、登録簿に記録された情報も含まれるものとする。
3. 品種庁の長官は、官報の発行方法を決定しなければならない。

第88条

品種庁より付与される利用権の申請およびその決定の公開

品種庁より付与される利用権の申請の受取日、かかる申請についての決定の送付日、手続き当事者の氏名と住所、ならびに求められている、又は決定された命令の形式が、官報で公開されなければならない。強制実施権の付与についての決定の場合、かかる決定の内容も同様に公開されるものとする。

第89条

抗告およびその決定の公開

審判請求書の受取日、かかる審判についての決定の送付日、手続き当事者の氏名と住所、ならびに必要とされた、又は決定された命令の形式が、官報で公開されなければならない。

第II章

管理上および法律上の協力

第90条

情報の伝達

1. 基本規則の第90条に基づいて交換されるべき情報は、同規定で言及されている機関同士で直接伝達されるものとする。
2. 基本規則の第91条(1)に言及されている、品種庁を相手とした情報の伝達は、加盟国の権限を有する植物品種を利用して、無料で行うことができる。
3. 上記2項は、審査機関を相手とした、基本規則の第91条(1)に言及されている情報の伝達に準用されるものとする。品種庁は、かかる伝達のコピーを受け取らなければならない。

第91条

加盟国の裁判所又は検察庁による調査

1. 基本規則の第91条(1)に言及されている、ファイルの調査は、品種庁がその目的のみに発行したファイルのコピーが対象になるものとする。
2. 加盟国の裁判所又は検察庁は、それらに対する手続きの過程で、第三者による調査のために品種庁より送られる文書を提示しなければならない。かかる調査は基本規則の第88条に基づくものであり、品種庁は料金を請求しないものとする。
3. 加盟国の裁判所又は検察庁へのファイルの送信時に、品種庁は、欧州植物品種権の申請又は付与に関係する文書の調査は基本規則の第33条aおよび第88条の規定に基づくという制限を示さなければならない。

第92条

嘱託書の手続き

1. 各加盟国は、品種庁の発行する嘱託書を受け取り、その嘱託を実行する権限を持つ裁判所又は機関にかかる嘱託書を送る、中央当局を指定しなければならない。
2. 品種庁は、権限を有する裁判所又は機関の言語で嘱託書を作成するか、あるいはかかる嘱託書にその言語の翻訳を添付しなければならない。
3. 本条の4項および5項に基づき、権限を有する裁判所また機関は、手続きに関して、かかる要請を実行するために従うべき、自身の法律を適用しなければならない。とくに、かかる裁判所また機関は、法律に基づいて適切な強制手段を適用しなければならない。
4. 審問又は他の法的措置が行われる場合、その時間と場所が品種庁に伝えられなければならない、さらに関係の手続き当事者、証人および専門家にも連絡されなければならない。
5. 品種庁からの要求があった場合、権限を有する裁判所又は機関は、品種庁職員の出席を許可し、証

拠を提出する者に直接、又は権限を有する裁判所又は機関を通じて質問することを許可しなければならない。

6. 嘱託書の実行は、いかなる料金又は費用も生じないものとする。上記に関わらず、嘱託書を実行する加盟国は、専門家および通訳に支払った料金ならびに上記5項に基づいて発生した手続きの費用の払戻を品種庁に請求する権利を有するものとする。

第VI章 最終規定

第93条

規則(EC) No 1239/95は廃止する。

廃止された規則の参照は本規則の参照とみなされるものとし、付属文書IIIの相関表に基づいて読まなければならない。

第94条 発効

本規則は、欧州連合官報 (*Official Journal of the European Union*) の発行から20日後に発効するものとする。

本規則は全体が拘束力を有し、すべての加盟国で直接的に適用されるものとする。

付属文書 I

1. 本規則の第62条(2)に規定されている、旅費および生計費として証人および専門家に支払われる補償は、以下のように計算されるものとする。
 - 1.1. 旅費

居住地又は定住地と口頭手続きが行われる場所又は証拠調べが行われる場所の往復

 - (a) 最短の鉄道ルート of 総距離が800kmを超えない場合は、交通付加給付金を含むファーストクラスの鉄道輸送費が支払われなければならない。
 - (b) 最短の鉄道ルート of 総距離が800kmを超えている場合、最短のルートでは海を渡る必要がある場合、エコノミークラスの航空輸送費が支払われなければならない。
 - 1.2. 欧州連合職員規定の付属文書VIIの第13に示されているように、職員の日々の手当に相当する生計費が支払われなければならない。
 - 1.3. 証人又は専門家が品種庁での手続きに召喚される場合、その者には、召喚状とともに、上記1.1項および1.2項に基づいて支払われるべき金額の詳細を記した旅行命令と費用の前払いのための要求書が送られなければならない。証人又は専門家に前払い金が支払われる前に、その者の資格が、証拠調べを命じた品種庁の職員、又は、抗告手続きの場合は、担当する審判部の部長によって証明

されなければならない。そのため、要求書は、証明のために品種庁に送り返されなければならない。

2. 本規則の第62条(3)に規定されている逸失利益に関して、証人に支払われるべき補償は、以下のよう
に計算されるものとする。
 - 2.1. 証人の不在となる期間が合計で12時間以下である場合、逸失利益の補償は、最低等級のAD 12で
ある、品種庁職員の毎月の基本給与の60分の1に匹敵する額とする。
 - 2.2. 証人の不在となる期間が合計で12時間を越える場合、その者は、さらに12時間を超過するたびに、
上記2.1項で言及されている、基本給与の60分の1に相当する、さらなる補償を支払われる権利を有
するものとする。
3. 本規則の第62条(3)で規定されている、専門家に支払われる料金は、その専門家の提案を考慮して、
ケースバイケースで決定されるものとする。品種庁は、コメントを求めるために、提案された額での
手続き当事者の招致を決めることができる。料金を専門家に支払うことができるのは、その者により、
自身が品種庁又は公的な技術機関の職員ではないという証拠が裏付け書類というかたちで提出された
場合に限られる。
4. 上記2項および3項に基づく証人又は専門家への逸失利益又は料金の支払いは、その証人又は専門
家の資格が、証拠調べを命じた品種庁の職員、又は、抗告手続きの場合は、担当する審判部の部長に
よって証明されたのちに行われるものとする。
5. 本規則の76条(3)および76条(4)(c)で規定されている、手続き当事者の代理として活動する仲介者、
助言者又は擁護者の報酬は、以下の最大レートに基づき、手続きの相手側当事者が負担するものとす
る。
 - (a) 証人の審査、専門家の意見又は視察を含む証拠調べを除く、抗告手続きの場合：550ユーロ
 - (b) 証人の審査、専門家の意見又は視察を含む、抗告手続きでの証拠調べの場合：400ユーロ
 - (c) 欧州植物品種権の無効又は取り消しのための手続きの場合：450ユーロ

付属文書II

廃止された規則とそれを継承する修正のリスト

委員会規則(EC) No 1239/95	(OJ L 121, 1.6.1995, p. 37)
委員会規則(EC) No 448/96	(OJ L 62, 13.3.1996, p. 3)
委員会規則(EC) No 2181/ 2002	(OJ L 331, 7.12.2002, p. 14)
委員会規則(EC) No 1002/ 2005	(OJ L 170, 1.7.2005, p. 7)
委員会規則(EC) No 355/ 2008	(OJ L 110, 22.4.2008, p. 3)

付属文書III

相関表

規則(EC) No 1239/95	本規則
第1条～14条	第1条～14条
第15条(1)、(2)および(3)	第15条(1)、(2)および(3)
第15条(4)	－
第15条(5)および(6)	第15条(5)および(6)
第16条～26条	第16条～26条
第27条(1)の1番目から4番目の項目	第27条(1)の(a)～(d)
第27条(2)および(3)	第27条(2)および(3)
第27条(4)の1番目から4番目の項目	第27条(4)の(a)～(d)
第28条～40条	第28条～40条
第41条の最初の文	第41条(1)
第41条(1)～(4)	第41条(2)～(5)
第42条～64条	第42条～64条
第65条(2)～(5)	第65条(1)～(4)
第66条～92条	第66条～92条
第93条(1)	第15条(4)
第93条(2)および(3)	－
第94条	－
－	第93条
第95条	第94条
付属文書	付属文書I
－	付属文書IIおよびIII

2 品種名称

(1) 欧州植物品種権に係る理事会規則(EC)第63条のガイドライン

ガイドライン

欧州植物品種権に関する1994年7月27日付理事会規則(EC)No. 2100/94 第63条について¹

欧州植物品種庁管理委員会は、

欧州連合にまたがるリストの作成及び植物品種権利に対しての植品種名称を統治する規則の是正の必要性を考慮し、

品種の名称に関する1991年UPOV条約第20条を考慮し、

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条(3) 及び(4)項に定められた品種名称の属の指定を為す際の障害を判別するための均一かつ最終的な基準を確立するガイドラインを前述管理委員会が採択することを要求した理事会規則(EC)No. 874/2009第30条に従って行動するため、

以下のガイドラインを採択した。

¹ OJ No L 227, 1.9.1994 p. 1

第1条

序文

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条に定められた品種名称の承認に際して障害があるかを考える際に、欧州植物品種庁（以下、「当庁」という）は以下に定められたガイドラインを考慮しなければならない。以下は、理事会規則(EC)No. 2100/94第63条(3)及び(4)項の関連する附則が示されている。

第2条

欧州領域内でのその名称の使用は第三者の優先権によって排除されている点で品種名称の属の指定を為す際に障害がある

（規則No. 2100/94第63条(3)(a)項）

1. 第三者の優先権として登録商標の場合、欧州領域内での品種名称の使用は品種名称の登録商標承認が原因で当庁への通知によって排除されているとみなされる。なお、同登録商標は品種名称の承認に先がけて一国以上の加盟国で、又は、欧州レベルで登録され、また、品種名称と同一か類似しており、関係品種名称と同一か類似の商品に関連して登録される。
2. 関係品種名称と同一か同等の商品に係る規則第5条(5)項、第16条、及び第17条に基づき一国以上の加盟国で、又は、欧州レベルでの地名表示や原産地名称に関して品種名称が理事会規則(EEC)No. 2081/92第13条違背の可能性がある点で第三者の優先権としての農産品や食料品に対する地名表示や原産地名称が原因で欧州領域内での品種名称は排除されているとみなされる。
3. 品種に関する名称使用の優先権所有者の同意が得られた時点で、優先権による名称の適合性に対する障害は取り除いてもよい。
4. 提案された名称の全部、又は、一部に関する申請者の優先権の場合、理事会規則(EEC)No. 2100/94 第18条(1)項が準用される。

第3条

承認や再生に関して一般的にユーザーが困難を伴うという点で、品種名称の指定には障害がある

（規則No. 2100/94 第63条(3)(b)項）

1. 品種名称は「ファンシーネーム」又は「コード」の形をとらなければならない。
2. 品種名称は以下の点でユーザーに承認と再生で困難を招くことがあるため考慮しなければならない:
 - a) 「ファンシーネーム」の形の場合:
 - (i) 1文字で成り立っている
 - (ii) 欧州連公用語で発音可能な単語を形作っていない文字のシリーズで成り立っているか、別のエレメントとして含んでいる
 - (iii) 番号を含んでいる、又は、これがその品種の過去の植栽の歴史を通じてあたかもその品種のシリーズの一部を示唆する番号を含んでいる。但し、それが名前の一部となっている場合は除く

- (iv) 文字又はエレメントが多すぎる
- (v) 過度に長い単語やエレメントを含んでいる
- (vi) 句読点やその他の大文字・小文字を混ぜた他のシンボル下付き文字、上付き文字、又はデザインを含んでいる（最初の文字が大文字で残りの名称を小文字で記入する場合は除く）。

b) 「コード」の形の場合：

- (i) 数字、又は複数の数字のみで成り立っている。但し、近交系やその品種と類似した特定のタイプで見られるように品種の名称に確立した慣習がある場合を除く
- (ii) 1文字で成り立っている
- (iii) 10個以上のキャラクター、文字、又は文字と数字の組合せを含んでいる
- (iv) 4以上の文字、複数の文字と数字の組合わせ、又は複数の数字の交替群を含んでいる
- (v) 句読点、他のシンボル、下付き文字、上付き文字、又はデザインを含んでいる。

3. 品種名称の提案提出の際に、申請者は提案した品種名称が「ファンシーネーム」又は「コード」の形を意図していることを宣言しなければならない。

4. 申請者が提案された品種名称の形について何ら宣言がなければ、その名称はファンシーネームとみなされる。

第4条

同じ、又は、密接に関係する種で別の品種が植物名称の公式登録書類に登録されたという状況下では、又は別の品種の材料が加盟国で、もしくは植物新品種保護に関する国際条約締結国で販売されているという状況下では、品種名称と同一、又は混乱を招く点で品種名称の指定に障害がある。

（規則No. 2100/94 第63条(3)(c)項）

別の品種の品種名称の同一性、又は、混乱を評価する上で、以下が適用される：

- a) 密接に関係する種の品種と関係して既に登録された、又は欧州連合加盟国、もしくは植物新品種保護に関する国際条約締結国（以下、「UPOV」という）で使用された品種名称と完全に同じである場合、名称は明らかに不適當である
- b) 「混乱する可能性がある」は、以下の(e項)で定義されている、又は、欧州で、欧州経済圏で、もしくはUPOV締結国で販売されている既に植物品種の公式登録書類に登録されている品種の名称と密接に関係する種の品種の名称との関係でとりわけ単に1つの文字、又は文字のアクセントの相違を含む品種名称をカバーするとみなされる。しかしながら、第7条に影響されることなく、品種名称が別々の品種名称の個体として確立された省略形において単に1つの文字の相違は、混乱とはみなされない。更に、名称を既に登録された品種名称と明白に区別する名称において相違した文字が卓越している点で、混乱とはみなされない。2文字以上の相違は一般的には混乱とはみなされない。但し、その2文字が単に位置を交替した場合は除く。複数の番号間で（その番号がファンシーネームとして許容される場合）一桁の相違は混乱とはみなされない。
- c) 第7条に影響を与えることなく、参照品種名称がコードの形をした名称と同一の場合、この条項はコードの形をした品種名称にはあてはまらない。そのようなケースでは、単に1つのキャラクター、文字、又は数字の相違は2つのコードを十分区分することができる。コードの形の名称と比べる場

合、空白部分は無視される。

- d) 「綿密に関係した種」とは、ガイドラインにある付属文書で定義された意味である；
- e) 「品種はもはや存在していない」とは、品種はもはや商業的存在がないという意味である；
- f) 「非公式な品種登録書類」とは、農業植物種、又は野菜種の品種の一般カタログへの参照、又は、欧州植物品種庁、欧州加盟国、欧州経済圏、もしくはUPOV締結国の公式組織体が編集、維持しているいずれの登録書類への参照、としてみなされる；
- g) 「何ら特別な重要性を持たなかった名称の品種」：かつて植物品種の公式登録で登録され、よって特別な重要性を持った品種名称は、この品種がそれ以降にその他の手段で重要性を得なかった場合、各々のケースで該当登録書類から削除後10年の期間満了の上で特別な重要性を失ったとみなされる。

第5条

マーケティングの商品として一般的に使用されている、又は、その他の規則の下で束縛されないままにしておかなければならない他の名称と同一、又は混乱を生じるという点で、品種名称に障害がある
(規則No. 2100/94 第63条(3)(d)項)

マーケティングの商品として一般的に使用されている、又は、その他の規則の下で束縛されないままにしておかなければならない名称とは、特に以下を意味するとみられる：

- a) 通貨名称、又は、度量衡と関連した用語；
- b) その規則によって想定されるそれら以外の目的のために、規則によって、使用してはいけない表現。

第6条

加盟国のうちの一国の恨みを買う傾向があるか、又は、公共政策に反する点で、品種名称に障害がある
(規則No. 2100/94 第63条(3)(e)項)

この見出しは近代歴史から拾った道徳に反するキャラクター、攻撃的であるか虐待的な意味がEUの言語にある可能性がある単語をカバーしている。

第7条

育成者、又は、その他の当事者が手続きを進めるにあたって品種の特徴、価値や同一性に誤解させるか、混乱を招く傾向がある点で、品種名称に障害がある
(規則No. 2100/94 第63条(3)(f)項)

品種名称は以下の場合、誤解させるか、混乱を招くとみなされる

- a) その品種が特定の特徴や価値を持つという誤った印象をもたらす
- b) その品種が別の特定の品種と関係する、又は、由来するといった誤った印象をもたらす
- c) 実際、同一種のその他の品種も同一の特徴や価値を有するのに、その品種のみが同一の特徴や価値

を有するといった誤った印象を招くという点での特定の特徴や価値を示している。

- d) 品種名称の登録商標よりもむしろ有名な商品名への類似性によって、その品種が他の品種であるとか、申請者、その品種維持に責任を有する者、又は育成者の同一性について誤った印象を招く可能性を示唆している。
- e) 以下から成り立っているか、含んでいる：
 - (i) 比較級又は最上級；
 - (ii) その品種と同一UPOV作物セクターの中の種の植物名又は一般名、UPOV作物セクターは農作物観賞植物及び樹木種、野菜及び果樹；
 - (iii) 自然人や法人の名前、又は、それらの参照。申請者、その品種維持に責任を有する者、又は育成者の同一性について誤った印象を招く可能性があるため。
 - (iv) 品種の特徴や価値に関して公衆を欺く可能性のある地名

第8条

既に登録された品種の場合、品種名称に障害がある

- (a) 加盟国の一国で
- (b) 植物新品種保護に関する国際条約締結国で、又は、
- (c) 一般的なカタログについて指令で定められたものと同等のルールの下で品種が評価されるという欧州規則で確立されているもう一つの国で；

植物品種権利の、又は、その材料の公式登録で、商業的目的のためにその国でマーケティングした品種名称で。パラグラフ3に従って後者が障害の対象となっている限り、提案した品種名称は、かつて登録された、又は、使用された名称と異なっている。

(規則No. 2100/94 第63条(4)項)

パラグラフ3に従って障害がある場合、当庁は同意語をつくらなければならない。

「植物品種の公式登録簿」

一般的な農業植物種、野菜種の品種カタログへの参照として、欧州植物品種庁が編集・維持しているいずれの登録への参照として、また、欧州加盟国、欧州経済圏、もしくはUPOV締結国の公式組織体への参照として「植物品種の公式登録簿」を考慮しなければならない。

アンジェ、フランス 2007年3月21日

H-P ZACH

管理理事会会長

付属文書

密接に関連する種

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条2(c)項で規定され、これらのガイドライン第4条(d)項に記載された「密接に関連する種」は以下の意味を持たなければならない：

- a) 一般的に、この付属文書でクラスのリストによってカバーされない属と種について、属はクラスであるとみなす
- b) 一クラス以上が属の中にある場合、以下のパート1のクラスのリストに適用する
- c) クラスが一以上の属を含む場合、以下のパートIIのクラスのリストに適用する。

パート1

属の中にあるクラス

クラス	植物名称
Class 1.1:	Brassica oleracea
Class 1.2:	Brassica other than Brassica oleracea (Brassica oleracea以外のBrassica)
Class 2.1:	Beta vulgaris L. var. alba DC., Beta vulgaris L. var. altissima
Class 2.2:	Beta vulgaris ssp. vulgaris var. conditiva Alef. (syn.: B. vulgaris L. var. rubra L.), B. vulgaris L. var. cicla L., B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. vulgaris.
Class 2.3:	Beta other than classes 2.1 and 2.2. (2.1及び2.2以外のBeta)
Class 3.1:	Cucumis sativus
Class 3.2:	Cucumis melo
Class 3.3:	Cucumis other than classes 3.1 and 3.2 (3.1及び3.2以外のCucumis)
Class 4.1:	Solanum tuberosum L.
Class 4.2:	Solanum other than class 4.1 (4.1以外のSolanum)

パート II

一以上の属を含むクラス

クラス	植物名称
Class 201:	Secale, Triticale, Triticum
Class 202:	Panicum, Setaria
Class 203*:	Agrostis, Dactylis, Festuca, Festulolium, Lolium, Phalaris, Phleum and Poa
Class 204*:	Lotus, Medicago, Ornithopus, Onobrychis, Trifolium
Class 205:	Cichorium, Lactuca
Class 206:	Petunia and Calibrachoa
Class 207:	Chrysanthemum and Ajanía

- Class 208: (Statice) Goniolimon, Limonium, Psylliostachys
- Class 209: (Waxflower) Chamelaucium, Verticordia
- Class 210: Jamesbrittania and Sutura
- Class 211: Edible Mushrooms
- o Agaricus bisporus
 - o Agaricus blazei
 - o Agrocybe cylindracea
 - o Auricularia auricula
 - o Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.
 - o Dictyophora indusiata (Venteat:Persoon) Fischer
 - o Flammulina velutipes
 - o Ganoderma lucidum (Leyss:Fries) Karsten
 - o Grifola frondosa
 - o Hericium erinaceum
 - o Hypsizigus marmoreus
 - o Hypsizigus ulmarius
 - o Lentinula edodes
 - o Lepista nuda (Bulliard:Fries) Cooke
 - o Lepista sordida (Schumacher:Fries) Singer
 - o Lyophyllum decastes
 - o Lyophyllum shimeji (Kawamura) Hongo
 - o Meripilus giganteus (Persoon:Fries) Karter
 - o Mycoleptodonoides aitchisonii (Berkeley) Maas Geesteranus
 - o Naematoloma sublateralitium
 - o Panellus serotinus
 - o Pholiota adiposa
 - o Pholiota nameko
 - o Pleurotus cornucopiae var. citrinooileatus
 - o Pleurotus cystidiosus
 - o Pleurotus cystidiosus subsp. Abalonus
 - o Pleurotus eryngii
 - o Pleurotus ostreatus
 - o Pleurotus pulmonarius
 - o Polyporus tuberaster (Jacquin ex Persoon) Fries
 - o Sparassis crispa (Wulfen) Fries
 - o Tricholoma giganteum Massee

* 密接に関連した種に基づくため、Classes 203と204は単独では確立しない

(2) 注釈付き欧州植物品種権に係る理事会規則(EC)第63条のガイドライン

注釈付きガイドライン

欧州植物品種権に関する1994年7月27日付け理事会規則(EC)No. 2100/94第63条について¹

(欧州植物品種庁が採択した注釈テキストと統合)

注釈はガイドラインの解釈に有用となるツールとして推奨される。欧州植物品種庁内部委員会によって過年度に開発され、また、欧州連合欧州委員会、EU加盟国及び育成者協会との意見交換を経て法学及び判断法に基づき、CPV0によって起草された。

注釈の目的は、申請者が理事会規則(EC)No. 2100/94第63条に従って名称の提案をまとめるのに有用となることであり、また、国が本規則に従って提案された名称の適合性の分析を容易にすることである。

欧州植物品種庁管理委員会ではこれら注釈についてコメントする機会があったが、正式に採用することとはなかった。

欧州植物品種庁管理委員会は、

欧州連合にまたがるリストの作成及び植物品種権利に対しての植品種名称を統治する規則の是正の必要性を考慮し、

品種の名称に関する1991年UPOV条約第20条を考慮し、

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条(3)及び(4)項に定められた品種名称の属の指定を為す際の障害を判別するための均一かつ最終的な基準を確立するガイドラインを前述管理委員会が採択することを要求した理事会規則(EC)No. 874/2009第30条に従って行動するため、

以下のガイドラインを採択した。

¹ OJ No L 227, 1.9.1994 p. 1

第1条

序文

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条に定められた品種名称の承認に際して障害があるかを考える際に、欧州植物品種庁（以下、「当庁」という）は以下に定められたガイドラインを考慮しなければならない。以下は、理事会規則(EC)No. 2100/94第63条(3) 及び(4) 項の関連する附則が示されている。

第2条

欧州領域内でのその名称の使用は第三者の優先権によって排除されている点で品種名称の属の指定を行う際に障害がある

(規則No. 2100/94第63条(3) (a) 項)

1. 第三者の優先権としての登録商標の場合、欧州領域内での品種名称の使用は品種名称の登録商標承認が原因で当庁への通知によって排除されているとみなされる。なお、同登録商標は品種名称の承認に先がけて一国以上の加盟国で、又は、欧州レベルで登録され、また、品種名称と同一か類似しており、関係品種名称と同一か類似の商品に関連して登録される。
2. 関係品種名称と同一か同等の商品に係る規則第5条(5) 項、第16条、及び第17条に基づき一国以上の加盟国で、又は、欧州レベルでの地名表示や原産地名称に関して品種名称が理事会規則(EC)No. 2081/92第13条違背の可能性がある点で第三者の優先権としての農産品や食料品に対する地名表示や原産地名称が原因で欧州領域内での品種名称は排除されているとみなされる。

コメント:

優先権に対処する当庁の主な原因は、所有者によるそのような優先権の通知にある。当庁はその他のチャンネルを通じて優先権の通知が行なわれるべきで、当庁は申請者にそのような優先権の存在、及びその権利が提案されている品種名称の障害となっていることを通知しなければならない。

3. 品種に関する名称使用の優先権所有者の同意が得られた時点で、優先権による名称の適合性に対する障害は取り除いてもよい。
4. 提案された名称の全部、又は、一部に関する申請者の優先権の場合、理事会規則(EC)No. 2100/94 第18条(1) 項が準用される。

コメント:

「欧州領域内で」

このフレーズは、欧州を通して、又は、そのいずれの加盟国の一方を使用することを指すことと解釈されなければならない。

「優先権」

品種名称が著作権、又はその他の権利に抵触することが考えられるが、そのような優先権で最もよく遭遇する例が登録商標である。更に、品種名称が、理事会規則(EC)No. 2081/92第5条(5)項及び第6条に従って加盟国で、又は、欧州レベルで保護されている農産品や食料品に対する地名表示や原産地名称に抵触するというケースもある。

「使用が排除されている」

登録商標

商標に違背する状況の説明は、あとで詳述する。しかしながら、単なる違背が必ずしも使用を排除するというわけではない。登録商標所有者が品種名称に関して自らの権利を主張することを選択しない場合、名称の使用が排除されることはない。CPVOが提案された品種と潜在的に抵触している登録商標の存在を認識した場合、当庁は登録商標所有者があるところで自らの権利を行使する決断を下す可能性を申請者に知らせなければならない。名称提案を推進するかどうかを決断するのは申請者次第であり、当庁は登録商標所有者の異議が十分な根拠があるとの見解を有する場合は単純に否認することができる。

提案された名称を公表することで、当庁は、名称に対して異議申立てを行うことで自らの権利の主張を希望する登録商標所有者への手段を提供することになる。当庁はその他のソースから登録商標所有者が自らの権利を主張しているといった表示を伺ってもよい。

商標が登録されていたその名称と同一の、又は、類似の商品に関して、商標と同一か類似している品種名称が使用されている点で登録商標に抵触するとみなされる。商標と名称の両方、また、商標が登録されている商品、及び品種が同一であるという点では、抵触は自然発生的である。単なる類似性の問題のケースでは（いわゆる商標と名称の両方、また、商標が登録されている商品と品種が同一であるかどうか）、登録商標所有者としては消費者の混乱にも更に注視する必要がある。

その品種が商標を登録している商品に類似していなくとも、その名称が不正利益を得たり、商標のキャラクターや評判に有害な結果を与えたりするという点では、登録商標の評判は品種名称によって侵害される可能性がある。この形の侵害は起こり得ないかもしれないが、「Coca Cola」のように既に評判が定着している商標と同一、又は類似した名称に対しては注視しておかなければならない。

登録商標所有者からの異議申立てへの対処

適切な管轄権を有する組織体のみが登録商標が特定の名称と抵触するかどうかを裁定できる。しかしながら、異議申立人から一応の根拠がある主張がなされたと判断した場合、以下は有用になる－

ケース 1－登録商標と品種名称が同一の場合

第一ステップは、その品種が本商品と同一か、又は、類似しているかを確認するために異議申立人/登録商標所有者から提供された登録書類を見て商品の登録仕様をチェックすることである。その特定の商品が「すべて生きた植物」の場合、品種はそれら商品と同一であることは明白である。提案された名称（登録商標と同一）は不適當である（以下のパラグラフ「登録商標の不使用」参照）。

登録書類に明記されている商品がバラ又はバラ植物のような狭いグループに属している場合、また、それもバラ又はバラ植物ならば、品種は商標が登録されている商品と単に同一である。しかしながら、

バラ以外の品種が特定の商品と類似するとみなされる可能性がある。商品が類似しているかどうかは登録商標の視点から見る必要があると考えられる。但し、この文書では詳細までは入らないこととする。そのようなケースすべてにおいて、申請者に通知すべきである。申請者及び異議申立人は当庁の意見が知らされ、また、申請の決定時点で控訴の可能性を含めて正式な決定が下されることとなる。

ケース 2 – 登録商標と品種名称が単に類似している場合

提案された名称が同一ではなく、単に類似している場合、ユーザーが混乱する可能性があるかの評価を実施しなければならない。この評価を実施するに際して、審査員は慎重に注意しなければならない。また、結果は申請者に通知しなければならない。

登録商標の部分的放棄

品種に関する名称使用の優先権所有者の同意が得られた時点で、この見出しの下での名称の適合性に対する障害は取り除いてもよい。品種名称と同一、又は、類似名称の使用と関連して、登録商標所有者自ら権利放棄の宣言を行う場合、登録商標所有者は欧州植物品種権満了後も本品種名称の自由な使用を妨げないという書面による同意を伴わなければならない。

CPVR所有者による自らの登録商標の使用

このセクションは第三者の優先権に関するものであるが、基本規則第18条(1)項は名称の自由な使用を妨害するとして同一の名称（例：登録商標）の指定に関して付与されたあらゆる権利を有するCPVR所有者による使用を禁止している。これは、たとえCPVRの終了後にも当てはまるものである。この規定があるため、品種名称として、又は、その一部として自らの登録商標を使用する所有者には何ら障害となるものはない。しかしながら、品種名称が品種の属の名称と考えられるため、登録商標を品種名称として使用することは登録商標が無効となる可能性がある。

地名表示、又は原産地名称

登録商標と同様に、地名表示、又は原産地名称についての権利所有者が品種名称に関する自らの権利を主張しない限り、名称の使用は排除されることはない。

品種名称と地名表示、又は、原産地名称の間に類似性が存在する場合、品種名称と登録商標の間の類似性に関する同一方針が適用されなければならない（前述参照）。

登録商標の不使用

登録商標がクラス31すべてで有効であり、提案された名称が登録商標所有者が自らの商標を使用することのない種に関係している限り、登録された商標はそれでも優先権としてみなされ、また、登録商標所有者は自らの権利を行使することができる。従って、提案された名称が適当であるかどうか評価する際は、登録された商標が考慮されなければならない。登録商標所有者が自らの商標をすべての、又は、一部の商品やサービスに使用しない場合、事と次第では申請者、又は、第三者が法廷や登録商標当局にクラス31すべての、又は、その一部の商標の取消を要求できる可能性がある。

(a) UPOVクラスは、ガイドラインの付属文書に記載されている。

第3条

承認や再生に関して一般的にユーザーが困難を伴うという点で、品種名称の指定には障害がある
(規則No. 2100/94 第63条(3)(b)項)

コメント:

名称がユーザーに品種の名称であることを認知されない場合、提案された名称は適当ではない。これはとりわけ品種名称がもっぱら品種、特に、目下の種のDUSテスト、品種の価値について審査基準で記述されている特徴や発現ステージに起因している図形描画で構成されているケースではそうと言える。

例:

- ・ 果物品種の「Gustoso」(「おいしい」という意味)、スカッシュ品種の「Round Grey」(その品種の形と色を見て)、ピーマン品種の「Robust」、メロン品種の「El Magno」(その品種の果物のサイズを見て)。これらの提案は特徴のみで成り立っており、従って、品種名称としては適当ではない。
- ・ 「Smooth」は大麦の品種特徴と関連がないため、大麦品種には適当である。

単に色から成り立っている名称は品種名称として認識できないと思われる。しかしながら、いくつかの色の表示は別の意味合いを持つものと思われる。

例:

- ・ 「Alba」、「Blanche」、又は、「Bianca」(「白色」の意味)はEU言語で色の表示であるが、名前でもある。色の表示が紛らわしくない場合、その名称はそうのように適当である。

多くの植栽と植物用語も名称をそのようには認識しないと考えられる。

例:

- ・ 「F1」、「Hybrid」は適当ではない

そのような名称は品種の範囲を指定するものであるから、属の名称も名称をそのようには認識しないと考えられる。これは特に名称が種の共通名称を含む状況がそうである。

例

- ・ トウモロコシ品種の「Eurocorn」は適当ではない。発音面も考慮される;「Eurokorn」は適当ではない、また、サトウキビ品種の「Supreme Cane」も適当ではない、ライ麦品種の「Lichtkorn」も適当ではない。

1. 品種名称は「ファンシーネーム」又は「コード」の形をとらなければならない。

コメント:

品種名称は「ファンシーネーム」又は「コード」の形をとってもよく、以下、適切なルールが順次適用される。申請者はその名称はどのような形で成り立っているのか宣言しなければならない。何ら宣言がなければ、当庁はその名称をファンシーネームとみなす。コードの形で成り立つ名称は当庁登録書類にそのように明確に記載しなければならない。例示すれば、脚注に「品種名称はコードの形で承認された」ように記載する。

2. 品種名称は以下の点でユーザーに承認と再生で困難を招くことがあるため考慮しなければならない:

- a) 「ファンシーネーム」の形の場合:

- (i) 一文字で成り立っている
- (ii) 欧州連合公用語で発音可能な単語を形作っていない文字のシリーズで成り立っているか、別のエレメントとして含んでいる
- (iii) 番号を含んでいる、又は、これがその品種の過去の植栽の歴史を通じてあたかもその品種のシリーズの一部を示唆する番号を含んでいる。但し、それが名前の一部となっている場合は除く

コメント:

適当である名称はHenry VIII、Catch 22、又はApollo 11かもしれない

- (iv) 文字又はエレメントが多すぎる

コメント:

通常、5単語、及び/又は、5エレメントは多いとされる

- (v) 過度に長い単語やエレメントを含んでいる;
- (vi) 句読点やその他の大文字・小文字を混ぜた他のシンボル下付き文字、上付き文字、又はデザインを含んでいる（最初の文字が大文字で残りの名称を小文字で記入する場合は除く）。

b) 「コード」の形の場合:

- (i) 数字、又は複数の数字のみで成り立っている。但し、近交系やその品種と類似した特定のタイプで見られるように品種の名称に確立した慣習がある場合を除く
- (ii) 一文字で成り立っている
- (iii) 10個以上のキャラクター、文字、又は文字と数字の組合せを含んでいる
- (iv) 4以上の文字、複数の文字と数字の組合わせ、又は複数の数字の交替群を含んでいる

コメント:

例: 12AB34CD、123ABCD456は適当であるが、1A2B3はしない。

- (v) 句読点、他のシンボル、下付き文字、上付き文字、又はデザインを含んでいる。

3. 品種名称の提案提出の際に、申請者は提案した品種名称が「ファンシーネーム」又は「コード」の形を意図していることを宣言しなければならない。

4. 申請者が提案された品種名称の形について何ら宣言がなければ、その名称はファンシーネームとみなされる。

第4条

同じ、又は、密接に関係する種で別の品種が植物名称の公式登録書類に登録されたという状況下では、又は別の品種の材料が加盟国で、もしくは植物新品種保護に関する国際条約締結国で販売されているという状況下では、品種名称と同一、又は混乱を招く点で品種名称の指定に障害がある。

(規則No. 2100/94 第63条(3)(c)項)

別の品種の品種名称の同一性、又は、混乱を評価する上で、以下が適用される:

- a) 密接に関係する種の品種と関係して既に登録された、又は欧州連合加盟国、もしくは植物新品種保

護に関する国際条約締結国（以下、「UPOV」という）で使用された品種名称と完全に同じである場合、品種は明らかに不適当である。

- b) 「混乱する可能性がある」は、以下の(e項)で定義されている、又は、欧州で、欧州経済圏で、もしくはUPOV締結国で販売されている既に植物品種の公式登録書類に登録されている品種の名称と密接に関係する種の品種の名称との関係でとりわけ単に一つの文字、又は文字のアクセントの相違を含む品種名称をカバーするとみなされる。しかしながら、第7条に影響されることなく、品種名称が別々の品種名称の個体として確立された省略形において単に一つの文字の相違は、混乱とはみなされない。更に、名称を既に登録された品種名称と明白に区別する名称において相違した文字が卓越している点で、混乱とはみなされない。二文字以上の相違は一般的には混乱とはみなされない。但し、その二文字が単に位置を交替した場合は除く。複数の番号間で（その番号がファンシーネームとして許容される場合）一桁の相違は混乱とはみなされない。

コメント:

提案する名称が現存する品種の名称と同一でないか、類似していないか、適合可能か、UPOVクラスなどをチェックするプロセスで使用する手段として、自由にアクセスできるウェブサイトCPVO Variety Finder(CPVO品種検索)は有用と思われる。

一般的に、2つの品種名称間には二文字の相違がある。しかしながら、一文字の相違で十分なケースがあり、また、その他では二文字の相違でも十分でないケースもある。

1. 他の品種名称と明白に名称が区別できるほど相違した文字が卓越している点では、一文字の相違は十分である。名称が短い場合、又は、相違した文字が名称の最初に置かれる場合がこのケースにあたる。すべてのケースで、発音が裏付けとなる論拠として使用される。

- a) 目下の名称が短い点では、ほとんどの場合（すべてではない）、たとえ単に一つの文字の相違があるだけでは混乱を招く可能性があるというわけではない。ごく常識的には五文字以下で成り立つ単語は委員会では短いとみなされている。一つの名称が5文字の単語で、また、他の単語が四文字の場合、二文字ルールが適用される。

例:

- ・ 「Anja」 <> 「Anka」、「dati」 <> 「Dato」、「Diva」 <> 「Dida」 適当である、四文字単語、発音問題なし
- ・ 「Elsa」 <> 「Elza」、「Fao」 <> 「Faoh」、「Jaco」 <> 「Jaco」 適当ではない、いくつかのEU言語で同じ発音あり

- b) ほとんどの場合、最初の文字が相違することで混乱する可能性はほとんどない。理由は、見た目の相違が単語に隠れた相違文字の場合よりもより明白であるからである。もう一つの理由は、多数のケースで最初の文字は単語に隠れた相違文字の場合よりも一層あからさまな方法で発音を変えているからである。しかしながら、最初の文字が発音に影響を与えないならば、相違は十分とは言えない。

例:

- ・ 「Meagan」 <> 「Reagan」；「Kinky」 <> 「Binky」；「Hagar」 <> 「Magar」 適当である
- ・ 「Anna」 <> 「Hanna」； 適当ではない、同じか、類似の発音

- c) 意味を持つ名称のケースでは、一つの文字の相違は混乱を招く可能性はないという別の意味に実質的に影響する。別の意味とは恐らく名前の方である。原則は常に、当庁が意味を評価する、である。育成者は常に当庁の知識の中に、認知されなかったという意味を持ち込むであろう。

例:

- Power<>Powder<>Poker, Ruby<>Rugby, Topic<>Tonic 適当である

2. 提案された名称の発音が現存する名称の発音と同一か、非常に類似している場合、二文字の相違は十分でないかもしれない。少なくともいくつかのEU言語では、その提案が混乱を招く恐れがある。

例:

- 「Aladin」<>「Allalin」; 「Azzor」<>「Amor」; 「Curletta」<>「Curlita」 適当である、二文字の相違と意義のある発音効果
- Accord」<>「Akord」; 「Attac」<>「Atak」; 「Estel」<>「Estelle」; 「Josefine」<>「Josephine」; Krystian <> Christian 適当ではない、同一又は類似した発音

二文字が単に位置を交替するケースがこれである。但し、明白な発音の相違がある場合は除く。

例:

- Monper' <> 'Monpre': 適当ではない、二文字の相違は単に位置を交替しただけ
- 'Florina' <> 'Florian': 適当である、明白な発音の相違があるため

3. 会社が自らの会社を特定している省略形を含んだ名称を提案する時、その省略形は提案の適合性を確立する目的とはみなされない。

例:

- 「Fabian」、「Fabia」と言った名称が既に存在する場合、「ES Fabian」は適当ではない。そのようなケースでは、ESといった会社省略形は現存する名称の不正使用としてみなされる（第3条2.a (ii)項参照）。
- 「Valdia」が既に存在する場合、「KWS Valdia」は適当ではない。
- 「NK Solero」が存在し、二つの品種が少しも生物学的関連がない場合、「Solero CL」は適当ではない、両方の名称のコア部分で、また、「Solero」にまったく同一で、かつ、混乱を避けるに十分でない接頭語・接尾語が追加されている。

その品種が植栽の歴史を通じて関係する品種のシリーズの番号の一つを示す点でその名称に数字が含まれている場合、同一のルールが適用される（第3条2.a (iii)項参照）；

例:

- 「Tomer」が既に存在し、両方の品種が異なった育成者から出てきたか、生物学的に関連していない場合、「Tomer 79」は適当ではない。
- 「Tomeu」が既に存在する場合、「Tomer 79」は適当ではない

- c) 第7条に影響を与えることなく、参照品種名称がコードの形をした名称と同一の場合、この条項はコードの形をした品種名称にはあてはまらない。そのようなケースでは、単に一つのキャラクター、文字、又は数字の相違は二つのコードを十分区分することができる。コードの形の名称と

比べる場合、空白部分は無視される。

- d) 「綿密に関係した種」とは、ガイドラインにある付属文書で定義された意味である；
- e) 「品種はもはや存在していない」とは、品種はもはや商業的存在がないという意味である；

コメント：

「品種はもはや存在していない」

前述のように、これはもはや商業的存在がないという意味に読まなければならない。換言すると、この品種が商業ベースで今だ栽培されているのかを確認しなければいけない。非公式な貿易登録書類を含む様々なソースをこの目的で使用してもよい。品種の自然界での継続的存在のみが名称の再使用を阻害するというわけではない。勿論、そのことが何ら特別な重要性を持つわけでもない。

- f) 「非公式な品種登録書類」とは、農業植物種、又は野菜種の品種の一般カタログへの参照、又は、欧州植物品種庁、欧州加盟国、欧州経済圏、もしくはUPOV締結国の公式組織体が編集、維持しているいずれの登録書類への参照、としてみなされる；

法律が完全には明白とは言えないため、当庁は以下の原則を適用する。マーケティング認可を目的として植物品種権利登録書類に登録されている、又は公式の国内リストに登録されている品種名称は、提案しているがまだ登録されていない品種名称に時間的に先立っているとみなされる。潜在的に類似している両方の品種名称が、まだ手続き途中にある品種とリンクしている場合、最初に官報で公表された名称を時間的に先立っているとみなす。最後に、いずれの提案されている名称も公表されていない場合、最初に提案されている名称を時間的に先立っているとみなす。

CPVO Variety Finderと品種名称の協力プロジェクトは今だ公表前の品種提案を伝達する、する適切なツールを構成している点に留意する必要がある：CPVOからのアドバイスの要請の対象であった名称はデータベースに保管され、以降のテストで利用可能となっている。

- g) 「何ら特別な重要性を持たなかった名称の品種」：かつて植物品種の公式登録で登録され、よって特別な重要性を持った品種名称は、この品種がそれ以降にその他の手段で重要性を得なかった場合、各々のケースで該当登録書類から削除後10年の期間満了の上で特別な重要性を失ったとみなされる。

コメント：

登録によって得られる重要性

かつて公式登録に登録された品種に関して、一般的には名称がそれによって特別な重要性を得たと仮定できる。しかしながら－

1. 該当登録書類から削除後10年の期間満了は、登録書類への登録にもかかわらず、その名称はそれによって付与された重要性をも失ったという結論をもたらす可能性がある；

例外的な状況がない限り、当庁は10年期限を適用する。品種名称に関するUPOVガイドラインは一般的には品種名称を再使用することを思いとどまらせる作用をする点に留意すべきである。

しかしながら、品種がこれまでに市場で販売されないまま登録前に撤退した場合、同一の、又は類似した名称の使用は時間制限することなく可能となる。

2. 品種が異常に短い期間（例えば2、3日）の間に登録された点で、登録の事実のみではさほど重要性を付与されたとはみなされない。

登録以外で得られる重要性

品種は他の手段で（例：商業を通じて）既に重要性を得ていたと思われる。登録されていないが、広範囲にわたってマーケティングされている品種に関して、品種の重要性は産業界で継続して認められている名称の影響を基にして単純に評価すべきである。

CPVOは自らの手続きの中で類似性について品種名称の適合性をチェックする商業的登録を包含していることをこの点で留意すべきである。VKC（オランダにおける草花栽培用作物の登録・判決当局）が管理しているオランダの商業登録、KAVB（オランダ王室球根栽培者協会）、及びPP0（ヴァーヘニンゲン大学応用植物研究機関）からの情報は定期的に受信可能である。

第5条

マーケティングの商品として一般的に使用されている、又は、その他の規則の下で束縛されないままにしておかなければならない他の名称と同一、又は混乱を生じるという点で、品種名称に障害がある
(規則No. 2100/94 第63条(3)(d)項)

マーケティングの商品として一般的に使用されている、又は、その他の規則の下で束縛されないままにしておかなければならない名称とは、特に以下を意味するとみられる：

- a) 通貨名称、又は、度量衡と関連した用語；
- b) その規則によって想定されるそれら以外の目的のために、規則によって、使用してはいけない表現。

コメント：

その規則によって想定されるそれら以外の目的のために、規則によって、使用してはいけないことになっているエレメントを含む表現の例；国際条約下で商標保護から除外されている国際的な組織体の省略形（参照：パリ条約第6条(1)(b)項）。

もう一つの例は、有機生産と有機作物のラベル付けに関する理事会規則(EC)No. 834/2007である。特に、その規則の第23条1項による。1. この規則によって、この作物は有機生産方式に言及された曲解された用語とみなされている。つまり、ラベルを付けたことにより、そのような商品、その構成物、又はその供給物質が広告資料や商業的文書で記載され、その記載内容が購入者に対してその商品、その構成物、又はその供給物質がこの規則で定められたルールに适当ではている裏付けになっているように曲解される可能性があるということが示唆される。特に、付属文書に記載された用語、単体又は組み合わせたものを含む「bio」や「eco」のような由来名、呼名が欧州全体で、また、いずれかの公用語でこの規則に従って、又は、このこの規則の下で定められた要件を満たす商品のラベル付けや広告に際に使用されている可能性がある。

第6条

加盟国のうちの一国の恨みを買う傾向があるか、又は、公共政策に反する点で、品種名称に障害がある

(規則No. 2100/94 第63条(3)(e)項)

この見出しは近代歴史から拾った道徳に反するキャラクター、攻撃的であるか虐待的な意味がEUの言語にある可能性がある単語をカバーしている。

第7条

育成者、又は、その他の当事者が手続きを進めるにあたって品種の特徴、価値や同一性に誤解させるか、混乱を招く傾向がある点で、品種名称に障害がある

(規則No. 2100/94 第63条(3)(f)項)

品種名称は以下の場合、誤解させるか、混乱を招くとみなされる

a) その品種が特定の特徴や価値を持つという誤った印象をもたらす

コメント:

品種の図形描画は品種名称では頻繁に指摘か、提案されている。それらが品種に起因したものである場合、特に、目下の種として技術的DUSプロトコルの中でその特徴が述べられており、また、その品種で確立している記述内容に合致していない場合、そのような指摘か、提案は適合とは言えない。

しかしながら、指摘された特徴がユーザーに誤解を招く性質の品種かどうかを評価すべきである。例えば、花の色はブルーではなく、また、テンサイ品種のケースでもないという点で、「Blue star」は観賞用品種と誤解されるとされている。

この点を評価する際には、特徴がいかに認知可能かも考慮されなければならない。紫色の花の観賞用に対して「Blue star」は適合とは言えない、「Bluestar」も然り。しかしながら、「blue」という単語が既にそのように認知可能ではないため、「Bluestar」は適合と言える。

更に、特徴を示すいくつかの単語は別の意味を持つことがある。承認される名称に関する特徴としては、色の表示はいずれにせよ誤解を招くようなものであってはならない。

例:

- ・ 「Renet」品種より早期でない場合、「Early Renet」はリンゴ品種としては適合とは言えない

b) その品種が別の特定の品種と関係する、又は、由来するといった誤った印象をもたらす

コメント:

1. 特に、品種名称が一般的な単語の場合、その品種が別の特定の品種と関係する、又は、由来するといった誤った印象は起こる。図形的な単語、形容詞、属の名称とみられる単語にはこのルールは適用できない。両方に生物学的関係なしの同一種の異なった品種に対して異なった育成者が

既に使用してきた場合、その単語は特に属の名称と見られる。同一申請者が提出した場合、その品種は関係するとみられる。

例:

- 一つの品種として、又は、品種のシリーズとして同一育成者が申請した「Sunset」が既に存在し、両方の品種に生物学的関係がない場合、「California Sunset」は適当ではない
- 「Chipper」<>「Beacon Chipper」、「Delight」<>「Summer Delight」, 「Rio Colorado」<>「Rio Grand Russet」、「Island Sunshine」<>「Andean Sunshine」 これら品種に生物学的関係ないか、一般的な単語が属でない場合、適当ではない。
- 「Misca star」が存在する場合の「All Star」「Red Star」: それらが「Misca star」と生物学的関係があるか、「Misca」又は「star」が含まれる他の育成者の品種が存在する場合、「Misca」又は「star」が含まれるすべての品種のみ適当である
- 「Allstar」<>「Star」の場合: 付属語がまだ認知可能である限り、付属語だけでは状況が変わらない。
- 「Ice Ball」、「Eight Ball」、「Summer Ball」、「Ball bicolor」、「One Ball」が存在し、異なった育成者が登録している場合の「Buffy Ball」。「Ball」属の単語として、また、育成者が歴任していない場合、「Buffy Ball」は適当であるとみられる。
- May Hero <> May。モモ樹木品種「May Hero」は米国育成者が植栽したシリーズの一つだが、単語「May」を含む構成された名称を持つ他の品種で、他の育成者が植栽したものが存在する。提案は適当である。

2. 二つの単語が名前の場合、同じことがあてはまる

- 「Maria」が既に存在する場合の「Maria Sarah」; 「Jean」が既に存在する場合の「Jean Pierre」。

- c) 実際、同一種のその他の品種も同一の特徴や価値を有するの、その品種のみが同一の特徴や価値を有するといった誤った印象を招くという点での特定の特徴や価値を示している。
- d) 品種名称の登録商標よりもむしろ有名な商品名への類似性によって、その品種が他の品種であるとか、申請者、その品種維持に責任を有する者、又は育成者の同一性について誤った印象を招く可能性を示唆している。

コメント:

シリーズのケースでは顕著である。仮に、ある育成者が「Cherry Reagan」、「Cream Reagan」、「Sweet Reagan」、「Yellow Reagan」のようなシリーズを所有しているとしたら、存在している品種と生物学的関係がない限り、他の育成者は自らの同一種の品種に前米国大統領の有名な名前を使用することができない。

- e) 以下から成り立っているか、含んでいる:

- (i) 比較級又は最上級;

コメント:

比較級か最上級であるかどうか判断する場合、名称は彼らの潜在的比喩的な感覚が考慮される。

例:

- ・ 「Margareta」が存在する中では「Margareta improved」は比較級であり、「Duet」が存在する時、「Duetttop」は最上級である。これら提案は適当ではない
- ・ 「Creme de la Crème」、「Excellent」、「Best of British」、「First Price」、「Fuji Supreme」、「Mister Perfect」、「Perfection」、「Summit」、「Superior」、「Exceptional」、「Hyper」は最上級とみなされ、適当ではない

- (ii) 品種が同一UPOV作物セクターの中で種の植物、又は一般的な名称、農産物のUPOV作物セクター、観賞用及び樹木種、園芸食品；

コメント:

例えば、観賞用品種の名称の構成要素として使用される場合、サクラソウは適当ではない；しかしながら、そのような名称はVeronicaやIrisといった名前でもあり、そのようなケースでは名称として適当である、又は、Rose、Orange、Lilac、LavenderやFuchsiaといった色の指定も名称の構成要素として適当である。但し、色の指定が誤解を招く場合は除く。そのような名称はcosmosといった別の意味を持つ場合は、適当である。

属と種の名前が植物名称として理解されていていることが特記されなければならない。

- (iii) 自然人や法人の名前、又は、それらの参照。申請者、その品種維持に責任を有する者、又は育成者の同一性について誤った印象を招く可能性があるため。

コメント:

会社は自らの省略形を品種名称に使用してもよい。これは、前述規則第3.2条a. ii項に従って可能である。会社Aを特定するために確立された省略形を会社Aが植栽していない品種名称に会社Bが使用できないことは留意すべきである。品種の植栽に何社かで関与している場合、それら会社のうち何社かの確立された省略形は適当であると言えよう。

例:

- ・ DEFが育成者として記載された品種「ABC Ambition」は、DEFの所有権を有している品種のマーケティングの目的でライセンスを購入した会社の社名である。この会社は育成者ではなく、また、権原の継承者でもないため、ABCは品種で適当ではない。

- (iv) 品種の特徴や価値に関して公衆を欺く可能性のある地名

コメント:

一般的に、都市と国の名前は名称として適当である。

名称の提案が地名表示で目下の品種の種がこの地名表示で広く計画されたエリアで植栽された場合、その品種がこのエリアのみで植栽された時のみ、提案は適当である。

例えば、コショウ品種「Castilla」。Castilla y Leon地区、また特にFresno de la Vegaでは伝統的に「pimiento morron」で知られているコショウを栽培している。その品種はこの地区で原産されておらず、また、その地区はコショウ品種で知られているため、提案は適當ではない。

第8条

既に登録された品種の場合、品種名称に障害がある

- (a) 一国以上の加盟国で
- (b) 植物新品種保護に関する国際条約締結国で、又は、
- (c) 一般的なカタログ上で指令として定められた規則と同等のルールの下で、品種はその国で評価するという欧州規則が確立されているもう一つの国で；

植物品種権利の、又は、その材料の公式登録で、商業的目的のためにその国でマーケティングした品種名称で。パラグラフ3に従って後者が障害の対象となっている限り、提案した品種名称は、かつて登録された、又は、使用された名称と異なっている。

(規則No. 2100/94 第63条(4)項)

パラグラフ3に従って障害がある場合、当庁は同意語をつくらなければならない。

「植物品種の公式登録」

一般的な農業植物種、野菜種の品種カタログへの参照として、欧州植物品種庁が編集・維持しているいずれの登録への参照として、また、欧州加盟国、欧州経済圏、もしくはUPOV締結国の公式組織体への参照として「植物品種の公式登録」は考慮しなければならない。

コメント：

観賞用セクターで、商業化された品種は、VKC（オランダにおける草花栽培用作物の登録・判決当局）、KAVB（オランダ王室球根栽培者協会）及びPP0（ヴァーヘニンゲン大学応用植物研究機関）によって管理されている登録のような商業的登録書類の中で時々公表される。既に商業化されている場合、欧州植物品種権が申請された品種はこれらの登録に同じ名称を記載する必要がある。

アンジェ、フランス 2012年11月28日

B. Batorova

管理理事会議長

付属文書
密接に関連する種

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条2(c)項で規定され、これらのガイドライン第4条(d)項に記載された「密接に関連する種」は以下の意味を持たなければならない：

- a) 一般的に、この付属文書でクラスのリストによってカバーされない属と種について、属はクラスであるとみなす
- b) 一クラス以上が属の中にある場合、以下のパート1のクラスのリストに適用する
- c) クラスが一以上の属を含む場合、以下のパートIIのクラスのリストに適用する。

パート1
属の中にあるクラス

クラス 植物名称

Class 1.1: Brassica oleracea

Class 1.2: Brassica other than Brassica oleracea

Class 2.1: Beta vulgaris L. var. alba DC., Beta vulgaris L. var. altissima

Class 2.2: Beta vulgaris ssp. vulgaris var. conditiva Alef. (syn.: B. vulgaris L. var. rubra L.), B. vulgaris L. var. cicla L., B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. vulgaris.

Class 2.3: Beta other than classes 2.1 and 2.2. (2.1及び2.2以外のBeta)

Class 3.1: Cucumis sativus

Class 3.2: Cucumis melo

Class 3.3: Cucumis other than classes 3.1 and 3.2 (3.1及び3.2以外のCucumis)

Class 4.1: Solanum tuberosum L.

Class 4.2: Tomato & Tomato rootstocks

- o Solanum lycopersicum L. (Lycopersicon esculentum Mill.)
- o Solanum cheesmaniae (L. Ridley) Fosberg (Lycopersicon cheesmaniae L. Riley)
- o Solanum chilense (Dunal) Reiche (Lycopersicon chilense Dunal)
- o Solanum chmielewskii (C.M. Rick et al.) D.M. Spooner et al. (Lycopersicon chmielewskii C. M. Rick et al.)
- o Solanum galapagense S.C. Darwin & Peralta (Lycopersicon cheesmaniae f. minor (Hook. f.) C. H. MOIi.) (Lycopersicon cheesmaniae var. minor (Hook. f.) D. M. Porter)
- o Solanum habrochaites S. Knapp & D.M. Spooner (Lycopersicon agrimoniifolium Dunal) (Lycopersicon hirsutum Dunal) (Lycopersicon hirsutum f. glabratum C. H. MOIi.)
- o Solanum pennellii Correll (Lycopersicon pennellii (Correll) D'Arcy)

o Solanum peruvianum L. (Lycopersicon dentatum Dunal) (Lycopersicon peruvianum (L.) Mill.)

o Solanum pimpinellifolium L. (Lycopersicon pimpinellifolium (L.) Mill.)
(Lycopersicon racemigerum Lange)

これら種の中の雑種

Class 4.3: Solanum melongena L.

Class 4.4: Solanum other than classes 4.1, 4.2 and 4.3 (4.1、4.2及び4.3以外のSolanum)

パート II

一以上の属を含むクラス

クラス 植物名称

Class 201: Secale, Triticale, Triticum

Class 202: Megathyrsus, Panicum, Setaria, Steinchisma

Class 203*: Agrostis, Dactylis, Festuca, Festulolium, Lolium, Phalaris, Phleum and Paa

Class 204*: Lotus, Medicago, Ornithopus, Onobrychis, Trifolium

Class 205: Cichorium, Lactuca

Class 206: Petunia and Calibrachoa

Class 207: Chrysanthemum and Ajanía

Class 208: (Statice) Goniolimon, Limonium, Psylliostachys

Class 209: Waxflower) Chamelaucium, Verticordia

Class 210: Jamesbrittania and Sutura

Class 211: Edible Mushrooms

o Agaricus

o Agrocybe

o Auricularia

o Dictyophora

o Flammulina

o Ganoderma

o Grifola

o Hericium

o Hypsizigus

o Lentinula

o Lepista

o Lyophyllum

o Meripilus

o Mycoleptodonoides

- o Naematoloma
- o Panellus
- o Pholiota
- o Pleurotus
- o Polyporus
- o Sparassis
- o Tricholoma

Class 212: Verbena L. and Glandularia J.F.Gmel.

*密接に関連した種に基づくため、Classes 203と204は単独では確立しない

(3) 品種名称に関するガイドライン及び注釈の修正

DOC-AC-2017-2-31-EN

品種名称に関するガイドライン及び注釈の修正

2012年11月に管理委員会が採択した現行の品種名称に関する注釈の修正に関して議論と準備を実施する目的、及びその修正が最近施行されたガイドラインと農業植物の種と野菜の種の品種名称の適合性ルール施行の確立に関する2009年7月22日付け理事会規則(EC)No. 637/2009に対する影響について助言する目的のワーキンググループの設置を2015年10月に管理委員会は承認した。

その指令が開始されて以降、当庁はガイドラインと注釈の修正に取り組み、現在まで3回の会議が実施された。第1回会議は2016年6月23日にパリで開催され、2回目は2016年10月5日にアンジェで、そして最終の会議は2017年6月14日にパリで開催されている。

収穫の多い議論が前述3回の会議で繰り返されてきた。結果として、品種名称に関する適合性の助言を国に行った際、当庁は適用される方法について説明し、その経験を参加者と共有することができた。

ワーキンググループは新たなガイドラインと注釈の修正について最終結論に至る過程にあり、2018年開催予定の春季会議で管理委員会に提唱する見込みである。

以下は、昨年末に導入された新たなUPOVクラス213である。

植物名称		UPOVコード
Class 213	Eupatorium L.	EUPAT
	Acanthostyles R. M. King & H. Rob.	-
	Ageratina Spach	AGERT
	Asplundianthus R. M. King & H. Rob.	-
	Bartlettina R. M. King & H. Rob.	-
	Campuloclinium DC.	-
	Chromolaena DC.	-
	Conoclinium DC.	-
	Cronquistianthus R. M. King & H. Rob.	-
	Eutrochium Raf.	-EUTRO
	Fleischmannia Sch. Bip.	-
	Praxelis Cass.	-
	Viereckia R. M. King & H. Rob.	-

上述の修正の後、CPVOはUPOV 属データベース情報とともに、Variety Finderデータベースにある種とクラスを更新した。一貫性維持のために、同じ更新が品種名称に関するガイドラインと注釈の付属文書（密接に関係する種）最新修正版にも直に反映されることになる。

管理委員会メンバーはこの文書の取扱いには留意願いたい。

(4) 委員会規則 (EC) No 1238/95 1995年5月31日付

本文書は純粹に文書化の手段として意図されたものであり、法的効力はない。欧州連合の各機関は、その内容についていかなる責任も負わないものとする。関連する記録の正式版は、その序文も含め、欧州連合の官報で公表され、EUR-Lexから入手可能となる。これらの公式文書は、本文書に埋め込まれているリンクを通じて直接閲覧ができる。

欧州植物品種庁に対して支払うべき手数料についての
理事会規則 (EC) No 2100/94の適用に関する規則を定める
1995年5月31日の
委員会規則 (EC) No 1238/95
(OJ L 121, 1.6.1995, p. 31)

改訂履歴:

	番号	官報 ページ	日付
2000年2月11日の委員会規則 (EC) No 329/2000	L 37	19	2000/2/12
2003年3月28日の委員会規則 (EC) No 569/2003	L 82	13	2003/3/29
2005年7月20日の委員会規則 (EC) No 1177/2005	L 189	26	2005/7/21
2005年12月14日の委員会規則 (EC) No 2039/2005	L 328	33	2005/12/15
2008年6月19日の委員会規則 (EC) No 572/2008	L 161	7	2008/6/20
2012年6月15日の委員会施行規則 (EU) No 510/2012	L 156	38	2012/6/16
2013年6月27日の委員会施行規則 (EU) No 623/2013	L 177	20	2013/6/28
2014年12月4日の委員会施行規則 (EU) No 1294/2014	L 349	30	2014/12/5
2015年11月30日の委員会施行規則 (EU) No 2015/2206	L 314	22	2015/12/1
2016年12月6日の委員会施行規則 (EU) No 2016/2141	L 332	13	2016/12/7

注: 本統合版には、欧州会計単位又はエキュー、あるいはその両方についての言及が含まれる。これは1999年1月1日以降、ユーロについて言及しているものと解されるべきものである - 理事会規則 (EEC) No 3308/80 (OJ L 345, 20.12.1980, p. 1) および 理事会規則 (EC) No 1103/97 (OJ L 162, 19.6.1997, p. 1)。

欧州植物品種庁に対して支払うべき手数料についての理事会規則（EC）No 2100/94の適用に関する規則を定める

1995年5月31日の
委員会規則（EC）No 1238/95

第1条 適用範囲

1. 欧州植物品種庁に支払うべき手数料は、基本規則および手続き規則の中に定めるとおり、本規則に従い課金されるものとする。
2. 当庁に支払うべき手数料の規定、課金、支払いはユーロ建てで行うものとする。
3. 1項および2項は、当庁に対して支払うべき追加料金に対しても準用されるものとする。
4. 基本規則又は本規則の規定に従って加盟国の当局によって課金される可能性のある手数料の詳細については、該当する加盟国の関連国内規則に準拠する。
5. 手数料の金額と支払い方法について当庁長官が決定権を付与されている場合、その決定は当庁の官報にて公表されるものとする。

第2条 総則

1. それぞれ個別の問題については、手続法に定める手続きの当事者が手数料又は追加料金の支払い義務を負うものとする。複数の当事者が共同で行動をしている場合、あるいはある共通の行為を代表している場合、それぞれが連帯債務者としてその支払いの義務を負うものとする。
2. 本規則において別段の規定がある場合除き、当庁を相手取る手続きに関連する規定は、言語についての規定も含め、基本規則および手続き規則に定めるとおりに適用されるものとする。

第3条 支払い方法について

1. 当庁に支払うべき手数料および追加料金は、当庁名義の銀行口座への送金によって支払うものとする。
2. 当庁の長官は、基本規則の第36条1項d号に定める作業方法に関する規則に従い、支払いについて下記の代替形式も認めることができる。
 - (a) 当庁を受取人とするユーロ建て小切手の配達又は振出
 - (b) 当庁名義の郵便振替口座へのユーロ建てでの振替
 - (c) 当庁名義のユーロ建て掛売口座への支払い
 - (d) 支払いカード又は口座引き落としの、電子決済による支払い

第4条

支払いの受領日とみなされる日付について

1. 当庁が受領したとみなされる手数料および追加料金の支払い日は、第3条1項に定める送金額が当庁名義の銀行口座に入金された日とする。
2. 第2条2項に従い当庁の長官が別の形式での支払いを認める場合、長官は同時に支払いの受領日とみなされる日付についても条件の中にも含めるものとする。
3. 支払いが要件の期限内に当庁によって受領されなかったと考えられる場合でも、支払いを実行する者が金融機関又は郵便局に対して当庁名義の銀行口座へユーロ建ての支払い金額を送金する指図を期限内に正当に出したことを示す目的で十分な証拠書類を期限内に作成している場合は、その期限が守られたものとして、当庁に対抗できるものとする。

第5条

支払う者の氏名と支払いの目的について

1. 料金又は追加料金を支払う者は、自分の氏名とその支払いの目的を書面にて示すものとする。
2. 当庁は、支払いの目的を明らかにすることができない場合、支払った者に対して2か月以内に書面にてその旨を通知するよう求めるものとする。目的が上記期間内に示されない場合、その支払いは行われなかったものとみなされ、支払った者に対して払い戻されるものとする。
3. 関係する銀行に対する問い合わせの後、支払いを行った者の身元の確認が取れず、特定のいずれの者に対しても当該額の払い戻しができない場合、その金額は基本規則第112条に言及があり、当庁の管理理事会によって採択された当庁の内部財務規定に定める期限内の他の収入とみなされるものとする。

第6条

支払金の不足

手数料又は追加料金の支払いの期限は、当該手数料又は追加料金の満額が期限内に支払われている場合にのみ守られたとみなすことを原則とする。手数料又は追加料金が満額支払われていない場合、支払い期限の経過後は支払われた金額が払い戻されるものとする。ただし、これが正当であると考えられる場合、支払いを行った者の権利を侵害することなく、当庁は少額の不足分を看過する場合がある。

-
5. 金融機関又は郵便局によって発行される送金の指図が出されたことの確認が作成されている場合、証拠書類は上記3項の意味する範囲内で十分とみなされる。ただし、指図された送金がSWIFTの電子銀行送金の手段を使った送金の場合、送金の指図が出されたことの確認は、SWIFTの報告書の写しに銀行又は郵便局の正当に認められた職員による印および署名を付した形式のものとする。

第7条

申請手数料

1. 欧州植物品種権の申請者（以下「申請者」という）は、当庁のオンライン申請システムを介して電子的手段によってウェブを介して提出および送信された申請書を処理するための手数料として450ユーロを支払うものとする。
当庁のオンライン申請システム以外の手段によって提出された申請書を処理する場合、申請者は手数料として650ユーロを支払うものとする。
2. 申請者は、本規則第3条に従い、申請書提出の前又はその当日に、当庁において直接、もしくは所定の支庁又は基本規則の第30条4項に従い委託を受けた国の機関のひとつにおいて、申請手数料の支払いのために必要な手順を実行する。
3. 当庁により申請書が受領された時点で申請手数料の支払いが受け取られていないと考えられる場合、当庁は基本規則第51条によって指定される正式な申請日の影響を受けない2週間の期限を、同第51条に従い指定するものとする。ただし、基本規則第82条2項に定める支払いのための新規の依頼は、当該申請者に対してはこの期限が満了する前に発行されないものとする。
4. 申請手数料の支払いが3項に定める期限内に受け取られなかったと考えられる場合、支払いの受領日は基本規則第51条の目的における申請日として扱われるものとする。
5. 4項は、支払いを実施している者が金融機関又は郵便局に対して、当庁名義の銀行口座宛てにユーロ建てでの支払い金額を振り込むように指示を適切に出していることを示す十分な証拠書類が申請書に添付されている場合は適用されない。この場合、第4条5項を準用する。
6. 申請手数料の支払いが当庁によって受理されていないと考えられる間は、当庁は当該申請書を公表せず、技術的審査を延期するものとする。
7. 申請手数料が受理されている場合でも、申請書が基本規則第50条に基づき有効でない場合、当庁は申請手数料のうち150ユーロを留保し、申請書の中に発見された不備について申請者に通知するときに残金を払い戻すものとする。

第8条

技術的審査に関する手数料

1. 欧州植物品種権の申請の対象となっている品種の技術的審査を手配および実行するための手数料（審査手数料）は、栽培期間の開始の度に付属書 I に従い支払いが実施されるものとする。資料作成のために特定の構成物を含む材料を繰り返し使用しなければならない品種の場合、公式な説明が入手不可能な品種および構成物のそれぞれについて、付属書 I に定める審査手数料を支払わなければならない。
2. 初回の栽培期間のための審査手数料は、技術的審査のための資料の受付最終日を支払期限とし、それまでに支払うものとする。
3. 2回目以降の栽培期間の審査手数料は、その期間開始の1か月前を支払期限とし、それまでに支払うものとする。ただし、当庁による別段の決定がある場合はその限りではない。
4. 審査手数料の支払日は、当庁長官が当庁官報において公表するものとする。

5. すでに実行された技術的審査の結果についての審査報告書の場合、手続き規則の第27条に従い、基本規則第51条に基づく申請日以前に、当庁が指定する期限内に事務手数料を支払わなければならない。
- その手数料の金額は、管理理事会の諮問の後に当庁長官によって決定され、当庁官報の中で公表するものとする。

第9条 年次手数料

1. 当庁は基本規則第113条2項d号に定めるとおり、欧州植物品種権の保有者（以下「権利保有者」という）に対して欧州植物品種権の有効期間にわたり毎年330ユーロの手数料（以下「年次手数料」という）を課金するものとする。
2. 年次手数料の支払期限：
 - (a) 欧州植物品種権の初年度については、権利付与日から60日以内
 - (b) 欧州植物品種権の翌年以降については、権利付与の周年に該当する暦月の前月の初日
3. 当庁は支払いの名目、支払う金額、支払期限、第13条2項a号に定める追加料金の可能性についての情報を含む請求書を権利保有者に対して発行するものとする。
4. 当庁は、有効な欧州植物品種権の保持を目的として実行された支払いについて、いかなる場合でも払い戻しを行わないものとする。

第10条 特定の要求を処理するための手数料

1. 要求の処理のための手数料については、その要求を行った者が支払うべきものとして、以下の通り定める。
 - (a) 登記簿への登記を含む強制利用権の申請、基本規則第100条2項に基づく利用権の付与の申請、既に付与済みの利用権（強制ライセンス料）についての変更の要求の場合（ただし、欧州委員会又は加盟国が同規則第29条2項に定める状況に該当する場合はこの限りではない）：1,500ユーロ
 - (b) 欧州植物品種権の登記簿への登記（登記手数料）のうち下記に該当する場合：
 - 欧州植物品種権の移転、契約利用権
 - 新品種又は従属品種の識別
 - 基本規則第98条1項および2項、ならびに第99条に定める請求に関する訴訟の開始
 - 担保又は物権の対象として付与された欧州植物品種権
 - 基本規則第24条に定める処分執行のための差し押さえ100ユーロ
 - (c) 上記a号およびb号に定める場合を除く、欧州植物品種権申請の登記簿又は欧州植物品種権の登記簿への登記要求の場合100ユーロ
 - (d) 同規則第85条5項に定める費用の金額を判定するための要求の場合100ユーロ
2. 1項に定める手数料は、関係する要求の受領日を支払期限として支払うものとする。支払いが期限内に受領されなかった場合は、基本規則の第83条2項が適用される。

3. 1 項のb号又はc号に定める登記の要求が、同一者によって申請又は保有されている 1 件以上の申請又は登記権利についてのものである場合は、手数料は 1 件のみについて課金されるものとする。

第11条

控訴手数料

1. 申請者は控訴を行う場合、基本規則の第113条 2 項c号に定めるとおり、控訴手数料として1,500ユーロを支払うものとする。
2. 控訴手数料の 3 分の 1 は、当庁における控訴受理日を支払期限とする。この 3 分の 1 については、基本規則の第83条 2 項が適用される。控訴手数料の残りの 3 分の 2 については、当庁の求めに応じ、審判部の当庁関係組織側からの申立の付託の後、1 か月以内を支払期限とする。
3. すでに支払い済みの控訴手数料の払い戻しについては、中間審理の場合は当庁長官の権限の下で、その他の場合は審判部が指示するものとする。ただし、基本規則の第83条 4 項に定める条件を満たしている場合に限る。
4. 基本規則の第29条 2 項に従い下された決定に対する控訴人が欧州委員会又は加盟国である場合、1 項は欧州委員会又は加盟国に適用されないものとする。

第12条

当庁長官が定める手数料

1. 下記の項目については、当庁長官が手数料を定めるものとする。
 - (a) 第 8 条 5 項に定める事務手数料
 - (b) 文書の謄本を発行するための手数料
 - (d) 手続き規則の第82条 2 項に定める事務手数料
2. 当庁長官は、1 項 b 号、c 号、d 号に定めるサービスの実施を、前払いを条件として決定することもできる。

第14条

特例

1. 第 7 条の定めにかかわらず、基本規則第51条に基づき指定された正式な申請日は、1995年 9 月30日までに十分な証拠が作成され、欧州植物品種権の申請者が申請手数料の支払いのために必要な行為を実施済みである場合、同規則第116条 1 項又は 2 項に従い提出されたすべての申請書に関しては有効のままとする。
2. 第 8 条 5 項の定めにかかわらず、当該品種の技術的審査が基本規則第116条 3 項に基づく国内植物品種権の付与のための手続きのいずれかより入手可能な審査結果に基づいて実施されている場合は、100 ユーロの事務手数料を支払うものとする。この事務手数料の支払期限は、1995年11月30日以前とする。

第15条

発効

本規則は、欧州諸共同体官報における公表日付で効力を発するものとする。

本規則は全体としてすべての加盟国を拘束し、直接適用されるものとする。

付属書I

第8条に定める技術的審査に関連する手数料

第8条に基づく品種の技術的審査のために支払うべき手数料は、下記の表に従って決定されるものとする。

(単位：ユーロ)

	コストグループ	手数料
農業グループ		
1	バレイショ	1,760
2	セイヨウアブラナ	1,860
3	牧草	2,430
4	その他農業種	1,530
果物グループ		
5	リンゴ	3,050
6	イチゴ	2,920
7	その他果物種	2,810
観賞用グループ		
8	観賞用生植物温室	2,020
9	観賞用生植物路地	1,960
10	観賞用非生植物温室	1,940
11	観賞用非生植物路地	1,730
12	観賞用特別	3,350
野菜グループ		
13	野菜温室	2,360
14	野菜路地	2,150

(5) 委員会規則 (EC) No 1768/95 1995年7月24日付

本文書は純粹に文書化の手段として意図されたものであり、各機関はその内容についていかなる責任も負わないものとする。

欧州植物品種権に関する理事会規則 (EC) No 2100/94の
第14条3項に定める農業特例に関する規則を施行するための
1995年7月24日付委員会規則 (EC) No 1768/95
(OJ L 173, 25.7.1995, p. 14)

改訂履歴:

	官報		
	番号	ページ	日付
1998年12月3日の委員会規則 (EC) No 2605/98	L 328	6	1998/12/4

欧州植物品種権に関する理事会規則 (EC) No 2100/94の
第14条3項に定める農業特例に関する規則を施行するための
1995年7月24日付
委員会規則 (EC) No 1768/95

欧州諸共同体の委員会は

欧州共同体を設立する条約を考慮し、また、欧州植物品種権に関する1994年7月27日の理事会規則 (EC) No 2100/94 (以下「基本規則」という)⁽¹⁾、特に同規則第14条3項を考慮し、同基本規則第14条で農産物の保護を目的として欧州植物品種権の特例 (以下「農業特例」という) について定め、基本規則第14条3項に定める基準に基づき、規則の施行に当たりこの特例および保護の効果に対して育種家および農家の正当な利益を与える条件を定め、本規則で、特に上記基準により生じる農家、加工業者、権利所有者の義務を具体的に定める条件を定め、これらの義務は本質的に、権利所有者が特例を利用した場合の農家による公平な報酬の支払い、情報の提供、加工にあてられる収穫物の加工の結果生じるものの商品としての独自性の保護、特例に関する規定に対するコンプライアンスの監視に関するものとし、特例を利用した権利所有者に対する報酬の支払いが求められない「小規模農家」の定義が、特定の飼料作物およびバレイショを栽培している農家を対象として策定され、委員会は共同体全体を通じ、基本規則および (特に保留の実施と、バレイショの場合は最大作付面積に関して) 本規則に定める「小規模農家」の定義より生じる、本規則第5条3項に定める報酬の役割に関する効果について徹底的に監視し、許可された栽培用種苗の使用と基本規則第14条に定める特例に基づく収穫物の使用との間の割合に関して、必要に応じて適切な提案を作成するか、共同体全体で一貫性を保つための適切なステップを踏んでいき、一方で、前述の加盟国の法律に基づき保護されている品種の許可された栽培用種苗について現在課金されている金額に関して、加盟国の現行法規に定める同等の特例に基づき使用されている範囲については、現時点では評価ができない状況にあり、したがって委員会は、基本規則第14条3項に基づき共同体の立法機関に委ねられている裁量の範囲内において、許可された栽培用種苗の生産のために課金される金額よりも合理的に低い水準の公平な報酬を適切に定義することが現時点では不可能であり、一方で、初回の水準および二回目以降の調整のシステムについては、可能な限り早期に、遅くとも1997年7月1日までに特定されなければならない、さらに本規則は、1点目として欧州植物品種権と基本規則第14条の規定を根拠とする権利、2点目としては農家に付与された許可とその持分との間の整合性を明記することを目指すものであり、最後に、該当する規定を根拠とする義務を果たさなかった場合の結果を明確にしなければならず、管理理事会の諮問にかけ、本規則に定める規定は植物品種権の常任理事会の意見に従うものであり、よって、本規則を採択した。

(1) OJ No L 227, 1.9.1994, p. 1.

第1章

総則

第1条

適用範囲

1. 本規則は、基本規則第14条1項に定める特例に効力を与えるための条件に関する施行規則を定める。
2. この条件は、基本規則第13条1項の目的の範囲内の権利所有者の権利およびその行使、義務およびその履行、ならびに認証およびその使用、農家の義務およびその履行に対して、その権利、認可、義務が基本規則第14条の定めを根拠とする範囲において適用されるものとする。その条件はまた、基本規則第14条3項の定めを根拠とする権利、認可、義務に関してはその他の者に対しても適用される。
3. 本規則に別段の定めがない限り、権利の行使、認可の使用、義務の履行に関する詳細は、特例が適用される農家の持分が対象となる国際私法を含め、加盟国の法律に準拠するものとする。

第2条

利益の保護

1. 第1条で言及した条件は、栽培者を代理する権利所有者と農家の両者によって、各自の正当な利益が保護される方法で施行されるものとする。
2. 正当な利益とは、その1つ以上の利益が相互間の合理的なバランスを維持する必要性、あるいは該当する条件の目的とその施行の実際の効果との間で均整を取る必要性が考慮されず、不利な影響を受けている場合は、保護されているとみなされない。

第2章

権利所有者と農家

第3条

権利所有者

1. 基本規則第14条の定めを根拠とする権利所有者の権利および義務は、本規則に定めるとおり、第5条に言及される公平な報酬のすでに定量化可能な支払いに対する権利を除き、他人に対する移転の対象とすることはできない。ただし、基本規則第23条の定めに従い、欧州植物品種権の移転に係る権利および義務の中には含まれる。
2. 1項で言及した権利の主張は、権利所有者個人、複数の権利所有者の集団、また共同体レベル、国家レベル、地域レベル、地方レベルで共同体内に設立された権利所有者の組織のいずれかによる申立が可能である。権利所有者の組織はその構成員のみを代表し、該当する権限が書面にて組織に対して付与されている権利所有者の組織のみのために行動することが認められる。この組織は該当する権限の範囲内において、1名以上の代表者又は組織によって信任された監査役のいずれかを通じて行動す

るものとする。

3. 権利所有者又は権利所有者の組織の代理人、ならびに信任された監査役は、
 - (a) 共同体の領域内を住所地とするか、そこに活動の拠点又は施設を持ち、
 - (b) 権利所有者又は組織によって書面にて委任された者であり、
 - (c) a号およびb号に定める条件の証拠を、権利所有者によって公表された該当情報への参照又は権利所有者によって農家の組織に対して通知された該当情報への参照のいずれかを通じて提供するか、b号で言及した書面により委任状の写しを作成し、要求に応じて権利の主張を対抗している農家に対して提示する。

第4条

農家

1. 基本規則第14条の定めを根拠とする農家の権限および義務は、本規則又は本規則に基づき採択された規定に定めたとおり、他人に対する移転の対象とすることはできない。ただし、これらは第5条で言及されている公平な報酬の支払い義務に関連して、持分の移転の行為において別段の合意がある場合を除き、農家の持分の移転によって発生する権利及び義務の中に含まれる。権限および義務の移転は、持分の移転が効力を発した時点で同時に発効する。
2. 基本規則第14条1項の目的の範囲内における「自家持分」とは、農家が植物の栽培に実際に利用する持分のすべて又はその一部のことを指し、自身の所有物であるか、あるいは特に借地の場合の自己の責任および勘定の下で管理されているものであるかを問わない。他人による利用を目的とした持分の全部又は一部の処分は、1項の目的の範囲内における移転とみなされるものとする。
3. 義務の履行を要求された時点で当該持分が所有物として属している者は、その農家とみなされるものとする。ただし、別の者が1項および2項の定めに従い義務を履行しなければならない農家であることを証明するものを提供する場合はその限りではない。

第3章

報酬

第5条

報酬の水準

1. 基本規則の第14条3項4号に基づく権利所有者に対して支払われるべき公平な報酬の水準は、当事者である権利所有者と農家との間で締結する契約の対象となる。
2. そのような契約が締結されていないか、該当がない場合は、同じ品種について同じ領域での栽培のために公式に認められた最も低いカテゴリーで許可された栽培用種苗の生産のために課金される金額よりも合理的に低い水準とする。

当該品種の栽培用種苗の生産が農家の所在する領域において許可されておらず、また、前述の金額に関して共同体全体としての統一水準が存在しない場合、報酬水準は、上記の目的において公式に認

められた最も低いカテゴリーの栽培用種苗の価格に通常含まれ、その品種がその領域において販売される金額よりも合理的に低い水準とする。ただし、その栽培用種苗が生産された領域において課金される上記金額を上回らないものとする。

3. 報酬水準は、使用を特例とするか否かの範囲を判定する経済的要因として、許可された栽培用品種の使用と欧州植物品種権の保護の対象となる品種の農産物の作付との間の合理的なバランス比を確立又は安定化させるために必要とされる報酬を超えない場合、2項に示すとおり、基本規則第14条3項の4番目の項目の目的の範囲における合理的に低い水準とみなされるものとする。そのような比率によって持ち主が所有している品種の総合的な使用に対して正当な報酬を全体として獲得できている場合、その比率は合理的にバランスが取れているとみなされる。
4. 2項に該当する場合で報酬水準が権利所有者と農家の組織間での合意の対象になるとき、加工業者の組織の関与の有無を問わず（それぞれ共同体、国家、地域の各レベルで共同体内で設立される組織）、その種について当該領域内で支払われるべき報酬を決定するうえでのガイドラインとして、合意された水準が使用される。ただし、これらの水準と条件が該当する組織の正式な代表者によって書面にて委員会に通知され、これに基づいて、合意された水準と条件が欧州植物品種庁によって発行される『官報』において公表されていることが条件となる。
5. 2項に該当する場合で4項において言及された合意が適用されない場合、支払われるべき報酬は2項で言及のあった許可された栽培用種苗の生産のために課金される金額の50%とする。
ただし、国家レベル又は地域レベルで設立された該当組織の間で4項において言及された合意が締結された旨を、加盟国が1999年1月1日に以前に委員会に対して通知している場合、その種について当該領域内で支払われるべき報酬は、上記の50%に代わって40%となる。ただし、その合意の執行に先立ち、1999年4月1日以前に成立した農業特例が使われている場合に限る。
6. 5項に該当する場合で農家が当該期間内に、生産に使用される当該品種の全種苗の55%以上の比率で農業特例を利用したとき、その種について当該領域内で支払われるべき報酬の水準は、その品種が該当する加盟国において国家植物品種権制度の下で保護され、その水準を定めている制度が国内に存在する場合にその品種に関して適用されることが想定される水準とする。ただし、その水準が2項に定める許可された栽培用の種苗の生産を対象として課金される金額の50%以上であることが条件となる。国家制度の下でそのような水準が定められていない場合、使用比率にかかわらず5項の規定が適用されるものとする。
7. 遅くとも2003年1月1日までは本規則の下で得られた経験、ならびに3項で言及した比率の状況に照らし合わせて5項、副段落第一、6項の規定の見直しを行い、共同体の全体又は一部において上記に定める比率の合理的なバランスを確立又は安定化させるために、必要に応じて、2003年7月1日までに想定される調整を行うことを目指す。

第6条

支払いに関する個別の義務

1. 2項の規定に影響を及ぼすことなく、公平な報酬を支払う農家個別の義務は、農家が現地において栽培することを目的として実際に収穫物の使用を実行した時点で発生するものとする。

権利所有者は、支払いの期限および方法を決定することができる。ただし、権利所有者は当該義務が発生する日付以前を支払日と決定することはできない。

2. 基本規則第116条に基づき付与される欧州植物品種権の場合、基本規則第116条4項の2番目の項目の規定を発動する資格のある農家個別の義務は、2001年6月30日以降に農家が現地において栽培することを目的として実際に収穫物の使用を実行した時点で発生するものとする。

第7条

小規模農家

1. 基本規則第14条3項3号の目的の範囲内において植物が栽培される領域は、定期的な栽培および収穫のために作付が行われている領域となる。特に森林地帯、5年以上の期間にわたり定着している永久牧草地、恒久的な緑地、植物品種権に関する常任理事会において決定される類似の場合は、植物が栽培される領域とみなされない。

植物を栽培する農家所有の領域であるものの、7月1日に開始し翌暦年の6月30日に終了するマーケティング年度（以下「マーケティング年度」という）の間に一時的又は永続的に放置されているが、報酬の支払いが予定されている土地については、その放置されている領域に関する加盟国又は共同体によって助成金又は補償金が支払われている場合、植物がこれまでどおり栽培されている領域とみなされる。

3. その他の植物品種の場合（基本規則第14条3項の3番目の項目の2）、基本規則第14条3項の3番目の項目の1の規定に影響を及ぼすことなく、小規模農家は以下の農家とみなされる。

(a) 後者の規定に基づく飼料作物の場合：当該飼料作物以外の植物を栽培する領域とは関係なく、収穫1回当たり92トンの穀物を生産するのに必要となる面積よりも広い領域に飼料作物を栽培しない期間が5年以下である農家

(b) バレイショの場合：バレイショ以外の植物を栽培する領域とは関係なく、収穫1回当たり185トンのバレイショを生産するのに必要となる面積よりも広い領域にバレイショを栽培しない農家

4. 1項、2項、3項で言及した面積の計算は、各加盟国の領域については以下のとおり実施される。
- 理事会規則（EEC）No 1765/92⁽¹⁾が適用される植物品種の場合、同規則の規定にすでに該当する植物以外の飼料作物の場合は、同規則の規定に従い、特に同規則第3条および第4条、あるいは同規則に基づき採択された規定に従って計算される。
 - バレイショの場合、該当する加盟国において定められている1ヘクタール当たりの平均収穫量に基づき、穀物以外の農作物について加盟国によって提供される統計情報に関する理事会規則（EEC）No 959/93⁽²⁾に従って提出される統計情報に従って計算される。

(1) OJ No L 181, 1.7.1992, p. 12.

(2) OJ No L 98, 24.4.1993, p. 1.

5. 「小規模農家」として主張する農家は、紛争が生じた場合、この農家カテゴリーに当てはまるための要件が満たされていることの証明を提供する。ただし、理事会規則（EEC）No 1765/92の第8条1項および2項の目的の範囲内における「小規模生産者」の要件は、この目的において適用されないものとする。ただし、権利所有者が別段の合意をしている場合はこの限りではない。

第4章

情報

第8条

農家からの情報

1. 基本規則の第14条3項の6番目の項目に基づき農家から権利所有者に対して提供されるべき関係情報の詳細は、当事者である権利所有者と農家との間で締結する契約の対象を形成する。
2. そのような契約が締結されていないか、該当がない場合は、その他共同体の法律又は加盟国の法律に基づく情報の要件に影響を及ぼすことなく、農家は権利所有者の要求に応じて、該当する情報を書面にて提供することが求められる。以下の項目が該当する情報とみなされる。
 - (a) 農家の氏名、住所地、持分が所在する住所
 - (b) 権利所有者が所有する作付用の品種に属する収穫物を、農家が所有する1か所以上の土地で利用したか否かの事実
 - (c) 農家がそのような利用を行った場合、基本規則第14条1項に従い農家を使用した当該品種に属する収穫物の量
 - (d) 同じ条件の下で、作付の目的で該当する収穫物を加工するサービスを提供した者の氏名および住所
 - (e) b号、c号、d号に基づき取得した情報が第14条の規定に従い確認できない場合、使用された当該品種の栽培用種苗の量、ならびにそれを供給した者の氏名および住所
 - (f) 農家が基本規則第116条4項の2番目の項目の規定を発動した場合、基本規則第14条1項に定める目的で該当品種を報酬の支払いを行わずにすでに使用しているか否か。使用している場合はその開始時期。
3. 2項b号、c号、d号、e号に定める情報は、当マーケティング年度、ならびに直近3年のマーケティング年度のうち、4項および5項の規定に基づく権利所有者の要求に応じて農家が従前に該当する情報を提供していない1年以上を参照するものとする。

ただし、情報を参照する最初のマーケティング年度は、該当する品種および農家に関して情報の要求が最初に出された年、あるいは少なくとも欧州植物品種権の付与のための申請書の提出、もしくはその権利の付与ならびに当該栽培用種苗の使用に関して想定される条件についての情報が添付されている場合は該当する品種の栽培用種苗を農家が獲得した年よりも前であってはならない。

基本規則第116条の規定に基づく品種の場合、基本規則第116条4項の2番目の項目の規定を発動する権利を有する農家に関しては、最初のマーケティング年度は2001/02年とする。
4. 権利所有者はその要求の中で、自身の氏名および住所、情報に関心を持っている品種、該当する1

つ以上の欧州植物品種権の資料を1点以上明記する。農家による要求の場合、要求は書面にて作成し、所有関係の証拠を提供するものとする。5項の規定に影響を及ぼすことなく、要求は該当する農家に直接出されるものとする。

5. 関係する農家に直接出されていない要求は、下記のいずれかの団体又は個人を通じて、それぞれとの事前合意に基づき農家へ送付されている場合、4項の3文目の規定を満たしているとみなされる。
 - 構成員である農家全員が関与している農家の組織又は共同組合
 - 加工業者。当マーケティング年度、ならびに3項に定めるマーケティング年度から始まる直近3年のマーケティング年度において、該当する収穫物を加工するサービスをその加工業者が提供したすべての農家が関係者となる。
 - 権利所有者の品種に関して許可された栽培用種苗を供給する業者。当マーケティング年度、ならびに3項に定めるマーケティング年度から始まる直近3年のマーケティング年度において、その栽培用種苗を供給業者が提供したすべての農家が関係者となる。
6. 5項の規定に従って出された要求の場合、個別の農家の指定は必要とされない。組織、共同組合、加工業者、供給業者は、関係する農家の許可を得て求められた情報を権利所有者に対して転送することができる。

第9条

加工業者からの情報

1. 基本規則の第14条3項6号に基づき加工業者から権利所有者に対して提供されるべき関係情報の詳細は、当事者である権利所有者と加工業者との間で締結する契約の対象となる。
2. そのような契約が締結されていないか、該当がない場合は、その他共同体の法律又は加盟国の法律に基づく情報の要件に影響を及ぼすことなく、加工業者は権利所有者の要求に応じて、該当する情報を書面にて提供することが求められる。以下の項目が該当する情報とみなされる。
 - (a) 加工業者の氏名、住所地、登記されている事業所の名称および住所
 - (b) 権利所有者が所有する作付用の品種に属する収穫物を加工するサービスを加工業者が提供したか否かの事実。この場合、該当する品種であることが宣言されているか、加工業者がその事実を知っていることが条件となる。
 - (c) 加工業者がそのようなサービスの提供を行った場合、当該品種に属する収穫物のうち、加工業者によって作付のために加工されている分の量、ならびにその加工の結果として生じた量の合計
 - (d) c号で言及された加工の日付および場所
 - (e) c号で言及された加工のサービスを加工業者が提供した相手の氏名および住所、ならびに該当する量
3. 2項b号、c号、d号、e号に基づく情報は当マーケティング年度、ならびに直近3年のマーケティング年度のうち、4項および5項の規定に基づき権利所有者がまだ前述の要求出していない1年以上を参照するものとする。ただし、情報を参照する最初のマーケティング年度は、該当する品種および加工業者に関して情報の要求が最初に出された年とする。
4. 第8条4項の規定が準用される。
5. 関係する加工業者に直接出されていない要求は、下記のいずれかの団体又は個人を通じて、それぞ

れとの事前合意に基づき加工業者へ送付されている場合、第8条4項の3文目の規定を満たしている
とみなされる。

— 共同体において共同体、国家、地域、地方レベルで設立された加工業者の組織。その組織の構成員
又はそれを代表する加工業者すべてが関係者となる。

— 農家。当マーケティング年度、ならびに3項に定めるマーケティング年度から始まる直近3年のマ
ーケティング年度において、該当する収穫物を加工するサービスをその農家に提供したすべての加
工業者が関係者となる。

6. 5項の規定に従って出された要求の場合、個別の加工業者の指定は必要とされない。組織又は農家
は、関係する加工業者の許可を得て求められた情報を権利所有者に対して転送することができる。

第10条

権利所有者からの情報

1. 基本規則の第14条3項の4番目の項目に基づき権利所有者から農家に対して提供されるべき関係情
報の詳細は、当事者である権利所有者と農家との間で締結する契約の対象となる。

2. そのような契約が締結されていないか、該当がない場合は、その他共同体の法律又は加盟国の法律
に基づく情報の要件に影響を及ぼすことなく、権利所有者は第5条に定める報酬の支払いを求めている
農家の要求に応じて、該当する情報を書面にて農家に対して提供することが求められる。以下の項
目が該当する情報とみなされる。

— 農家の持分が所在している領域内の同じ品種のうち、正式な認定を受ける資格のある最も低いカテ
ゴリーの栽培用種苗について許可された生産に課金される金額

— 農家の持分が所在している領域内において該当する品種の栽培用種苗について許可された生産が行
われず、共同体全体で前述の量についての統一水準が存在しない場合、前述の目的において同品種
の正式な認定を受ける資格のある最も低いカテゴリーの栽培用種苗が当該領域で処分される価格に
通常含まれる金額、ならびにその栽培用種苗が生産されている領域において実際に課金されている
上記の金額

第11条

公的機関からの情報

1. 具体的な種又は品種の種苗を作付することによる実際の使用又はその使用の結果についての情報を
要求する場合、権利所有者が公的機関に対して対処を求め、これを書面にて行わなければならない。
権利所有者はこの要求の中で、自身の氏名および住所、情報に関心を持っている品種、求めている情
報の種類を明記する。さらに、自身の所有権の証拠を提供するものとする。

2. 公的機関は、第12条の規定に影響を及ぼすことなく、以下の条件に該当する場合にのみ、要求され
た情報を留保することが認められている。

— 農業生産の監視と無関係である

— 公的機関の活動に関する一般的裁量に適用される共同体の規則又は加盟国の規則に基づき、権利所

有者に対してそのような情報を提供することが認められていない

- 情報の収集に関する共同体の法律又は加盟国の法律に従い、そのような情報の留保が裁量に委ねられている
- 要求されている情報が入手不可能であるか、すでに入手不可能となっている
- そのような情報は、公的機関の業務の通常の実行を通じて取得することができない
- そのような情報は、追加の負担又は費用がないと取得できない
- そのような情報は、権利所有者の品種に属しない種苗に関するものであることが明確である

関係する公的機関は、上記 3 番目の項目に言及のある裁量を行使する方法について、委員会に通知するものとする。

3. 情報の提供に当たり、公的機関は複数の権利保有者の間で区別しないものとする。公的機関は要求された情報を、権利取得者が写しを入手できるようにすることで提供することができる。その写しは、権利所有者の品種に属する種苗に関連する情報以外の情報も記載されている文書を元に作成される。ただし、第12条で言及されている規定に基づき保護されている個人を特定される可能性が確実に除去されていることを条件とする。
4. 公的機関が要求された情報を留保する決定を下す場合、要求をしている権利所有者に対してその旨を書面にて通知し、この決定の理由を示すものとする。

第12条

個人データの保護

1. 第 8 条、第 9 条、第10条、第11条のいずれかの規定に基づき情報の提供又は受領をしている者は、個人データに関して、個人データの処理および自由な動きに関して個人を保護する共同体の法律又は加盟国の法律の規定の対象となるものとする。
2. 第 8 条、第 9 条、第10条、第11条のいずれかの規定に基づき情報を受け取る者はいずれも、当該情報を提供している者の事前の同意なしにこの情報を第三者へ転送したり、欧州植物品種権の行使以外の目的又は基本規則第14条に定める許可の使用以外の目的でそれを使用したりしないものとする。

第 5 章

その他の義務

第13条

農家の持分外で加工する場合の義務

1. 基本規則第14条 3 項の 2 番目の項目に従い加盟国が定めることが認められている制約に影響を及ぼすことなく、欧州植物品種権によって保護されている品種の収穫物は、権利所有者の事前の同意なく、作付用の加工を目的として取得した持分から移動しないものとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - (a) 農家が適切な措置を講じ、加工にあてられた製品が加工の結果得られる製品と同一であることが

保証される。

(b) 実際の加工が、作付用の収穫物の加工サービスを提供する、以下の条件に該当する加工業者によって実行されていることを農家が確認している。

— 公益のために採択された関係加盟国の法律の下で登録されているか、あるいは欧州植物品種権によって保護されている品種が関係する限りにおいて、公的機関や、権利所有者、農家、加工業者の組織が加盟国で設立、指定、認可されている当局に対してこの活動の届出を行い、結果的にその当局が作成する一覧に記載されることに同意している加工業者。

— 適切な措置を講じ、農家によって加工にあてられた製品が加工の結果得られる製品と同一であることを保証する旨を農家に約束している加工業者。

2. 1項に定める加工業者の一覧の作成の目的において、加盟国は加工業者が満たすべき資格要件を定めることが認められている。

3. 1項で言及されている登録および一覧は公開されるか、権利所有者、農家、加工業者の組織がそれぞれ入手できるようにしておくものとする。

4. 1項で言及されている一覧は、1997年7月1日までは作成されるものとする。

第6章

権利所有者による監視

第14条

農家の監視

1. 監視の目的において、本規則に定めるとおり、基本規則第14条が規定する権利所有者によるコンプライアンスについて、農家の義務履行に関する限りにおいて農家は、権利所有者の要求に応じて以下の事項を行うものとする。

(a) 請求書、使用済みラベル、その他第13条1項a号に従って要求される適切な装置など、入手可能な関係書類の開示を通じて第8条に基づく情報の書類を裏付ける証拠を提供する。

— 任意の第三者による、権利所有者の品種の作付用収穫物の加工サービスの提供

— 第8条2項e号に該当する場合、権利所有者の品種の栽培用種苗の供給あるいは、土地又は貯蔵施設の現地説明を通じて。

(b) 第4条3項又は第7条5項に基づき要求される証拠を入手又は閲覧できるようにしておく。

2. その他共同体の法律又は加盟国の法律に影響を及ぼすことなく、農家は1項において言及した文書又は装置のすべてを、少なくとも第8条3項に定める期間にわたり保存することが求められる。ただし、使用済みラベルの場合、第8条3項の2段落目で言及した栽培用種苗に添付された情報にその種苗に関するラベルの保存に関する助言が含まれていることを条件とする。

第15条

加工業者の監視

1. 監視の目的において、本規則に定めるとおり、基本規則第14条が規定する権利所有者によるコンプライアンスについて、加工業者の義務履行に関する限りにおいて加工業者は、権利所有者の要求に応じて、請求書、資料の識別特定に適した装置、その他第13条 1 項b号の 2 番目の項目に従って要求される適切な装置や加工済みの種苗のサンプルなど、権利所有者の品種の作付用収穫物の加工サービスの提供に関する入手可能な関係書類の開示、あるいは加工又は貯蔵の施設の現地説明を通じて第 9 条に基づく情報の書類を裏付ける証拠を提供するものとする。
2. その他共同体の法律又は加盟国の法律に影響を及ぼすことなく、加工業者は 1 項において言及した文書又は装置の全てを、第 9 条 3 項に定める期間以上にわたり保存することが求められる。

第16条

監視の方法

1. 監視は権利所有者が実施するものとする。権利所有者は、農家の組織、加工業者、共同組合、その他農業の業界団体から援助が得られるようにするために適切に手配することが認められる。
それぞれ共同体、国家、地域、地方レベルで設立される権利所有者の組織と農家又は加工業者の組織との間の合意に盛り込まれる監視の方法に関する条件は、その合意が該当する組織の正式な代表者によって共同体に対して書面により通知され、欧州植物品種庁が発行する『官報』において公表されている場合、ガイドラインとして使用されるものとする。

第 7 章

侵害および特別民事裁判権

第17条

侵害

権利所有者は、本規則において言及する基本規則第14条に基づく特例に付随する条件又は制限のいずれかに違反する者を相手取り、欧州植物品種庁によって付与される権利を発動することが認められている。

第18条

特別民事裁判権

1. 第17条において言及した者は、本規則において言及する基本規則第14条 3 項に基づく義務を履行するために、権利所有者によって訴えられる可能性がある。
2. 同権利所有者の品種の 1 つ以上に関して、その者が基本規則第14条 3 項に基づく義務を繰り返し意

図的に履行しない場合、基本規則第94条2項に基づく損害が他にもあるときの権利所有者に対する賠償責任は、それ以上の損害に対する賠償に提供を及ぼすことなく、同じ領域において保護の対象となっている植物種の栽培用種苗の相当量の生産に対して課金される平均金額の4倍として計算される総額以上を保障するものとする。

第8章 最終規定

第19条 発効

本規則は、欧州諸共同体官報における公表日付で効力を発するものとする。
本規則は全体としてすべての加盟国を拘束し、直接適用されるものとする。